

マイ政経予備校
政治・経済科

出題されたら笑う！

共通政経FINAL

2025

公式テキスト



共通政経FINAL2025

I : 共通政経FINALとは

共通テスト公共、政経の対策講座です。
過去15回のセンター・共通テスト「政治・経済」(本試験・追試験)を分析し、
頻出単元をまとめました！

ちなみに…

昨年度の「共通政経FINAL2024」は
2024年度の共通テスト「政治・経済」の問題のうち、**13問／30問**で掲載内容が出題！

II : 分析方法

〈分析対象の試験〉 全15回

共通テスト政治経済:2021～2024年の本・追

共通テスト現代社会:2024年の本・追

共通テスト試行問題:公共政経／政経

センター試験 :2018～2020の本

<手順1>

対象: 直近13回(政経)・直近2回(現社)

方法: ・単元ごとに、毎年の出題状況をカウント(1年1回でカウント)

・回数÷15回を10ポイント換算で計算

<手順2>

対象: 直近9回(共通テスト初回～現在までの政経／公共、政経)

方法: ・単元ごとに、毎年の出題状況をカウント(1年1回でカウント)

・回数÷15回を10ポイント換算で計算

<手順3>

分析方法①②の10ポイント換算の平均値を計算

<手順4>

SS…9以上0 S…8以上～9未満 A+…7以上～8未満 A…6以上～7未満 それ以下…6未満

そのうち、SS・S・A+を掲載。ただし、公共の範囲は特に注目している単元を掲載。

III : 注意事項

①この講座は、ある程度基礎知識が入っている人向けに、**復習用**として作っています。

動画の長さの都合上、細かい説明を省いている箇所があるので注意してください。

②時事問題対策については、「**時事FINAL2025**」をご覧ください。

※特に最重要時事シリーズ

共通政経FINAL2025

I : 目次

重要度	単元名	ページ
SS	社会保障と税	4
	労働問題	9
	国際経済	13
S	司法	21
	地方自治	26
	企業	29
	環境問題	32
A+	選挙	37
	市場機構	41
	金融	45
公共	青年期	48
注目	消費者問題	52
	私たちと法	54
計算	国民所得	60
	国際収支表	64
	比較生産費説	68
資料	計算公式集	72
	判例集	75



SS

社会保障と税

I : 社会保障制度の成立

時期	社会保障制度の流れ
1601年	◆イギリス「エリザベス救貧法」 囲い込み運動で土地を追われた者に救貧税を与える。
19世紀	◆ドイツ「アメとムチ」政策 ビスマルクによる社会保険政策。 アメ:疾病保健法、労働者災害保険法、養老廃疾保険法 ムチ:社会主義者鎮圧法
1935年	◆アメリカ「社会保障法」 F.ルーズベルトによるニューディール政策の一環。 医療保険は規定されなかった。
1942年	◆イギリス「ベバリッジ報告」 全国民に最低限度の生活(ナショナルミニマム)を保障。 スローガンは「ゆりかごから墓場まで」
1944年	◆ILO「フィラデルフィア宣言」 所得・医療保障を各国に勧告。
1952年	◆ILO「社会保障の最低基準に関する条約(102号条約)」 「社会保障の最低基準」を採択。

II : 社会保障の類型

◆主な社会保障の類型

類型	制度	保険料負担	給付額	負担
イギリス・北欧型	均一負担均一給付	全国民同じ額	全国民同じ額	国庫・公費負担が多い
ヨーロッパ大陸型	所得比例方式	所得に応じて異なる	拠出額に応じて給付水準が異なる	保険料(特に事業者)負担が多い

◆特殊な社会保障の類型

類型	特徴
アメリカ型	生活自助の原則より、私的保険が中心。民間保険会社による保険の普及から、全国民を対象とする公的な健康保険制度は存在しない。 そのため、全国的な社会保障制度は十分に発達していない。
日本型	自己負担、事業主負担、公費負担がおぼ同じという三者均衡型。 ただし、近年は崩れつつある。

III: 国民負担率

(2017年で比較)	国民負担率	租税負担率	社会保障負担率
アメリカ	34.5%	26.1%	8.5%
日本	43.3%	25.5%	17.7%
イギリス	47.7%	36.9%	10.7%
ドイツ	54.1%	31.5%	22.6%
スウェーデン	58.9%	53.8%	5.2%
フランス	68.2%	41.7%	26.5%

アメリカは公的な健康保険制度が存在していない分、国民の負担が少ない。
一方、フランスやスウェーデンのように高福祉である場合には国民の負担も大きくなる。

I：社会保障制度の根拠

戦前は、不十分ながらも公的扶助(恤救規則)と社会保険(健康保険法)があった。
戦後には、憲法で生存権を定め、これに基づいて社会保障制度を発展させた。

日本国憲法 第25条

すべて国民は、**健康で文化的な最低限度の生活を営む権利**を有する。

② 国は、すべての生活面について、
社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

II：社会保障制度の種類

	負担	具体的な内容
公的扶助	政府 (無拠出)	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護法に基づいて実施 ・生活保護受給には厳しい条件がある
社会福祉		<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方自治体が、児童・母子・老人・障がい者のために施設やサービスを提供 ・福祉六法の制定
社会保険	政府・事業者・被保険者 (拠出)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療保険、年金保険、雇用保険、労働者災害補償保険、介護保険から成り立つ。
公衆衛生		<ul style="list-style-type: none"> ・国民の健康維持、促進のために伝染病予防、予防接種、上下水道の整備などを行う。

▶生活保護

生活保護は、以下の8種類。

- | | |
|-------|-------|
| ①生活扶助 | ②住宅扶助 |
| ③教育扶助 | ④葬祭扶助 |
| ⑤生業扶助 | ⑥出産扶助 |
| ⑦医療扶助 | ⑧介護扶助 |

□ 福祉六法 (B)

次の福祉に関する法令の総称。

- | | |
|-----------|-----------------|
| ①生活保護法 | ②児童福祉法 |
| ③身体障害者福祉法 | ④知的障害者福祉法 |
| ⑤老人福祉法 | ⑥母子及び父子並びに寡婦福祉法 |

III：社会保険

保険の種類	保険名	詳細
労働	労働外 医療保険	<p>業務外の病気やけがに適用</p> <p>①健康保険……一般民間労働者(サラリーマン) ②国民健康保険…自営業、農家 ③共済組合保険…公務員</p> <p><基本> 自己負担は3割 (国と事業主が7割負担)</p> <p><例外> 75歳以上については、後期高齢者医療制度を適用し、自己負担は1割としている。</p>
	労働中 労働者災害補償保険	<p>業務上の病気やけがに適用 (バイトもOK、通勤中もOK)</p> <p>【保険料】事業主が全額負担</p>
	失業時 雇用保険 (失業保険)	<p>失業時に一定期間給付。</p> <p>【保険料】事業主と労働者で折半</p>
保護	高齢者・ 障害者 年金保険	<p>高齢者や障害者の生活保障。</p> <p>①国民年金…20歳以上の全国民が加入 60歳まで支払、65歳から給付 ②厚生年金…一般民間労働者 + 公務員</p> <p>【保険料】修正積立方式(事実上の賦課方式)</p> <p>◆積立方式 自分で積み立て、老後に受け取る方式 →物価上昇に対応できない</p> <p>◆賦課方式 若者の保険料をその時代の高齢者に渡す方式 →少子化に対応できない</p>
	40歳～ 64歳の 要介護者・ 65歳以上 介護保険	<p>在宅介護、施設介護を行う。</p> <p>市町村及び特別区が管理・運営する。</p> <p>なお、要介護者の認定は厳しい。</p> <p>【保険料】40歳以上の全国民+1割自己負担</p>

▶健康保険の種類

健康保険には組合や政府が運営するものがある。

- ・組合管掌
大企業ごとにつくる
健康保険組合が運営する。
- ・政府管掌
中小企業用の健康保険で、
政府が運営する。

I： 年金制度の変遷

制度の変化	イメージ図
<p>◆1961年 国民皆年金 国民はいずれかの年金に加入する。</p>	
<p>◆1985年 基礎年金制度 20歳以上の全国民は国民年金に加入する。 厚生年金と共に年金制度の2階部分に当たる。</p>	
<p>◆1994年 厚生年金の定額部分の支給開始年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げることを決定。</p>	
<p>◆2000年 厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢を60歳から65歳に段階的に引き上げることを決定。</p>	
<p>◆2004年 年金改革法 ①厚生年金の保険率を段階的に引き上げる ②給付は厚生年金の支給開始時点で現役世代の年収の50%以上を保障する ③国民年金の保険料も段階的に引き上げる ④国民年金の国庫負担割合を3分の1から2分の1にする(2009年から)</p>	
<p>◆2015年 共済年金を廃止 共済年金が廃止され厚生年金に統一された。 基本的には自営業者などの国民年金基金に加入することになる。</p>	

年金保険制度には大きく2種類ある。

制度	詳細
確定給付型年金	給付される年金の金額が先に確定され、それに応じて月々の保険料が決定される仕組み。国民年金や厚生年金がこれにあたる。
確定拠出型年金 (日本版401K)	月々の拠出額(毎月の保険料)を決定し、積立金の運用収益が伸びれば、給付される年金が増える仕組み。 企業年金ともいい、国民年金+厚生年金に加えて3階部分にあたる。

II： 老人医療制度の変遷

年号	出来事
1973年 (福祉元年)	◆老人福祉法の改正 70歳以上の老人医療費が無料となった。
1982年	◆老人保健法の改正 70歳以上の老人医療費が一部有料となった。
2002年	◆老人保健法の改正 対象年齢を70歳から75歳に引き上げることになった。
2008年	◆後期高齢者医療制度の導入 ①75歳以上の全国民が加入し、保険料を拠出(年金から天引き) ②都道府県単位で設置された広域連合が運営団体 (介護保険は市町村及び特別区が運営) ③基本は1割負担だが、現役並みの所得者は3割負担

I：税の種類

	直接税 (担税者と納税者が同じ税)	間接税 (担税者と納税者が異なる税)
国税	所得税・法人税・相続税・贈与税	消費税・酒税・たばこ税・関税
地方税	住民税・事業税・固定資産税	地方消費税

▶直間比率

直接税と間接税の比率のこと。
日本は6:4
アメリカは9:1
西欧諸国(フランスなど)は4:6
となっている。

II：税制度の歴史

1949年	吉田茂	シャウプ税制改革(シャウプ勧告)
1989年	竹下登	消費税導入 (3%)
1997年	橋本龍太郎	消費税増税 (5%)
2008年	福田康夫	ふるさと納税制度の導入
2014年	安倍晋三	消費税増税 (8%)
2019年	安倍晋三	消費税増税 (10%)、軽減税率の導入
2023年	岸田文雄	インボイス制度導入

III：日本の税制度の問題

間接税の性質	間接税は、金額的には公平だが、実質的には低所得者の負担を大きくするという逆進性がある。 ●垂直的公平 (例:所得税) 所得などの経済状況の違いに応じて税負担を求めること ●水平的公平 (例:消費税) 同じ経済状態の人々に同等の税負担を求めること
捕捉率の違い	会社が源泉徴収制度によって税処理するサラリーマンに比べ、自営業者や農業者は自己申告であるため補足率が低い。 把握率がサラリーマンは約9割、自営業者は約6割、農家は約4割 なのでクロヨンと呼ばれる。

□ 補足率 (B)

税務署が労働者の収入を把握している割合のこと。

IV：近年の税制度改革

ふるさと納税	自分が支援したい地方公共団体に寄付することで、その分を住民税や所得税から差し引かれる制度。 <目的>都市から地方に税収を移転させること <問題>寄付者が返礼品を目的に行う結果、地方自治体が返礼品競争を行ってしまう。 (2019年の税法改正で、返礼品は寄付額の30%以下の地場産品という条件を定めた)
軽減税率	飲食料品(酒類を除く)、テイクアウトや宅配、定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡などは消費税を10%ではなく8%にするという制度。 <目的>低所得者に配慮する観点
インボイス制度	正式名称は適格請求書等保存方式といい、2023年10月開始の複数税率に対応した消費税の仕入税額控除を受けるためには適格請求書(インボイス)の発行・保存が必要になった。 ただし、インボイスを発行できるのは適格請求書発行事業者のみのため対応が必要となっている。

▶インボイス制度の目的

軽減税率の導入により、複数の税率が適用され、仕入額にも影響があった。
そのため、正確な消費税額を把握するために、仕入税額控除を受けるならばインボイスの発行が必要とした。

I：高齢者の割合

国際連合の定義では、全人口に占める65歳以上の割合によって、高齢化の名称を定めている。

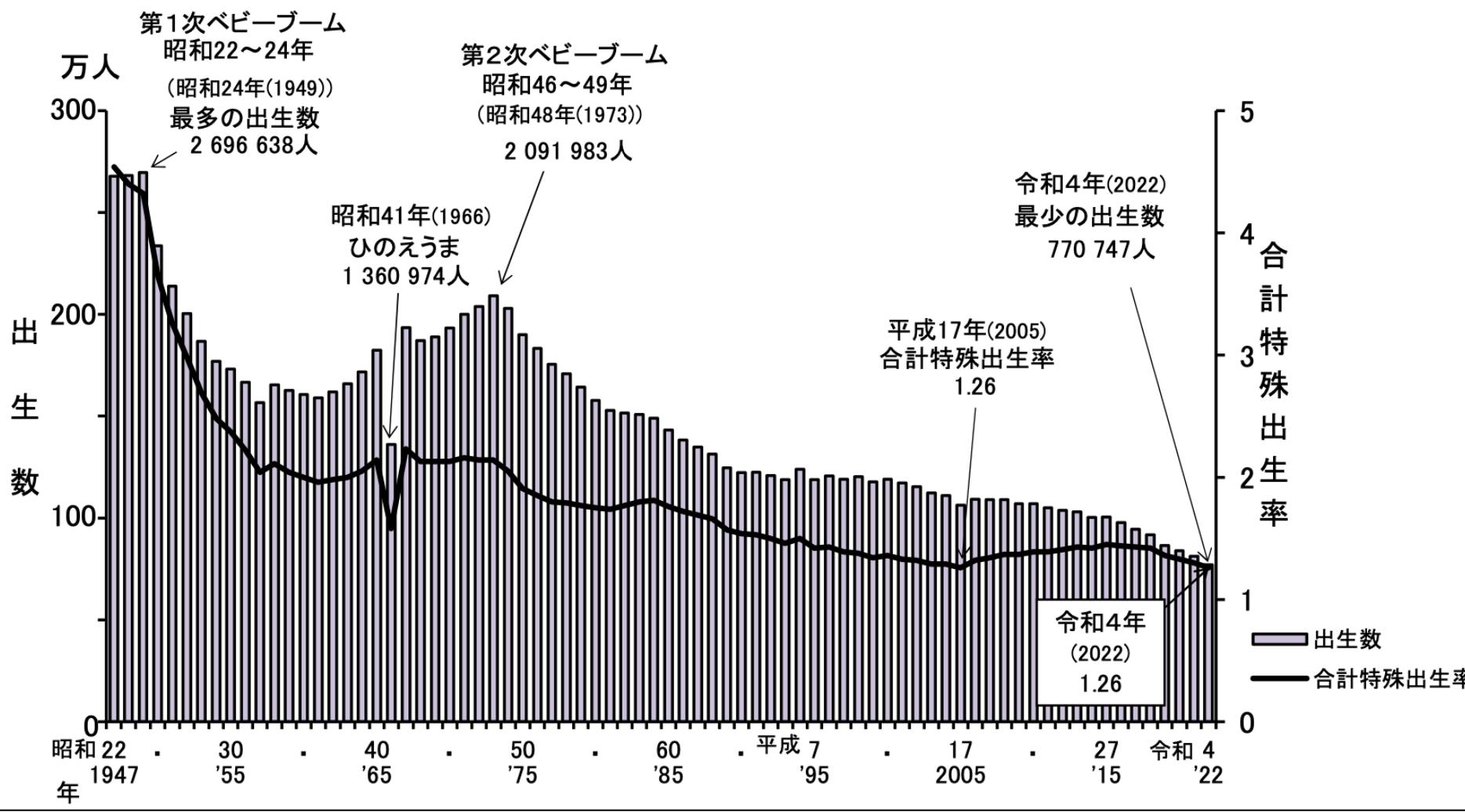
名称	65歳以上の割合	日本が超えた年
高齢化社会	7%	1970年
高齢社会	14%	1994年
超高齢社会	21%	2007年

II：少子化(出生率)

一人の女性が一生のうちに産む子どもの数の平均である合計特殊出生率によって、少子化の状況を判断することができる。

2022年は1.26だが、これは一人の女性が一生のうちに産む子どもが1.26人ということになる。

図1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



▶合計特殊出生率について

2022年は1.26だが、これは一人の女性が一生のうちに1.2人出産するということになる。ただし、男女2名から1名誕生するということは将来的に人口が半減することになる。男女2名から2名たんじよするとようやく横ばいになるため、合計特殊出生率が2よりも大きければ人口増加、2よりも小さければ人口減少という考えになる。

▶引用元

左記図1は以下より引用しています。

「結果の概況」
 ／令和4年（2022）人口動態統計月報年計（概数）の概況
 ／厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai22/dl/kekka.pdf>

III：理念と対策

名称	内容										
ノーマライゼーション	老人や障害者などの社会的弱者もその他の人々と同じような生活を送れるようにすべきだとする考え方。										
バリアフリー	2000年に交通バリアフリー法が施行され、バリアフリー新法に発展した。										
エンゼル・プラン	子育てに対する社会的支援を目的とする施策。										
ゴールド・プラン21	高齢化対策とした施策。 <table border="1"> <tr> <td>訪問介護</td> <td>ホームヘルパーが介護を行う。</td> </tr> <tr> <td>訪問看護</td> <td>看護師が看護を行う。</td> </tr> <tr> <td>訪問介護（デイサービス）</td> <td>高齢者を施設で昼間に預かり、食事や入浴などを提供する。</td> </tr> <tr> <td>通所リハビリ（デイケア）</td> <td>病院や老人保健施設に通い、機能訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td>短期入所会議（ショートステイ）</td> <td>特別養護老人ホームなどで、高齢者を短期間だけ預かる。</td> </tr> </table>	訪問介護	ホームヘルパーが介護を行う。	訪問看護	看護師が看護を行う。	訪問介護（デイサービス）	高齢者を施設で昼間に預かり、食事や入浴などを提供する。	通所リハビリ（デイケア）	病院や老人保健施設に通い、機能訓練を行う。	短期入所会議（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどで、高齢者を短期間だけ預かる。
訪問介護	ホームヘルパーが介護を行う。										
訪問看護	看護師が看護を行う。										
訪問介護（デイサービス）	高齢者を施設で昼間に預かり、食事や入浴などを提供する。										
通所リハビリ（デイケア）	病院や老人保健施設に通い、機能訓練を行う。										
短期入所会議（ショートステイ）	特別養護老人ホームなどで、高齢者を短期間だけ預かる。										

共通政経FINAL2025



SS

労働問題

I：労働権

日本国憲法 第27条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

- ② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- ③ 児童は、これを酷使してはならない。

日本国憲法 第28条

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

◆労働三権

		警察・消防・自衛官 (人事院の勧告制度)	一般公務員 (労働委員会が仲裁)
団結権	労働組合を作る権利		○
団体交渉権	労働条件について 雇用者と話し合う権利	×	△(一部)
団体行動権	労働者の権利を めぐって争う権利		×

II：労働三法

◆1945年 労働組合法

労働組合法第1条

この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより
労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために
自ら代表者を選出することその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結すること
を擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための
団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

不当労働行為	次の行動を禁止した。 ①使用者による労働組合活動への介入・干渉・資金援助 ②理由のない団体交渉の許否 ③組合活動に参加しないことを条件とした雇用契約 (黄犬契約)
免責条項	労働者の争議行為が正当であれば、民事上・刑事上の責任は免れると した。
労働委員会	使用者、労働者、公益代表者から成り立つ行政委員会を設置し、使用者 と労働組合の労働争議を調整する。

◆1946年 労働関係調整法

労働関係調整法第1条

この法律は、労働組合法と相俟つて、労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、
又は解決して、産業の平和を維持し、もつて経済の興隆に寄与することを目的とする。

争議 行為	労働者	ストライキ(同麺罷業)、サボタージュ(怠業)
	使用者	ロックアウト(作業所閉鎖)
争議 調整	斡旋	双方の意見を聞き、交渉をとりもつ。当事者で解決
	調停	委員会から解決案を提示する。 <拘束力> なし
	仲裁	委員会が解決方法を決定する。 <拘束力> あり

◆1947年 労働基準法

労働条件についての最低基準を定め、

- ①劳使対等 ②男女同一賃金 ③均等待遇 を原則とする。

I : 労働基準法の内容

	ポイント	労働基準法の条文
労働時間	1日8時間 1週間40時間	第32条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。 ② 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。
休憩	(6時間以上) 45分 (8時間以上) 1時間	第34条 使用者は、労働時間が六時間を超える場合においては少くとも四十五分、八時間を超える場合においては少くとも一時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。(略) ③ 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならぬ。
休日	週休1日	第35条 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えるなければならない。 ② 前項の規定は、四週間を通じ四日以上の休日を与える使用者については適用しない。
所定外労働	割増賃金25% ・労働時間延長 ・休日労働 ・深夜労働 割増賃金50% ・1か月60時間以上 の延長	第37条 使用者が、(略)労働時間を延長し、又は休日に労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上五割以下の範囲内でそれぞれ政令で定める率以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。ただし、当該延長して労働させた時間が一箇月について六十時間を超えた場合においては、その超えた時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の五割以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。(略) ④ 使用者が、午後十時から午前五時まで(厚生労働大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時まで)の間ににおいて労働させた場合においては、その時間の労働については、通常の労働時間の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。
有休	6か月未満 なし 6か月 +10日 1年6か月 +1日 2年6か月 +2日 3年6か月 +4日 4年6か月 +6日 5年6か月 +8日 6年6か月 +10日	第39条 使用者は、その雇入れの日から起算して六箇月間継続勤務し全労働日の八割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した十労働日の有給休暇を与えなければならない。 ② 使用者は、一年六箇月以上継続勤務した労働者に対しては、(略)同表の下欄に掲げる労働日を加算した有給休暇を与えなければならない。ただし、継続勤務した期間を六箇月経過日から一年ごとに区分した各期間(最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間)の初日の前日の属する期間において出勤した日数が全労働日の八割未満である者に対しては、当該初日以後の一年間においては有給休暇を与えることを要しない。
年齢	15歳以上	第56条 使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。
組織	労働基準監督署の設置	第97条 労働基準主管局(厚生労働省の内部部局として置かれる局で労働条件及び労働者の保護に関する事務を所掌するものをいう。以下同じ。)、都道府県労働局及び労働基準監督署に労働基準監督官を置くほか、厚生労働省令で定める必要な職員を置くことができる。

II : 労働基準法の改正の流れ(2000年以降)

2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> ●裁量労働制に関する改正 <ul style="list-style-type: none"> ・専門業務型裁量労働制…労使協定の決議事項に健康・福祉確保措置・苦情処理措置を追加 ・企画業務型裁量労働制…導入・運用の要件や手続きを緩和
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> ●月60時間超の時間外労働の割増賃金率を5割以上に設定 <ul style="list-style-type: none"> ※中小企業は適用を猶予
2018年 (平成30年)	<ul style="list-style-type: none"> ①時間外労働の上限規制(月45時間・年360時間)を設定 ②中小企業の月60時間超時間外労働の割増賃金の猶予措置を廃止を決定 ③フレックスタイム制の清算期間を1ヶ月から3ヶ月に延長 ④高度プロフェッショナル制度の創設

□ 高度プロフェッショナル制度 (B)

高度の専門的知識等を有し、一定の要件を満たす労働者を対象に、別の措置を適用する代わりに、労働基準法に定めた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しないという制度。年収の要件は年収1075万円以上。

I：正規雇用と非正規雇用

◆雇用形態

	契約	雇用期間の定め	例
正規雇用	無期雇用契約 (フルタイム契約)	なし	正社員
非正規雇用	有期雇用契約 (パートタイム契約)	あり	契約社員・派遣社員・ アルバイト・パートタイマー

◆非正規雇用の問題点

- ①賃金や待遇などの条件が正規雇用よりも劣る
- ②正規雇用と同じ労働内容であっても同じ賃金がもらえない
- ③男性に比べて女性の非正規雇用率が高い（2019年で男性22.8%に対し、女性56.0%）

II：様々な労働の形

◆労働形態

	例
みなし労働時間制	<p>実労働時間ではなく、一定の時間働いたものとみなす労働制度。労働時間の把握や計算が難しい職種などに適用される。大きく分けると2つに分けることができる。</p> <p>①裁量労働制</p> <p>A:専門業務型裁量労働制 →業務遂行の方法を大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務</p> <p>B:企画業務型裁量労働制 →企画、立案、調査、分析を行う業務で、業務遂行の方法を大幅に労働者の裁量にゆだねる必要がある業務</p> <p>②事業場外みなし労働時間制 →労働者が業務の全部又は一部を事業場外で従事する業務</p>
変形労働時間制	繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするというような業務の繁閑や特殊性に応じて労働時間を配分する制度。
フレックスタイム制	<p>一定の期間についてあらかじめ定めた総労働時間の範囲内で、労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることができる制度。</p> <p><特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間を定める期間(精算期間) ・労働時間を定める ・コアタイムが設定できる →従業員が必ず業務していなければならない時間帯のこと

▶専門業務型裁量労働制

- 以下の業務が対象になる。
- ・新商品や新技術などの研究業務
 - ・情報処理システムの分析又は設計の業務
 - ・新聞、出版、放送などにおける取材、編集などの業務
 - ・服飾、広告などのデザイン考案の業務
 - ・放送番組や映画などの制作におけるプロデューサー又はディレクターの業務
 - ・広告、宣伝等における文章案（キャッチコピーなど）考案の業務
 - ・情報処理システムなどのシステムコンサルタントの業務
 - ・インテリアコーディネーターの業務
 - ・ゲーム用ソフトウェア創作の業務
 - ・証券アナリストの業務
 - ・金融商品の開発の業務
 - ・大学における教授研究の業務
 - ・公認会計士の業務
 - ・弁護士の業務
 - ・建築士の業務
 - ・不動産鑑定士の業務
 - ・弁理士の業務
 - ・税理士の業務
 - ・中小企業診断士の業務

▶企画業務型裁量労働制

- 以下の業務が対象になる。
- ・事業の運営に関する業務
 - ・企画、立案、調査、分析の業務
 - ・業務遂行の方法を労働者の裁量に委ねる必要があると客観的に判断される業務
 - ・いつ、どのように行うか等について広範な裁量が労働者に認められている業務

I：時間外労働の上限規制

◆導入の背景

今まで労働基準法に時間外労働(残業時間)の上限を月45時間、年360時間と定めていたが、36協定を締結した場合には、その上限を超えて残業ができるものの上限が法律で定まっていなかった。

そこで、法律上で残業時間の上限を定めることにした。

改正前		改正後	
原則	残業時間の上限は 月45時間・年360時間	原則	残業時間の上限は月45時間・年360時間
例外	36協定を結べば、上限なし。 (法律に規定なし)	例外	臨時的な特別な事情があり労使が合意する場合には、 残業時間の上限は以下を条件を全て満たしていれば、 上限規制を超えることができる。 ① 年720時間以内 ② 複数月年平均80時間以内(休日労働を含む) ③ 月100時間未満(休日労働を含む) ④ 月45時間を超えることができる年6ヶ月まで

II：年次有給休暇の取得義務化

◆導入の背景

今まで年次有給休暇は入社後半年を経過すると年10日付与されるが、
取得するためには労働者が有給取得の希望時季を申し出る必要があった。
しかし、そもそもその申出をしづらいという問題があり、有給取得率が低い状態であった。

改正前		改正後	
有給は 入社後半年に年10日付与 ただし、取得義務なし。		有給は 入社後半年に年10日付与 そのうち 5日 は労働者の希望を聞き、 使用者(会社側) が時季を指定して強制取得。	

III：雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、
基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、
不合理な待遇差を設けることが禁止された。(同一労働同一賃金)

IV：その他の働き方改革

勤務間インターバル制度 の導入促進	1日の勤務終了後、翌日の出社までの間に、一定時間以上の 休息時間(インターバル) を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間確保する制度で、事業主に必要な措置を講ずることを努力義務とした。
フレックスタイム制の拡充	フレックスタイム制の清算期間を1ヶ月から 3ヶ月 に延長した。
高度プロフェッショナル 制度の導入	高度の専門的知識等を有し、一定の要件を満たす労働者を対象に、別の措置を適用する代わりに、 労働基準法に定めた労働時間、休憩、休日及び深夜の割増賃金に関する規定を適用しない という制度。要件は①使用者と労働者間の合意、②使用者から払われる年収1075万円以上、③対象業務に常態として従事の3つ。
月60時間超残業に対する 割増賃金率の引き上げ	中小企業の月60時間超時間外労働の割増賃金の猶予措置を廃止し、大企業と同じく割増賃金率は 50% と決定。(2023年4月施行)

▶高度プロフェッショナル
制度対象業務

- ①金融商品の開発業務
- ②金融商品のディーリング業務
- ③アナリストの業務
(企業・市場等の高度な分析業務)
- ④コンサルタントの業務
(事業・業務の企画運営に関する高度な考案または助言の業務)
- ⑤研究開発業務

共通政経FINAL2025



SS

国際経済

I：貿易

◆貿易の定義

貿易とは、国家間で輸出入のやりとりを行うこと。貿易には2種類存在する。

	主な論者	内容
自由貿易	・アダム＝スミス 『国富論(諸国民の富)』 ・リカード 『経済学及び課税の原理』	貿易を民間の自由な取引に任せること。 それぞれの国が得意な商品を生産し、得意でない国が得意な国から輸入することで生産側も購入側もメリットがある。
保護貿易	・リスト 『国民経済学体系』	自国産業の保護を目的に、輸出入に制限をかけること。 制限のかけ方には ① 関税壁 ……課税して制限する方法 ② 非関税壁 …数量を制限する方法 がある。 ・国際収支が赤字になると出てくる考え方 ・第二次世界大戦前、石油危機、1980年代不況の際に主張する国が存在した。 ・英、米、伊、日、独は第二次世界大戦時に通貨ブロックを形成していた。(ブロック経済)

比較生産費説 リカード

リカードは、著書『経済学及び課税の原理』で、労働価値説と国際分業論をもとに、自由貿易を理論化した。

この説は、各國は、国際分業による貿易を行う場合に、各國の比較して生産費が絶対的に安い場合(絶対優位)や、他国に比べると高いが、国内の他の商品と比較して安い場合には安い商品に集中して生産し、高い商品は輸入する方が、世界全体で商品の生産量が増大するというもの。

II：分業

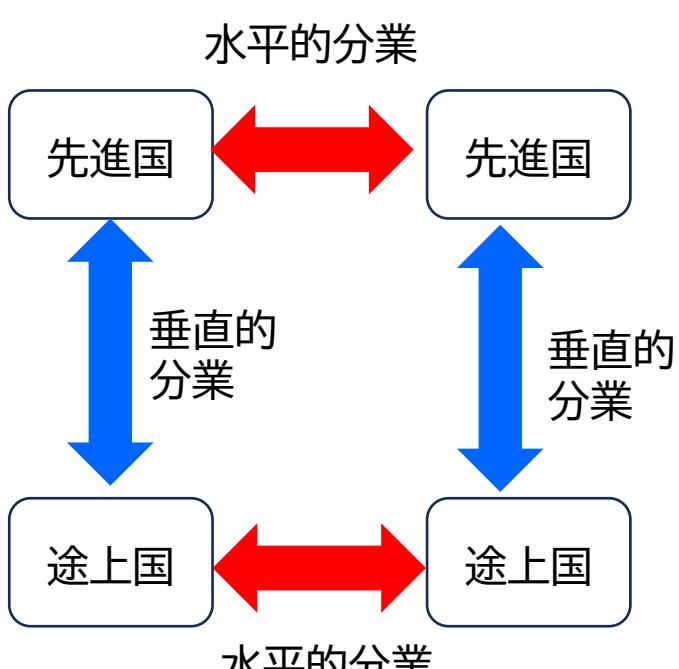
◆分業の定義

分業とは、作業工程を多くの段階に分け、その一つ一つをそれぞれの労働者が担当して製品を完成させる方法。

社会の中で行われる社会的分業と、国同士で行われる国際分業がある。

垂直的分業	先進国が高度な工業製品、途上国が原材料等の生産を行う分業
水平的分業	同じ経済レベルの先進国間で見られる分業

◆分業のイメージ図



I：国際収支

国際収支とは、国の一定期間内の収支(正確には他国への支払額と他国からの受取額)を集計したもので、IMFが新しい国際収支マニュアルを2009年に発表し、それに基づいて、財務省と日本銀行が国際収支統計を作成して公表している。

II：国際収支表の内容

◆表の内容

経常収支	貿易・サービス収支	貿易収支	商品の輸出入の収支のこと。	+ 輸出
				- 輸入
	サービス収支	旅行・運輸・通信・保険・金融・特許使用料・ソフト開発など情報関連の収支のこと。	+ 外国人が日本でお金を使用	-
			- 日本人が他国でお金を使用	
	第一次所得収支	出稼ぎ労働者など非住居者に対する雇用者報酬と、対外金融資産による利子・配当等の収支のこと。	+ 他国で働く日本人に支払われる給与	-
			- 日本で働く外国人に支払われる給与	
	第二次所得収支	政府や民間による無償援助、国際機関への拠出金などのこと。	+ なし	-
			- 国連への拠出金、外国へのODA	
	直接投資	外国企業の経営支配を目的に、株式や債権の購入を行ったり、海外工場を設置したりすること。		
	間接投資	外国企業の経営支配を目的とせず、値上がり益や利回りを見込んで証券投資を行うこと。		
金融収支	金融派生商品	これまれの金融商品(債券や株式)から派生した新しい金融商品。		
	その他投資	銀行・企業・政府による貸付・借入のこと。		
	外貨準備	政府や日本銀行が保有する流動性の高い金や外国通貨、SDRなどの対外資産のこと。		
	資本移転等収支	固定資産の無償提供などを指す。		
	誤差脱漏	統計上の誤差や漏れのこと。		

◆表の計算方法

国際収支表について、次の公式が成り立つ。

$$\text{経常収支} - \text{金融収支} + \text{資本移転等収支} + \text{誤差脱漏} = 0$$

III：日本の国際収支の推移

項目	黒字の年	赤字の年
経常収支	毎年	
貿易・サービス収支	それ以外	2008 2011～2015 2018～2019 2021～2023
貿易収支	それ以外	2011～2014 2021～2023
サービス収支		毎年
第一次所得収支	毎年	
第二次所得収支		毎年

▶参考資料

左記表は以下の情報を参考にしています。

国際収支総括表【年度・半期】
／財務省
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/bpnet.htm

I：戦後の日本の貿易の特徴

特徴	内容
貿易の拡大	戦後の日本は貿易がほぼない状態であったが、1953年に戦前の水準に回復した。
精密先端産業製品の貿易増加	戦前は軽工業品の輸出が中心だったが、高度成長期には重化学工業品中心へ、現在は 精密先端産業製品 中心へと貿易の中心が変わっていった。
対米・対欧貿易の黒字	欧米に対する貿易は黒字で、 貿易摩擦問題 が発生している。
輸入依存度の増加	資源と食糧については輸入に頼っている状態。 (2016年時点で資源は約6~7割、2018年時点で食料も約6~7割が輸入)
貿易の自由化	日本は貿易自由率が100%で、関税も極めて低いものが多い。 さらに、 <u>日本企業の多国籍化が進み、工場を海外に移転するようになった</u> ことで、日本の 産業の空洞化 が発生し国内の雇用と生産の減少が発生した。 また、国際的な貿易の立ち位置も以下のように変化した。 ◆GATT12条国→GATT11条国になる（1963年） →関税以外の制限をできなくなった。 ◆IMF14条国→IMF8条国になる（1964年） →外貨使用の制限をできなくなった。

▶GATT12条国・11条国

<11条国>
関税以外の制限を禁止する国

<12条国>
国際収支が赤字になった場合などに、国内農業保護のために必要な時には申請で貿易制限を設定できるという例外国

▶IMF14条国・IMF8条国

<8条国>
自国通貨と外貨とを自由に交換できるようにしたり、外貨使用の制限を撤廃しなければならない国

<14条国>
外貨が極端に不足しているなどの理由で、申請により外貨使用の制限などを可能とする例外国

II：日本の貿易の歴史

年代	内容
1955～1965年	◆内需主導型 外国から原材料を輸入して、製品化して国内で消費することから、 貿易収支はマイナス 。
1965～1970年代前半	◆外需主導型 日本経済が外需主導に変化したことでの 貿易収支(経常収支)はプラス 。 ◆アメリカが大幅赤字 主な貿易相手国であるアメリカでは、アメリカ経済の競争力の低下や消費拡大が原因となり、大幅赤字の状態になっていた。
1970年代後半～1985年	◆集中豪雨的輸出型 オイルショック の影響を受けた日本は内需が伸び悩み、輸出を促進した。 これにより、欧米諸国に対する貿易で貿易摩擦が発生する。 ◆アメリカの要求による要求 <ul style="list-style-type: none"> ・アメリカの要求で自動車の輸出自主規制 ・アメリカの要求で牛肉・オレンジの市場開放 →それでも貿易不均衡は改善されず
1985年～	◆プラザ合意 プラザ合意 により急激な円高ドル安になったものの、日本は輸出は衰えず。 そのため、対米貿易黒字分をアメリカに投資して、世界最大の債権国となった。
1989～1990年	◆日米構造協議 今までの自主規制などによる貿易摩擦の解消方法では解決しないため、経済構造の変化を必要と考えて協議を行った。アメリカ側から大規模店舗法の見直し、排他的取引慣行の撤廃、系列取引の見直し、内外価格差の是正などが要求された。
1993～1994年	◆日米包括経済協議 さらなる経済構造問題の協議と個別の産業が交渉対象となり、アメリカ側からは、日本市場を開放するための規制緩和、対米黒字を削減するための目標数値設定が要求された。

▶貿易摩擦の対象

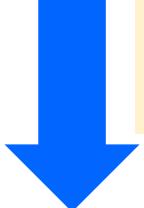
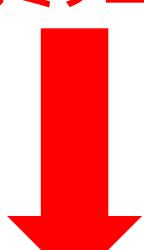
- ・1970年代以前
→織維製品
- ・1970年代
→鉄鋼・カラーテレビ・工作機械
- ・1980年代
→自動車・半導体

I：為替相場(為替レート)

各国の通貨同士の交換比率を為替相場という。為替相場には次の2種類がある。

制度名	内容	日本での採用時期
固定相場制	交換比率を一定に定める方式。	●1949年～
変動相場制	交換比率を為替市場の需要供給によって決定する方式。	●1973年～

II：国際通貨体制の歴史

		金本位制(英)				
1929	世界恐慌 発生					
1930年代	経済停滞、有力通貨を中心とした自給自足経済を進める。  自給自足のため、より多くの加盟国や植民地が必要。 資源や植民地の少ない国が原材料の輸入をできなくなる。	ブロック経済				
1939	第二次世界大戦 開戦					
1944	 ブロック経済を反省。 <input type="checkbox"/> ブレトンウッズ協定を締結 自由貿易の促進と国際通貨の安定を目的とし、次の組織を設立。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">国際通貨基金 (IMF)</td> <td style="width: 70%; padding: 5px;">途上国に対する短期融資 通称:「通貨の番人」 ①ドルを基軸通貨とする 金1オンス=35ドルで交換、 1ドル=360円で交換。 ②固定相場制を採用する 為替レートを上下1%以内に固定。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">国際復興開発銀行 (IBRD)</td> <td style="padding: 5px;">途上国に対する長期融資(戦後復興) 通称:「世界銀行」</td> </tr> </table>  ①資材の輸入先は結局アメリカだけになる。 ②日欧への復興支援、ベトナム戦争、多国籍企業展開 のためにドルが大流出 ③ドルの信用低下により、各国がドルと金を交換 ④アメリカから金が大流出	国際通貨基金 (IMF)	途上国に対する短期融資 通称:「 通貨の番人 」 ①ドルを基軸通貨とする 金1オンス=35ドル で交換、 1ドル=360円 で交換。 ②固定相場制を採用する 為替レートを上下1%以内に固定。	国際復興開発銀行 (IBRD)	途上国に対する長期融資(戦後復興) 通称:「 世界銀行 」	管理通貨制度 + 固定相場制 ※ドル本位制
国際通貨基金 (IMF)	途上国に対する短期融資 通称:「 通貨の番人 」 ①ドルを基軸通貨とする 金1オンス=35ドル で交換、 1ドル=360円 で交換。 ②固定相場制を採用する 為替レートを上下1%以内に固定。					
国際復興開発銀行 (IBRD)	途上国に対する長期融資(戦後復興) 通称:「 世界銀行 」					
1960年代	<input type="checkbox"/> ドル危機  アメリカはドル防衛が必要					
1971	<input type="checkbox"/> ニクソンショック発生  ドル防衛を目的とした政策で、①金とドルの交換停止 ②対外援助の10%減少 ③10%輸入課徴税の実施 を行い、各国が影響を受けた出来事。 <input type="checkbox"/> スミソニアン協定を締結  貿易が停滞し、固定相場制に移行。 金1オンス=38ドル 、 1ドル=308円 に切り上げ。 世界は不慣れな変動相場制に悩まされる	管理通貨制度 + 変動相場制				
1976	<input type="checkbox"/> キングストン合意を締結  変動相場制を承認し金とドルの交換を辞めて、 SDR を金に変わる中心通貨とする。 アメリカの輸出減少、貿易赤字になる	管理通貨制度 + 変動相場制				
1985	<input type="checkbox"/> (G5) プラザ合意を締結 …ドル安円高誘導をかける  日本で円高不況が発生	<input type="checkbox"/> SDR (B) 特別引出権のこと。 各地方の地域住民やその IMF加盟国が国際収支が赤字 のときに、必要な外貨を引き出 せる権利。現在は、1SDR=約1.44米ドル。				
1987	<input type="checkbox"/> (G7) ルーブル合意を締結 …ドル安の進行を抑制					

I：戦後の貿易体制

第二次世界大戦の一因となったブロック経済の反省から、自由貿易が促進される。

名称	GATT (関税及び貿易に関する一般協定)	発足年	1948年
目的	自由貿易の促進、世界貿易の拡大		

GATTの理念は多国間で合意した方が効果的であるため、他国との貿易交渉(ラウンド)が行われた。

ラウンド	内容	参加国数
ケネディ・ラウンド (1964-1967)	・アメリカ、ECを中心とした ・ 関税の一括引き下げ (平均35%)に成功	47
東京ラウンド (1973-1979)	・日本、アメリカ、ECを中心とした ・約33%の関税引下げ ・途上国の参加と発言権が増大 ・ 非関税障壁 の軽減	100
ウルグアイ・ラウンド (1986-1994)	・ サービス貿易 のルール作り ・ 知的財産権 の保護 ・ 農産物 の例外なき関税化 →日本はコメの関税化義務を負う ・ マラケシュ宣言 でWTO設立を宣言	125

名称	WTO (世界貿易機関)	発足年	1955年 (GATTを改組)
目的	農業、知的所有権、サービス貿易 を含めた幅広い世界貿易の統一ルール化		
特徴	①GATTが国際協定であったが、WTOは国際機関になった ②モノの貿易ルールだけでなく、サービス貿易・知的財産権などが確立目的 ③農業分野の関税化、輸出補助金の削減などの自由化の削減 ④2年1回閣僚会議を開催して、政治的・意思決定ルールを確立 ⑤紛争処理手続きの強化		

ラウンド	内容
ドーハ・ラウンド (2001-)	・農業、サービス貿易、非農産品市場アクセス、ルール、 TRIPS協定 、紛争解決処理の改正、貿易と環境が対象 ・2008年に交渉決裂したものの復活したが、停滞中。

□ 非関税障壁 (B)

関税以外の手段による輸入制限方法のこと。例)数量制限

□ TRIPS協定 (B)

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定。
著作権、商標、意匠、特許などの分野について実体的な保護規定とその国内での実施措置を定める。

II：自由貿易の原則

自由主義 (フリー)	・関税をかけない ・非関税障壁の軽減
無差別主義 (フェア)	最惠国待遇 自国の領域内で、外国人等に認めた最も良い待遇や権利を相手国やその国民にも保障すること。
	内国民待遇 輸入品を国産品と同等に扱うこと。
多角的交渉 (グローバル)	GATT ケネディ・ラウンド、東京ラウンド、ウルグアイ・ラウンド
	WTO ドーハ・ラウンド

III：GATTとWTOが認めている貿易特例

セーフガード (緊急輸入制限措置)	他国から安価な商品が大量に輸入されたことに対して、国内産業に大きな影響を与える恐れがあるため発動する措置。
アンチダンピング	自国通貨を切り下げることで、自国の輸入商品の価格を不当に切り下げる(ダンピング)を行っていた場合に、その商品に関税をかけることが認められる制度。
一般特恵関税制度	途上国の輸出を拡大するために、先進国は途上国の商品に関税を課さないか、特別に低く関税を設定する制度。

►セーフガードの例

- ・2001年 中国からの「しいたけ」「ねぎ」「い草」
- ・2017年 アメリカからの「礼堂牛肉」

►アンチダンピングの例

- ・アメリカからの自動車

I : EU成立の歴史

1947	<p>◆ベネルクス関税同盟の成立 加盟国はベルギー・オランダ・ルクセンブルグ。自由化と経済復興に成功。</p> <p>◆マーシャルプラン発表 マーシャルプラン アメリカのマーシャル国務長官が第二次世界大戦で荒廃していた欧州を援助する目的で発表した。</p> <p>受け入れ</p>	影響
1948	OEEC(欧州経済協力機構)成立 ※のちのOECD	
1950	シューマンプラン発表 (目的: 西欧の復興)	影響
1952	<p>①ECSC(欧州石炭鉄鋼共同体)設立 ECSC 原加盟国は、ベネルクス3国・西ドイツ・フランス・イタリアの6国</p> <p>政治軍事統合に失敗</p>	
1957	ローマ条約採択 決定	
1958	②EEC(欧州経済共同体) ③EURATOM(欧州原子力共同体) 設立	
1960	EFTA(ヨーロッパ自由貿易連合)の成立 EFTA 参加国は、イギリス・スイス・オーストラリア・デンマーク・ポルトガル・ノルウェー・スウェーデンの7国。EECの強い統合に対して、緩やかな経済連合を目指す。	改正
1967	①②③を統合してEC(欧州共同体) 設立 原加盟国:西ドイツ・フランス・イタリア・ベルギー・オランダ・ルクセンブルグ	
1968	関税同盟の設立	
1979	EMS(欧州通貨制度)発足	
1987	単一欧州議定書の発効	
1992	<p>マーストリヒト条約調印 マーストリヒト条約 ①通貨統合 ②政治分野における共通外交・共同行動などを決定</p> <p>決定</p>	改正
1993	EU(欧州連合)設立	改正
1997	アムステルダム条約採択 (新欧州連合条約) アムステルダム条約 「統合」について緩和。先行統合や共通外交安保政策での建設的棄権をみとめて、一部の国での行動を可能にした。	
1998	ECB(欧州中央銀行)設立 場所: フランクフルト(ドイツ)	
1999	通貨統合でユーロを導入 (EU11か国)	
2002	ニース条約 ニース条約 EUの東方拡大を目指す。	
2004	EU憲法 修正	<p>EU憲法 歐州理事会常任議長(大統領)や欧州外相の設置を定める。 全加盟国の批准が必要な中、フランスとオランダが国民投票で否決。 発効に至らず。</p>
2007	リスボン条約 リスボン条約 歐州憲法条約の一部を変更。 ①欧州理事会常任議長・欧州連合外相・安全保障政策上級代表の設置。 ②欧州議会の国別の議席数の決定 ③欧州委員会委員の削減 を定める。 2008年にアイルランドの国民投票で否決。2009年の再投票で可決。 これにより発効。 初代EU大統領: ヘルマン・ファン・ロンパウ(ベルギー) 初代外務・安保政策上級代表: キャサリン・アシュトン(イギリス)	

I：世界の経済統合・地域的経済協力機構

◆日本が加盟しているもの

年号	名称	国（傍線は原加盟国）
1989年	APEC (アジア太平洋経済協力会議)	オーストラリア・ブルネイ・カナダ・チリ・中国・香港・ インドネシア・日本・韓国・マレーシア・メキシコ・ ニュージーランド・パプアニューギニア・ペルー・フィリピン・ ロシア・シンガポール・台湾・タイ・アメリカ・ベトナム
説明	アジア・太平洋地域の経済協力を目的とし、オーストラリアのホーク首相の提唱で実現。	

2006年	TPP (環太平洋パートナーシップ協定)	オーストラリア・ブルネイ・カナダ・チリ・日本・マレーシア・ メキシコ・ニュージーランド・ペルー・シンガポール・ アメリカ・ベトナム
説明	アジア・太平洋地域の貿易自由化などを推進する経済的な枠組み。	
2018年	CPTPP (TPP11協定) (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)	オーストラリア・ブルネイ・カナダ・チリ・日本・マレーシア・ メキシコ・ニュージーランド・ペルー・シンガポール・ベトナム
説明	TPPからの離脱を表明したアメリカ以外の11カ国でTPPの内容を実現するための協定	

2022年	RCEP協定 (地域的な包括的経済連携)	ASEAN10カ国・日本・韓国・中国・オーストラリア・ ニュージーランド
説明	東アジア諸国およびオセアニア諸国から構成されるEPA。 世界のGDPと人口それぞれの約3割を占める、世界最大のEPA。	

◆日本が加盟していないもの

年号	名称	国（傍線は原加盟国）
1960年	EFTA (欧州自由貿易連合)	スイス・ノルウェー・アイスランド・リヒテンシュタイン
説明	EEC(欧州経済共同体)に対抗するために、イギリスを中心となって設立。 EC(欧州共同体)のように、共同市場の設立が目的であるが、 ECとは違い、農産物が対象でなく、対外共通関税を設けない。	

1967年	ASEAN (東南アジア諸国連合)	インドネシア・マレーシア・タイ・フィリピン・シンガポール・ ブルネイ・カンボジア・ラオス・ミャンマー・ベトナム
説明	バンコク宣言で設立。経済・政治・安全保障等での地域協力が目的。	

1993年	AFTA (ASEAN自由貿易地域)	ASEAN加盟国
説明	ASEAN内の経済協力組織。域内の関税などの撤廃を目指す。	

1995年	MERCOSUR (南米南部共同市場)	ブラジル・アルゼンチン・ウルグアイ・パラグアイ
説明	南米での共同市場づくりが目的。	

2002年	AU (アフリカ連合)	アフリカの55カ国・地域
説明	EUを手本にした共同市場の創設や、通貨統合を目指している。	

2015年	AEC (ASEAN経済共同体)	ASEAN加盟国
説明	通貨統合は目指さず加盟国の主権を優先する一方、 関税を撤廃し、サービスや投資の自由化などを目指した。	

2018年	USMCA (アメリカ・メキシコ・カナダ協定)	アメリカ・メキシコ・カナダ
説明	1994年発効の NAFTA(北米自由貿易協定) に代わる3カ国間の協定。 アメリカのトランプ大統領の主導の下で、管理貿易を中心とした協定とした。 これによりアメリカの自動車産業の保護につながるとされた。	

I : 南北問題

北半球に多くある先進国と、南半球に多くの開発途上国との間の経済格差に関する問題。

●貿易に関する問題

モノカルチャー経済

開発途上国が植民地時代から先進国に強いられた経済構造で、
少数の一次産品の輸出に頼るが、価格が不安定であったり、
工業製品に比べて交易条件が悪化することが多い。

→UNCTAD(国連貿易開発会議)の設立

南北問題について討議する国連の機関。

初代事務局長のプレビッシュによる3つの目標が掲げられた。

▶プレビッシュ報告の目標

- ①一次産品の価格の安定化
- ②一般特恵関税の開発途上国への供与
(開発途上国からの輸入品に対する関税の撤廃や低い税率にするなどで貿易を促進する)
- ③経済協力の推進

●資源に関する問題

資源ナショナリズム

先進国の多国籍企業に天然資源を支配してきた開発途上国は、
1970年代に、天然資源を国有化して、自国の経済開発に役立てようとする「資源ナショナリズム」が高揚した。

→1973年には、OPEC(石油輸出国機構)が先進国から石油に関する主権を奪い返し、
原油の価格を大幅に引き上げたことで、第一次石油危機が発生。

→1974年には、国連資源特別総会にて、NIEO(新国際経済秩序)の樹立宣言を採択。

天然資源に対する保有国の恒久主権、多国籍企業に対する規制や監視、

一次産品の価格の安定化などが盛り込まれた。

●債務に関する問題

累積債務問題

1980年代に、メキシコやブラジルなどラテンアメリカ諸国を中心に、
先進国から借り入れた資金が返せなくなる問題(累積債務)が発生。

→先進国側は、債務返済の繰延べ(リスケジューリング)を認めるなどの対応をとった。

南南問題

開発途上国間での経済格差による問題(南南問題)が発生。
資源を有する国や、アジアNIES(新興工業経済地域)のような
工業化に成功した国などは国民所得が上がるも、
アフリカを中心とした貧困に悩む後発開発途上国(LDC)が存在する。

アジアNIES以外にも
著しい経済成長を遂げた
開発途上国である、
ブラジル・ロシア・インド・中国・
南アフリカをBRICSと呼び、
現在ではG20サミットにも
参加している、
(BRICSにはこの他の国も加盟)

II：日本の国際協力

上記のような開発途上国の問題が発生している現状で、

経済大国である日本は経済協力が求められる立場にある。

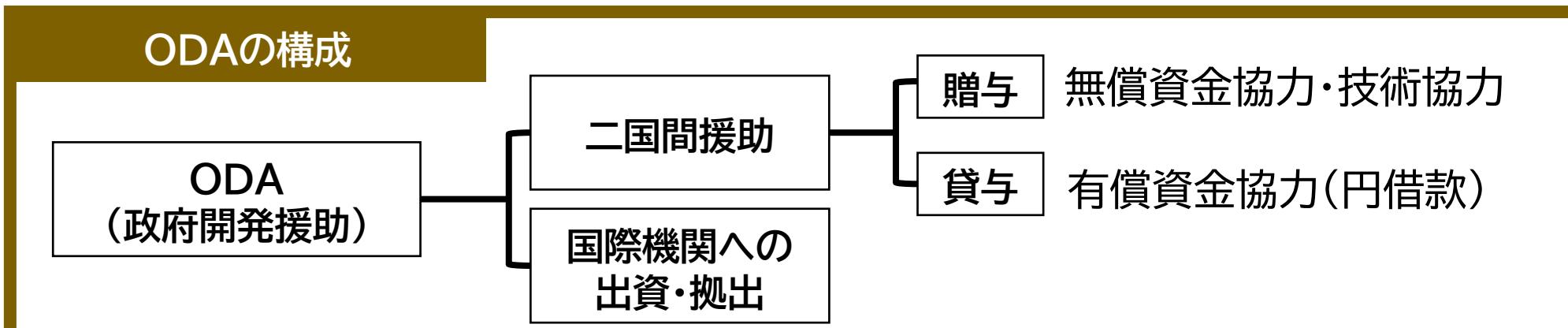
◆開発協力大綱

1992年に政府がODA大綱を閣議決定。2003年に改訂。

2015年にODA大綱に代わるものとして開発協力大綱を閣議決定した。

<内容>

- ①開発協力を目的として、国際社会の平和と安定・国益の確保に貢献することを掲げた
- ②基本方針として、非軍事的協力によって
平和と繁栄に貢献・人間の安全保障を推進することを掲げた



<日本のODAの特徴>

- ①ODA総額はDACP(開発援助委員会)加盟国の中では上位。
- ②ODA総額はGNI比0.4%ほどで、国連が国際目標として定めている0.7%を未達成
- ③援助に占める贈与の割合(贈与比率)が低い
- ④二国間援助の供与先はアジア諸国が大きな割合を占めている。
- ⑤日本政府は、開発途上国で開発事業を行っているNGO(非政府組織)に対し、
ODAの一環として、無償資金協力という形で資金を供給している。

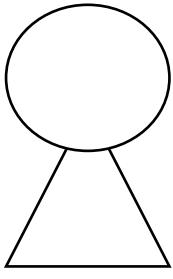
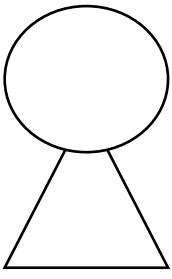
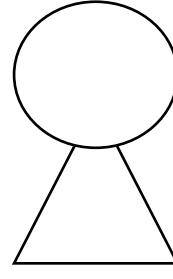
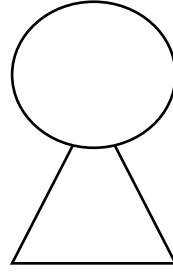
共通政経FINAL2025



S

司法

I：裁判の種類

刑事裁判	裁判	民事裁判
被告人が刑法で定める違法行為を行った場合に検察官が国民を代表して被告人を訴える裁判。		原告が被告から何かしらの被害を受け、原告が被告を訴える裁判。 なお、原告・被告は会社などの団体の場合もあり人とは限らない。
検察官	内容	原告
被告人	図	被告
 訴える 		 訴える 

II：裁判のルール

特別裁判所の禁止	明治憲法下で存在した 行政裁判所 、 皇室裁判所 、 軍法会議 などの設置は禁止されている。
行政裁判所の 終審 を禁止	行政機関の司法活動は 前審 に限られる。 行政機関の決定に不服であれば裁判所へ訴えることができる。
法廷内における撮影・録音の禁止	法定内においては、撮影・録音を禁じている。 メモを取ることは許されている。
裁判の 公開	対審と判決は公開法廷で行わなければならない。 <例外> 裁判官全員の同意があれば、 対審は非公開 に することができる。(判決は公開) <例外の例外> 政治犯罪 、 出版 に関する犯罪、 国民の権利義務 が問題となる事件は絶対公開

III：日本の裁判制度

①**三審制**…日本は最大3回裁判をすることができる。



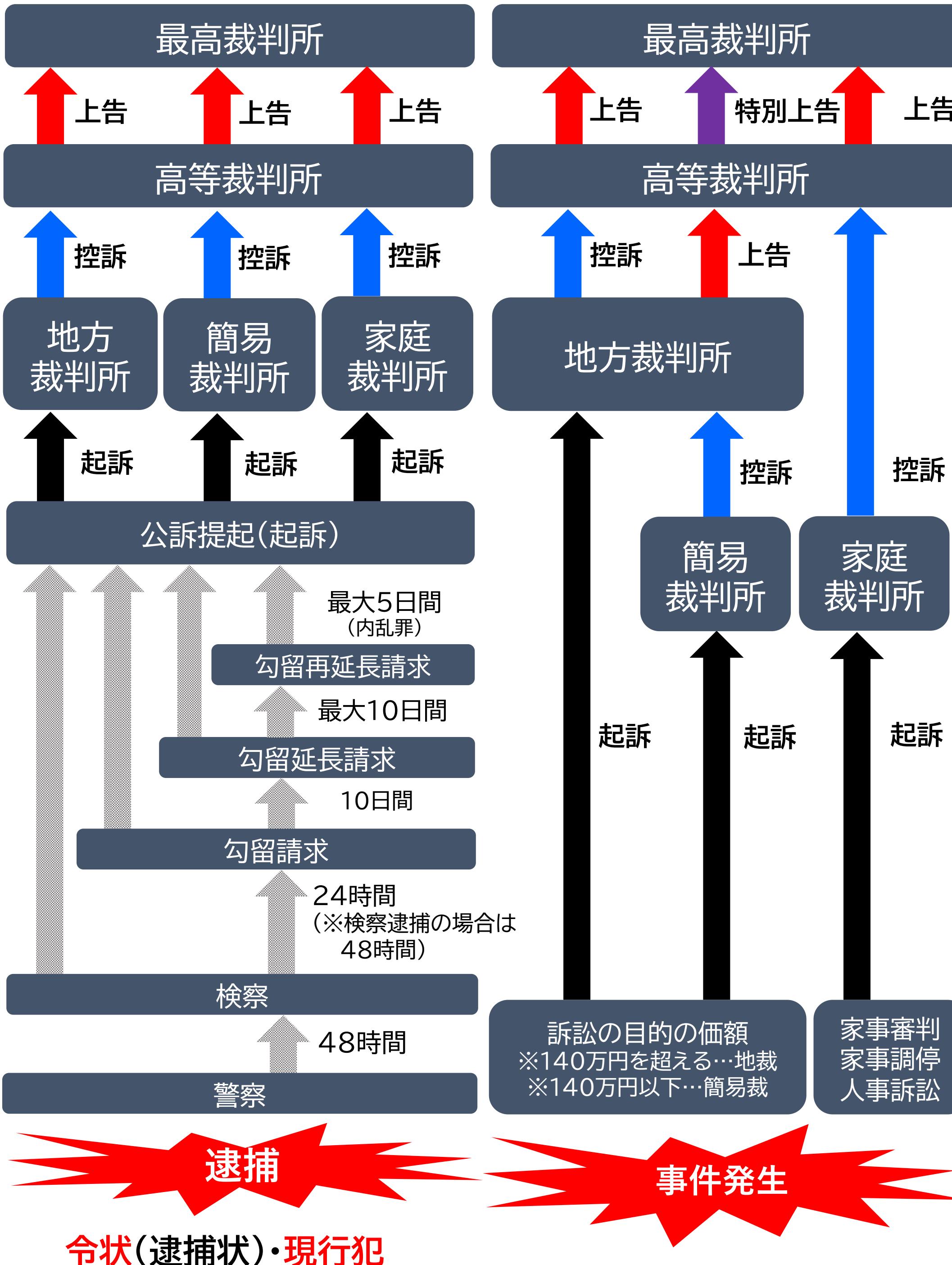
②**再審制**…有罪判決が確定して、裁判が終了した事件について、判決に合理的な疑いがあるような新たな証拠が発見された場合に、裁判のやり直しができる制度。

IV：日本の冤罪事件

事件名	確定判決	再審判決	再審判決日
弘前大教授夫人殺害事件	懲役15年	無罪	S52.2
加藤老事件	無期懲役	無罪	S52.7
免田事件	死刑	無罪	S58.7
財田川事件	死刑	無罪	S59.3
松山事件	死刑	無罪	S59.7
梅田事件	無期懲役	無罪	S61.8
島田事件	死刑	無罪	H1.1
足利事件	無期懲役	無罪	H22.3
布川事件	無期懲役	無罪	H23.5
東電OL殺人事件	無期懲役	無罪	H24.11
袴田事件	死刑	無罪	R6.9

I : 刑事訴訟(刑事裁判)の流れ

II : 民事訴訟(民事裁判)の流れ



裁判所は「最高裁判所」と「下級裁判所」に分けられる。

下級裁判所

高等裁判所(8か所)
地方裁判所(50か所)
家庭裁判所(50か所)
簡易裁判所(438か所)

I：日本の司法改革

2003	裁判迅速化法 の制定
全ての裁判の一審を 2年 以内に終えることを目指すという法律を制定。	
2005	知的財産高等裁判所 の設置
知的財産権 に関する訴訟の一審を東京と大阪の地裁に限定し、二審は知的財産高等裁判所が担当する。ただし、この裁判所は特別裁判所ではなく、 東京高裁内の支局 である。	
2008	被害者参加制度
殺人などの重大な犯罪に関する刑事裁判において、犯罪被害者やその遺族などが被害者参加人として検察官のそばに着席して参加し、次のことができる。 ① 被告人に直接質問をすること ② 裁判官に量刑を主張すること	
2009	裁判員制度
平成21年から始まった国民が裁判に参加する制度。裁判官 3名 、裁判員 6名 で実施。 <ul style="list-style-type: none"> ●裁判員制度の実施条件 <ul style="list-style-type: none"> ①重大な刑事裁判であること ②地方裁判所で行われること(第一審) ●裁判員の対象 <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度からは満18歳以上からランダムで選ばれた人。 ●裁判員がやること <ul style="list-style-type: none"> ①公判に参加して、証人等に質問 ②評議と表決を行い、被告人が有罪か無罪か、どのような刑罰にすべきかを議論 ③判決宣告に参加 ●判決 <ul style="list-style-type: none"> たとえ裁判官全員が有罪を支持していても、 裁判官が1名以上有罪を支持しないと無罪となる。 	
2019	刑事裁判における取り調べの可視化
裁判員裁判対象事件、検察官独自捜査事件については、 身体拘束状態の 被疑者の取り調べの全過程の録画 が義務付けられた。	

II：国民の司法参加制度

	選出	事実認定	量刑	主な国や地域
陪審制	事件ごと	陪審員	裁判官	英、米、カナダ、オーストラリア、香港
参審制	任期制	参審員+裁判官		独、仏、中、伊、オーストリア
裁判員制	事件ごと	裁判員+裁判官		日本

III：世界の裁判制度

	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	日本
制度	陪審制	陪審制	参審制	参審制	裁判員制
構成 裁判官:市民	1:12	1:12	3:9 控訴審は3:12	3:2 一部は1:2	3:6 一部は1:4
選任方法	無作為			政党選出	無作為
対象事件	重罪事件で無罪を主張する事件 ※アメリカは州による		テロ事件などを除く重罪事件	軽微な犯罪を除く全ての刑事案件	重罪事件の第一審
評決	原則全会一致		有罪は8人賛成	有罪は3分の2以上の賛成	裁判官1名以上を含む多数決

I : 裁判官の任命

日本国憲法 第6条②

天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

日本国憲法 第79条

最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

日本国憲法 第80条

下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

	選出方式	指名	任命	認証 (任命の同意)
最高裁長官	内閣の指名	内閣	天皇	
最高裁裁判官	内閣の指名		内閣	天皇
下級裁裁判官	最高裁の指名	最高裁判所	内閣	

II : 裁判官の身分保障

◆裁判官の罷免

日本国憲法 第78条

裁判官は、裁判により、**心身の故障**のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、**公の弾劾**によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

※罷免される3つのケース

心身の故障	裁判所が実施する 分限裁判 において実施される。
公の弾劾	国会に設置された 弾劾裁判所 において、罷免の訴追を受けた裁判官を辞めさせるかを判断する。
国民審査	最高裁判所の裁判官 については国民による国民審査がある。これにより過半数が罷免を可とした場合は罷免される。

※国民審査の仕組み(憲法79条)

国民審査は、最高裁判所裁判官として**任命後初めて**、または前回の**国民審査から10年経過後**初めての**衆議院議員総選挙**の際に行われる。有権者は候補者の中で、「**罷免を可**」とする場合には「×」を用紙に記入し、その数が過半数となれば罷免となる。審査の投票権を持つのは、**衆議院議員総選挙の有権者**。

◆裁判官の報酬

日本国憲法 第79条⑥

最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、**在任中**、これを減額することができない。

日本国憲法 第80条②

下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、**在任中**、これを減額することができない。

I：司法権の独立

日本国憲法 第76条

- ①すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。
- ②特別裁判所は、これを設置することができない。
行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。
- ③**すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。**

→裁判官(裁判所)は、「良心」に従い、「憲法」「法律」以外からの干渉を受けない。

II：司法権の独立が問題となった事件

	事件概要	問題
大津事件 (1891)	ロシア皇太子が来日した際に、警備中の巡査が皇太子を負傷させた事件。松方内閣は巡査を死刑にするように大津地裁で行われた大審院特別法廷の裁判官に交渉した。しかし、大審院長の 児島惟謙 は担当の判事に、政府の圧力に屈せずに司法権の独立を守って、法に従って無期徒刑にするように説得することで司法権の独立を守ったとされる。	行政による干渉 裁判官による干渉
浦和事件 (1949)	親子心中を図り、母が3児を殺害した事件。母に対して懲役3年執行猶予5年の判決を浦和地裁が下したところ、参議院法務委員会が国政調査権を行使して、量刑が軽すぎることを理由に量刑不当を決議したが、最高裁は国政調査権の範囲を逸脱し、司法権の独立を侵害しているとし、判決の内容などについて国政調査権を行使することはできないというルール(浦和ルール)が確立された。	立法府による干渉
平賀書簡事件 (1969)	長沼ナイキ基地訴訟。平賀札幌地裁所長が札幌地裁福島裁判長に対して国側の主張の支持すべきという内容の手紙を出したが、札幌地裁裁判官会議が裁判に対する干渉だとして処分した。	裁判官による干渉

III：司法権の独立の例外

議員の資格争訟の裁判	憲法55条	国会が行う
日本国憲法 第55条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。		
裁判官の弾劾裁判	憲法64条	国会が行う
日本国憲法 第64条 ①国会は、罷免の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。 ②弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。		
治外法権	—	他国
外交使節などの外交官特権、その他条約に基づく特別なルールは、在留国ではなく、外交官などの国籍のある国の法に従う。		
統治行為の問題	判例	国会・内閣が行う
高度に政治性を有する行為については司法判断をすべきでないという統治行為論に基づいた判断をしている。(砂川事件など)		



S

地方自治

I： 地方自治

国から独立した地方公共団体が、政治や行政を住民の参加と意思に基づいて行うことを地方自治という。日本国憲法第8章で定めているが、大日本帝国憲法では規定がなかった。

日本国憲法 第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、**地方自治の本旨**に基いて、法律でこれを定める。

□ ブライス

「地方自治は
民主主義の学校である」

団体自治	政府から独立した地方公共団体が、自らの機関や財源によって地方公共団体の政治を行うこと。
住民自治	各地方の地域住民やその代表者の意思に基づいて、地方公共団体の政治が行われること。

□ トックビル

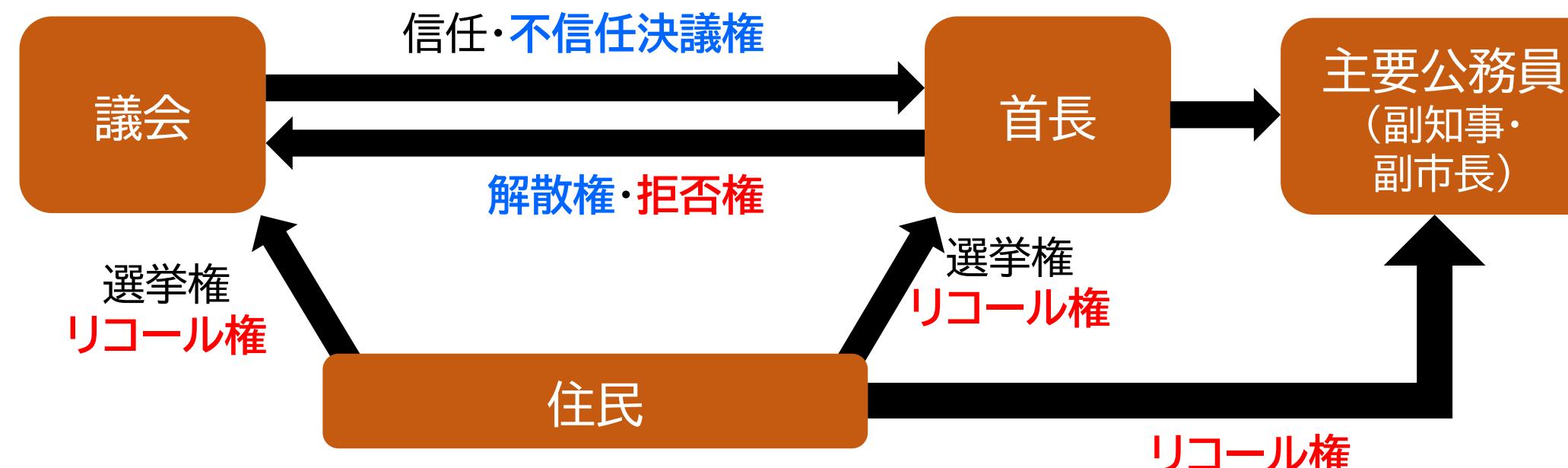
「地方自治の自由に対する関係は、**小学校の学問に**
に対する自由と
同じである」

II： 地方自治体の政治体制

日本国憲法 第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

② 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。



※首長による解散権は単独では行使できず、**不信任決議の対抗措置**として可能である。

III： 地方自治体の課題

市町村数増大による不安定な行政基盤	① 平成の大合併 (1999年) 政府主導で自治体を広域化することで行政基盤を強め、地方分権の推進に対応することを目的としたもの。 これにより、市町村数は約3200から約1720になった。 ② 道州制 都道府県を廃止し、広域の道や州に再編し広域化することで行政基盤を強め、自主性を高めることを検討中。
財政再生団体の存在	財政破綻により、国の管理の下で財政再建を行う地方自治体が存在する。 ・2010年 北海道夕張市 (現在進行 京都府京都市)
限界集落の増加	居住者が都市に移ったり、高齢化したりすることで地域社会の維持が困難となる限界集落が増加した。
中心街の衰退	駅前などにある商店街が閉鎖される シャッター街 が登場。 中心街を行政サービスと連携させ、商業・居住・交通などの拠点にする コンパクトシティ を推進。
住民税の不足	任意の自治体に寄付して、一部の住民税・所得税が控除される ふるさと納税制度 を導入。 ただし、自治体が寄付を求める返礼品競争が生じている。

I：地方自治体の業務

従来

固有事務
本来の事務団体委任事務
地方自治体に委任された事務機関委任事務
執行機関に委任された事務1999年
地方分権一括法

現在

自治事務
従来の固有事務、都市計画、
病院薬局の開設許可法定受託事務
国政選挙の事務、パスポートの交付、
国道の管理

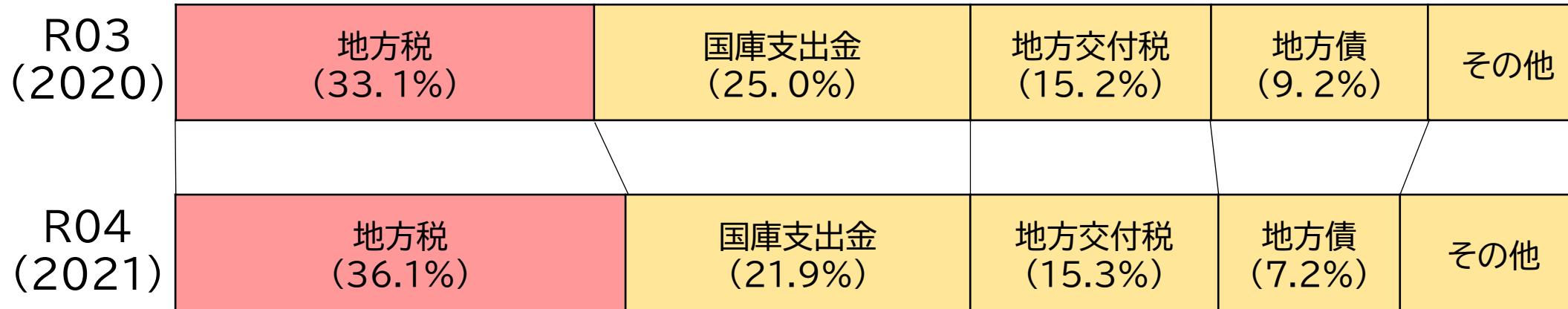
II：地方財政の種類

	使途	財源	
地方税	なし	自主財源 (自分で調達)	一般財源 (用途なし)
地方交付税	なし (地方自治体間格差の解消が目的)	依存財源 (国・借金から 調達)	
国庫支出金	あり (特定の開発に使用)		特定財源 (用途あり)
地方債	あり (地方財政法第5条に定める場合)		

▶地方財政法第5条

交通事業、ガス事業、水道事業、
公営企業の事業、
出資金及び貸付金、地方債の借
換え、災害対応、
公共施設の建設事業費など。

※現在の地方財政(令和3年度 級入の状況)



※自主財源が30%～40%のため、「3割自治」「4割自治」と呼ばれている。

III：地方財政改革

①三位一体の改革（2002年 小泉内閣）

地方分権を進めるための制度。

改革① 国庫支出金の削減

改革② 地方交付税の見直し

改革③ 国から地方への財源移譲

▶参考資料

左記表は以下の情報を
参考にしています。

令和6年版地方財政白書
／総務省
12頁

https://www.soumu.go.jp/men_u_seisaku/hakusyo/index.html

②地方債発行要件緩和（2006年）

今まででは地方債の発行には総務大臣の許可が必要な許可制だったが、
2006年度から事前に協議をすれば発行が可能な事前協議制になった。

地方自治

住民自治

I：住民自治

住民が自ら政治の担い手となることを**住民自治**といふ。憲法では95条に規定がある。

日本国憲法 第95条

一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、
その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、
国会は、これを制定することができない。

□ 住民自治 (B)

各地方の地域住民やその代表者との意思に基づいて、
地方公共団体の政治が行われること。

◆住民ができること

レファレンダム (住民投票)	地方公共団体における重要な政策について 住民が投票を行うことで最終決定する。
リコール (解職請求)	議員・長・主要公務員の解職、議会の解散などを住民が要求する。
イニシアティブ (住民発案)	住民が条例の制定・改廃の提案を行う。

II：地方自治法上の直接請求

住民自治の観点から、地方自治法は住民に直接請求する権利を明記している。

請求内容	根拠	署名数 (選挙人名簿 登録者数)	提出先	その後の対応
条例の制定・改廃	74条	50分の1 以上	長	長が議会にかけて結果公表
監査の請求	75条		監査委員	監査結果を公表し、 議会・長に報告
議会の解散請求	76条	3分の1 以上 (※2)	選挙管理 委員会	有権者の投票で 過半数の同意が必要
議員の解職請求	80条			
長の解職請求	81条	長		長が議会にかけて 3分の2以上の出席かつ 4分の3以上の同意が必要
主要公務員の 解職請求(※1)	86条			

※1 主要公務員

副知事・副市長などの副長、
選挙管理委員、監査委員などを指す。

※2 有権者数が次の場合、条件が変わる。

40万人以下	$x \times 3\text{分の}1$
40万人を超える、 80万以下	$\frac{80万 + (80万 - x)}{6}$ ※xは有権者数　※ $40万 \times 3\text{分の}1 + (\text{有権者数} - 40万) \times 6\text{分の}1$
80万人を超える	$\frac{480万 + 3(80万 - x)}{24}$ ※xは有権者数　※ $40万 \times 3\text{分の}1 + 40万 \times 6\text{分の}1 + (\text{有権者数} - 80万) \times 8\text{分の}1$

III：住民投票の種類

種類	根拠法	拘束力	投票者	例
地方特別法制定 のための住民投票	憲法95条	あり	日本国籍 18歳以上	・広島平和記念都市建設法 ・長崎国際文化都市建設法
直接請求権による 住民投票	地方自治法			・愛知県解職請求署名偽造事件 ・埼玉県本庄市署名無効事件
特別区設置のための 投票	大都市地域 特別区設置法			・大阪府(大阪都構想)
その他住民投票	住民投票条例	なし	自由 ・外国人〇 ・年齢引下げ〇	・新潟県巻町(原発設置) ・沖縄県(米軍基地) ・岐阜県御嵩町(廃棄物処理場)

共通政経FINAL2025



S

企業

I：企業の種類

公企業	国営企業・公社・独立行政法人・公庫など
公私合同企業	JR・JT・NTT・第三セクター
私企業	合名会社、合資会社、株式会社、合同会社、(有限会社)

◆2006年 新会社法制定

新会社法のポイント

- ①**有限会社**は今後創設できない ※既存のものはそのまま存続
- ②**最低資本金制度**が撤廃された ※出資金1円から創設できる
- ③**合同会社**の創設

□ JR (B)

日本国有鉄道が民営化され設立された7つの会社の総称。会社には、完全民営化された私企業と国が株主となっている公私合同企業がある。

II：私企業の種類

◆私企業の分類

会社分類	株式会社	合同会社	合資会社	合名会社
会社の種類	株式	持分	持分	持分
資本金	資本金1円～	資本金1円～	規定なし	規定なし
出資者	1名以上の 株主	1名以上の 社員	2名以上の 社員	2名以上の 社員
責任	有限責任	有限責任	有限責任＋ 無限責任	無限責任
最高意思決定 機関	株主総会	社員の過半数	社員の過半数	社員の過半数
会社規模	大	中	小	小
上場	可能	不可	不可	不可

◆有限責任と無限責任

有限会社	会社の借金に対して、出資金の範囲内でのみ責任を負うこと。
無限会社	会社の借金に対して、無限に責任を負うこと。

III：会社の財源

◆資本による分類

方法	詳細
自己資本	自己出資金(株式)、内部留保などによる資本のこと。返済義務がない。
他人資本	社債の発行、銀行からの借入金による資本のこと。返済義務がある。

日本は、自己資本<他人資本の傾向にある。

◆資金調達方法による分類

方法	詳細
内部金融	内部留保で資金を調達する方法。
外部金融	株式や債券などを発行して投資家から資金を調達する方法。
	銀行などの金融機関を経由して、融資や借入などをして資金を調達する方法。

I：企業の社会的責任(CSR)

企業は社会に大きな影響を与えるため、企業には様々な社会的責任(CSR)が伴う。

ゼロ・エミッション	廃棄物や排出物を一切出さないこと
メセナ	文化・芸術活動への支援
フィランソロピー	社会貢献活動や慈善的寄付行為
コンプライアンス	企業による法令遵守や自主規制
アカウンタビリティ	行政や企業の説明責任
コーポレート・ガバナンス	企業統治のこと。企業の業務の監視を行うこと。
ディスクロージャー	情報公開のこと
ISO14000シリーズ	企業の活動が環境に及ぼす影響を最小限にすることを目的とした国際的な標準規格。
無過失責任の原則	今まででは、故意や過失があった際に責任を負う「過失責任」だったが、故意・過失の有無にかかわりなく、損害発生の責任を負うという「無過失責任」に考え方が変わった。
汚染者負担の原則 (PPP)	公害を発生させた企業が損害賠償や公害防止費用を負担する原則。OECDで採択され、公害事業負担法や公害健康被害補償法で法制化した。

II：非営利組織

組織(団体)として、企業のような利益を目的とせずに活動するものがあり、それを**非営利組織(NPO)**という。

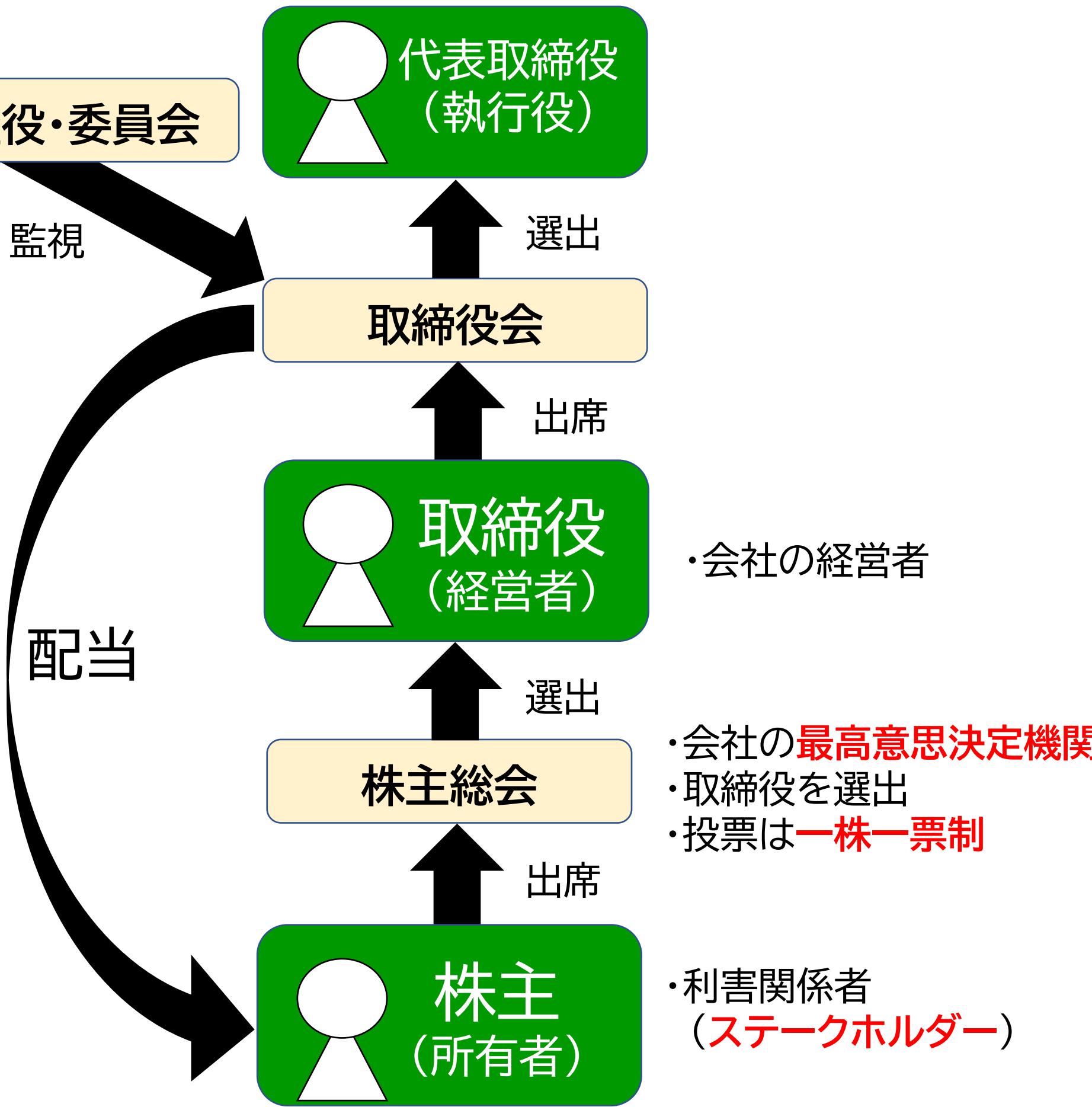
ただし日本では、このNPOに法人格を与える**特定非営利活動推進法(NPO法)**を制定しているため、非営利組織を法人化することもできる。

NPO法人	社会的活動をする営利を目的としない民間団体に、法人格を持たせたもの。
認定NPO法人	NPO法人のうち、 ①収入に占める寄付金等の割合が20%以上 又は 3000円以上の寄付者が年平均100人以上いる ②創設から1年以上が経過している 以上の2つ等の条件を満たすことによって認定されたもの。 税制の優遇措置などがあり、5年ごとに更新する。 NPO法人全体の1%程度がこれに当てはまる。

III：企業の変化

日本の経営の崩壊	高度経済成長の基礎であった終身雇用制度を前提とした年功序列型賃金制度が、リストラ・非正規雇用の増加・定期昇給の廃止・年俸制の導入などにより、崩壊しつつある。
連結決算	親会子会社の会計・決算を別にするのではなく、一つの企業グループとして行うことを連結決算という。 これは、グローバル化や多角化の進展により、業績悪化した子会社を連結から外す連結外しを防ぐために2000年から連結決算中心の制度になった。
ストック・オプション	役員や従業員に与えられる自社株をあらかじめ決められた価格で買うことができる権利である。決められた価格以上の値で売却をするために、従業員は業績向上を目指し、株価を上げる意識を持つようになる。1997年商法改正で導入。

I： 株式会社の仕組み



II： 株式会社の特徴

株主は法人>個人	●法人株主…企業や金融機関が企業の株主となる場合 ●個人株主…個人投資家が企業の株主となる場合 →法人(約80%)>個人(約20%) ※2018年時点
所有と経営の分離	企業の所有者と経営者が別になること。 個人株主は株価の推移や配当を目的とし、経営に关心がない。 また経営者は株主である必要もないことから、 出資者=経営者という状態でない場合が多い。
株の持ち合い	大企業が企業集団を結成している場合が多く、 お互いの株式を所有し合うこと。 近年この割合は低下している。
配当	会社が利益を生み出した場合には、その利潤の一部を株主が受け取ること



S

環境問題

I：公害問題の発生

◆公害問題の発生原因

企業は利潤が第一なので、廃棄物の処理などにかかる費用を節約しようとして、有害物質を垂れ流したことにより、住民に大きな被害を与えることとなった。

◆公害の定義(典型7公害)

大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭

◆最初の公害事件

事件名	足尾銅山鉱毒事件
発生場所	足尾銅山から渡良瀬川（栃木）
原因物質	亜硫酸ガス
補足情報	明治初期の殖産興業政策による無理な工業化が原因。 1885年に発生し、1901年には田中正造代議士が昭和天皇に直訴して、農民救済運動を展開した。

II：四大公害

事件名	イタイイタイ病	(熊本)水俣病	四日市ぜんそく	新潟水俣病
発生時期	1922年	1956年	1961年	1965年
発生場所	富山県神通川	熊本県水俣湾	三重県四日市市	新潟県阿賀野川
原因物質	カドミウム	有機水銀	亜硫酸ガス	有機水銀
症状	・腎臓が侵される ・骨がもろくなる	・手足のしびれ ・目や耳の不自由	・呼吸器が侵される ・ぜんそく発作発生	・手足のしびれ ・目や耳の不自由

いずれの事件も患者側が全面勝訴

III：公害対策

1967年	公害対策基本法制定	経済との調和(経済優先)条項を設定
1970年	公害国会	公害問題が国会で議論される。 公害対策基本法の経済優先条項を撤廃
1971年	環境庁の設置	総理府の外局として設置。
1993年	環境基本法制定	公害対策基本法を改正
1997年	環境アセメント法制定 (環境影響評価法)	開発事業の環境への影響を事前に調査することを定めた
2000年	循環型社会形成推進基本法制定	廃棄物やリサイクル対策の重要性を考慮して循環型社会を目指す。

IV：環境に関する考え方

汚染者負担の原則 (PPP)	公害を発生させた企業が損害賠償や公害防止費用を負担する原則。OECDで採択され、公害事業負担法や公害健康被害補償法で法制化した。
無過失責任の原則	今まででは、故意や過失があった際に責任を負う「過失責任」だったが、故意・過失の有無にかかわりなく、損害発生の責任を負うという「無過失責任」に考え方が変わった。
総量規制	今まででは、排出されるガスや水における汚染物質の濃度で制限をする「濃度規制」だったが、制限が甘かったため、一定地域に排出される汚染物質の合計量を基準にして規制する「総量規制」に考え方が変わった。

I： 地球環境問題

問題	原因・現象	対策
酸性雨	硫黄酸化物や窒素酸化物を含む雨が、森林を枯らしてしまう。	長距離越境大気汚染条約
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガスが大気中にたまって、降雨パターンが変化してしまう。その結果、極地の氷が溶け、海面上昇。水没する地域が出てしまう。	①気候変動枠組み条約 ②京都議定書
オゾン層の破壊	フロンガスがオゾン層を破壊して、紫外線の照射量が増えてしまう。	①ウィーン条約 ②モントリオール議定書
熱帯林の減少	焼畑農業や乱伐の実施により、熱帯雨林が減少してしまう。	
砂漠化の進行	過放牧や樹木の伐採により、草原の草が薄くなってしまう。	砂漠化防止条約

II： 環境に関する条約

◆COPに関する環境条約

条約名	京都議定書	パリ条約
年	1997	2016
会議名	COP3	COP21
削減国	先進国のみ	すべての国
目標	EU8%、米7%、日6%、全体5% 削減	世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べ、2度未満に抑制を設定、1.5度未満を目標
主要国の参加	米中 参加せず	米が2020年脱退(トランプ)、2021年復帰(バイデン)
内容	◆温室効果ガスの削減目標を初設定 ◆排出権取引を認める ◆共同実施を認める ◆クリーン開発メカニズムを認める	◆2020年以降の温室効果ガスの削減目標を設定

□ 排出権取引 ()

温室効果ガスの削減枠を国際的に売買すること。

□ 共同実施 ()

先進国同士の共同プロジェクトによる削減分をそれに参加した先進国に移転する仕組み。

□ クリーン開発メカニズム ()

先進国と途上国の共同プロジェクトによる削減分をそれに参加した先進国に移転する仕組み。

◆COP以外の環境条約

会議	ウィーン条約	モントリオール議定書	水俣条約
採択年	1985年	1987年	2013年
内容	オゾン層の保護を目的	ウィーン条約を具体化。フロンの生産・使用を制限	水銀の製造・輸出入を原則禁止

III： 生物に関する条約

会議	ラムサール条約 (国際湿地条約)	ワシントン条約	生物多様性条約
採択年	1971年	1973年 調印	1992年
内容	水鳥の生息地である湿地の保護	絶滅危惧の生物の取引の規制	①生態系の多様性 ②種間の多様性 ③遺伝子の多様性 などの多様性を保護

I：世界の環境会議

会議名	年	場所	スローガン	宣言・目標
国連人間環境会議	1972	ストックホルム	かけがえのない地球	人間環境宣言
国連環境開発会議 (地球サミット)	1992	リオデジャネイロ	持続可能な開発	リオ宣言
国連 ミレニアムサミット	2000	ニューヨーク		国連ミレニアム宣言 ※ミレニアム開発目標 (MDGs)を含む
持続可能な 開発に関する 世界首脳会議 (環境開発サミット)	2002	ヨハネスブルク		
国連持続可能な 開発会議	2012	リオデジャネイロ	われわれが望む未来	持続可能な開発目標 (SDGs)

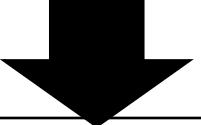
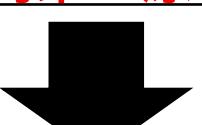
II：MDGsとSDGsの比較

目標名	MDGs Millennium Development Goals	SDGs Sustainable Development Goals
正式名	ミレニアム開発目標	持続可能な開発目標
会議名	国連ミレニアムサミット	国連持続可能な開発会議
年号	2000年	2012年
期限	2015年	2030年
目標	①極貧の貧困と飢餓の撲滅 ②初等教育の完全普及の達成 ③ジェンダー平等推進と 女性の地位向上 ④乳児死亡率の削減 ⑤妊産婦の健康の改善 ⑥HIV(エイズ)、マラリア、 その他疾病的蔓延防止 ⑦環境の持続可能性確保 ⑧開発のためのグローバルな パートナーシップの推進	①貧困をなくそう ②飢餓をゼロに ③すべての人に健康と福祉を ④質の高い教育をみんなに ⑤ジェンダー平等を実現しよう ⑥安全な水とトイレを世界中に ⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに ⑧働きがいも経済成長も ⑨産業と技術確認の基盤をつくろう ⑩人や国の不平等をなくそう ⑪住み続けられるまちづくりを ⑫つくる責任 つかう責任 ⑬気候変動に具体的な対策を ⑭海の豊かさを守ろう ⑮陸の豊かさも守ろう ⑯平和と公正をすべての人に ⑰パートナーシップで目標を達成しよう
ターゲット	18	169
対象	①～⑥は発展途上国を対象とし、 先進国が決めたものであった。	全ての国

III：日本のSDGsに対する取り組み

会議名	持続可能な開発目標(SDGs)推進本部	
本部長	内閣総理大臣	
根拠	閣議決定	
出席者	全国務大臣	
内容	日本国は17つのゴールの中から8つの優先事項を設定 ①あらゆる人々の活躍の推進 ②健康・長寿の達成 ③成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション ④持続可能で強靭な国土と質の高いインフラの整備 ⑤省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会の構築 ⑥生物多様性、森林、海洋等の環境の保全 ⑦平和と安全・安心社会の実現 ⑧SDGs実施推進の体制と手段	

I : 資源・エネルギー一年表

~19C	<input type="checkbox"/> 採掘は危険と考えられ、太陽エネルギーに頼っていた。 <中心エネルギー> 太陽エネルギー(木材)
20C前半	<input type="checkbox"/> 工業化によって化石燃料や他の天然資源を大量消費 <中心エネルギー> 石炭
20C後半	<input type="checkbox"/> 1950年代に中東やアフリカで油田が発見され、先進国が大量使用 <中心エネルギー> 石油などの液化燃料
1962	<input type="checkbox"/> 国連総会が 天然資源の恒久主権 を決議 →天然資源の開発と利用権は保有国にあるとする考え方(資源ナショナリズム)
1972	<input type="checkbox"/> ローマクラブ が報告書『成長の限界』を発表 成長の限界 人口増加と食料・工業の増産がこのまま続くと、資源の減少により、 ①農業・工業生産の低下 ②環境汚染の進行 ③人口減少による成長低下を警告した。 これにより、資源は無限という前提を見直し、資源は有限で枯渇の可能性があることを論じた。
1973	<input type="checkbox"/> 第一次オイルショック が発生 第四次中東戦争 (アラブ諸国 vs. イスラエル)発生により、 OPEC(石油輸出国機構)が原油公示価格を引き上げ、供給を減らし、 OAPEC(アラブ石油輸出国機構)がイスラエルを支持する国への輸出を禁止にした。 その結果、原油価格の高騰や消費者物価の上昇というインフレになった出来事。
1974	<input type="checkbox"/> 国連資源特別総会 を開催 → 新国際経済秩序樹立宣言(NIEO宣言) を採択 原油などの価格安定と先進国と発展途上国との間で対等な貿易を目指す宣言。
1978	<input type="checkbox"/> 日本で サンシャイン計画 を開始
1979	<input type="checkbox"/> 日本で ムーンライト計画 を開始
1993	<input type="checkbox"/> アメリカ合衆国で スリーマイル島原子力発電事故 が発生
1995	<input type="checkbox"/> 日本で高速増殖原型炉「もんじゅ」事故が発生
1999	<input type="checkbox"/> 東海村JCO臨界事故 が発生、日本初の事故被爆者を出した 
	<input type="checkbox"/> ドイツ(シュレーダー首相)が原子力発電所の順次撤廃を決定
2011	<input type="checkbox"/> 東日本大震災 が発生 → 福島第一原子力発電所事故 が発生 
2012	<input type="checkbox"/> ドイツ(メルケル首相)が原子職発電所の再建計画を見直し <input type="checkbox"/> 日本の原子力発電所をすべて停止 <input type="checkbox"/> 7月に関西電力の大飯原発(3号機)を再稼働 <input type="checkbox"/> 原子力規制委員会を環境省の外局として設置
2015	<input type="checkbox"/> ひだんれん(原発事故被害者団体連絡会)が設立される。

▶エネルギー革命

生活保護は、以下の8種類。
19世紀から20世紀後半にかけて
起きた中心となるエネルギーの
変遷を「エネルギー革命」という。

□ **ローマクラブ** ()

資源・人口・軍縮・経済・環境などの
問題を検討するために設立された
研究期間。
初会合は1968年、ローマで行われ、
そこからこの名称がついた。

□ **東日本大震災** (A)

2011年3月11日14時46分に発生
した東北・三陸沖を震源とする
大地震及びその二次災害のこと。
マグニチュードは9.0。
最大震度は7。
主な二次災害は津波とそれによる
福島第一原子力発電所の事故。

□ **福島第一原子力発電所
事故** (A)

2011年3月11日14時46分に発生
東京電力株式会社の原子力発電所
で、電源・冷却機能を喪失して、これ
による**炉心溶融(メルトダウン)**と水
素爆発によって多量の放射性物質
が放出した事故。

I : 環境に関する年表

□	1967	公害対策基本法 制定	経済との調和(経済優先)条項を設定
□	1970	公害国会	公害問題が国会で議論される。 公害対策基本法の経済優先条項を撤廃
□	1971	環境庁の設置	総理府の外局として設置。
		ラムサール条約 採択 (国際湿地条約)	正式名称 「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」 重要な湿地を登録して保全する。日本初は釧路高原。
□	1972	国連人間環境開発会議	<場所> ストックホルム <スローガン> 「かけがえのない地球」 <採択> 人間環境宣言 <その他> 国連環境計画(UNEP)の設置
□	1973	ワシントン条約 調印	絶滅のおそれがある生物を取引することについて輸入国と輸出国が規制して、対象となる野生生物の保護を目的とする。
□	1985	ウィーン条約 採択	オゾン層の保護を目的とする国際協力の枠組みを定める。
□	1987	モントリオール議定書	ウィーン条約を具体化。 フロンの生産や使用を規制して、段階的な削減を目指す。
□	1989	バーゼル条約 採択	有害廃棄物の国際的な移動や処分の規制を定めた条約。
□	1992	国連環境開発会議 (地球サミット)	<場所> リオデジャネイロ <スローガン> 「持続可能な開発」 <採択> リオ宣言・アジェンダ21・気候変動枠組み条約
		生物多様性条約	生物多様性の保全のための保護地域に関する内容を定める。
□	1993	環境基本法 制定	公害対策基本法を改正
□	1997	環境アセスメント法 制定 (環境影響評価法)	開発事業の環境への影響を事前に調査することを定めた
		国連環境開発特別総会	国連環境開発会議の実施状況を確認
		京都議定書	<会議名> COP3(気候変動枠組み条約第3回締結国会議) <内容> 温室効果ガスの削減目標を初めて設定。 EUは8%、米は7%、日は6%の削減目標値を設定。 ロシア批准で発効したが、米中は参加せず。
□	1998	気候変動に関する政府間パネル (IPCC)	UNEPとWMO(世界気象機関)が共同で設置。 地球温暖化に関する報告書を5年ごとに発表。 2007年、ノーベル平和賞受賞。
□	2000	循環型社会形成推進基本法制定	廃棄物やリサイクル対策の重要性を考慮して循環型社会を目指す。
		国連ミレニアムサミット	<場所> ニューヨーク <宣言> 国連ミレニアム宣言(MDGsを含む)
□	2002	環境開発サミット	<正式名称>持続可能な開発に関する世界首脳会議 <場所> ヨハネスブルク <内容> アジェンダ21の実施状況チェック
□	2011	ダーバン合意	2012年で期限切れの京都議定書の延長し、 2015年までにすべての国が参加する仕組みを作ることで同意。
□	2012	国連持続可能な開発会議	<通称> リオ+20 <場所> リオデジャネイロ <内容> SDGs <採択> 「われわれが望む未来」
□	2013	水俣条約	正式名称：水銀に関する水俣条約 ・人体や環境に害を与える水銀の製造・輸出入について原則禁止と定めた。
□	2014	名古屋議定書 発効	<会議名> COP10 <採択> 愛知ターゲット(生態系保全をめざす世界目標) ・医薬品の下となる動植物の遺伝資源の利用について定める。
□	2016	パリ協定	<会議名> COP21 ・2020年以降の温室効果ガス削減目標を設定。 ・途上国も含めてすべての国に削減義務 ・米中日も署名したが、米トランプ政権が2020年に離脱。 2021年に米バイデン政権が復帰。
□	2020	カーボンニュートラル を宣言	日本政府が2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目指すことを宣言。 温室効果ガスの排出量-植物の吸収量で計算し。実質ゼロにする。

共通政経FINAL2025



選挙

I：選挙の原則

原則	内容	原則に反する例
普通選挙	一定年齢に達した全ての国民に選挙権を与えること。	・一方の性別にのみ認める選挙 ・所得や納税額で制限がある選挙
平等選挙	全ての人の一票は、同等の価値で平等に扱うこと。(投票価値の平等)	・一票の格差のある選挙
秘密選挙	投票する内容を公にさせられないこと。	・強制的に投票した候補者名を公開する選挙
直接選挙	選挙権を持つ国民が直接投票すること。	・代理による選挙
自由選挙	本人の自由意思で投票ができ、誰からも干渉されないこと。また投票に関する責任を負わないこと。	・圧をかけられて投票する選挙

II：選挙制度

	小選挙区制	大選挙区制 (中選挙区制)	比例代表制
選出方法	1つの選挙区において、最も得票数が多い候補者が当選する方式。	1つの選挙区において、得票数が多い候補者が定数分順番に当選する方式。	1つの選挙区において、各政党の得票数に応じて議席を配分し、その人数分当選する方式。
当選者数	1名	複数名	得票数に応じて決定
投票内容	個人名	個人名	政党名 or 個人名
政権	安定	比較的不安定	不安定
政権交代	しやすい		しにくい
少数意見	反映されにくい	反映されやすい	反映されやすい
民意	反映されにくい	比較的正確に反映	正確に反映
死票	多い	比較的少ない	少ない
不正	起きやすい (選挙戦の激化)		起きにくい
政党・個人	政党本位	政党本位	個人中心
その他長所		同一政党のなかから候補を選択できる	
その他短所	地方的人物が選ばれやすい	・1票の重みの差が出やすい ・地元への配慮が優先され、金も多く必要	・候補者選考過程で政党幹部の力が過大になる ・顔の見えない選挙になる。

III：世界の選挙制度の歴史

◆選挙制度の歴史

原則	内容
1848年	フランスで世界初の男子普通選挙権が与えられた。
1890年	アメリカのワイオミング州で世界初の女子普通選挙権が与えられた。
1893年	ニュージーランドで国家として世界初の女性普通選挙権が与えられた。
1919年	ドイツでG5/G7国家として世界初の女性普通選挙権が与えられた。

◆各国の選挙権付与時期

	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	ソ連	スイス	ニュージーランド
男子	1925	1870	1871	1848	1918	1936	1848	1879
女子	1945	1920	1919	1944	1928	1936	1971	1893

選挙制度

日本の選挙制度

I：日本の選挙制度

衆議院議員総選挙		参議院議員通常選挙
小選挙区比例代表並立制 (小選挙区+比例代表制)	選挙制度	選挙区制+比例代表制
465名	定数	248名
4年	任期	6年 (3年ごとに半数改選)
289名	選挙区 定数	148名
176名	比例代表 定数	100名
あり	解散	なし
18歳以上	選挙権	18歳以上
25歳以上	被選挙権	30歳以上
可能	重複立候補	不可能

II：選挙期間の禁止事項

選挙期間や選挙運動について以下の行為を禁止している。

- ①戸別訪問（候補者が直接有権者の自宅などを訪問して選挙運動を行う行為）
- ②飲食物提供
- ③署名運動
- ④連呼行為（選挙力一を除く）
- ⑤指定された枚数以上のはがき、ポスターの配布等
- ⑥公務員の選挙運動
- ⑦選挙期間前・投票日の選挙運動

※インターネットを活用した選挙運動は可能（詳細はネット選挙の単元を確認）

また、候補者自身のみならず選挙運動の責任者や候補者の親族が悪質な選挙違反を行い、禁錮刑以上の有罪が確定した場合は、当選者の関与の有無にかかわらず当選を無効にし、かつ同一選挙区での立候補を5年間禁止とする連座制が導入されている。

III：選挙運営制度

期日前投票	投票日当日に投票できない有権者が事前に投票できる制度。 当日に投票できない理由は仕事や旅行など比較的自由である。
不在者投票	期日前投票・投票日当日に本来投票所となる場所から離れている場合、出張先などの選挙管理員会で投票ができる制度。
在宅投票・郵便投票	身体障害者手帳を持ち、一定の要件に該当する場合は、郵便による在宅での投票や不在者投票ができるという制度。
代理投票・洋上投票	心身の故障や目の見えない人のように、自ら候補者名を記入できない有権者は申請をすれば代理で投票ができるという制度。
洋上投票	遠洋漁業を行う船舶上で不在者投票を行う制度。
在外投票制度	海外に住む有権者が国政選挙などへ参加することができる制度。

IV：選挙の問題点

投票率の低下	衆議院・参議院選挙ともに投票率は低下傾向にあることや、若者の政治的無関心(アパシー)が問題となっている。
議員定数不均衡 (一票の格差)	同じ一票であっても、選挙区の有権者の数によってその一票にかかる重さが違うことを一票の格差といい、その格差が大きいことが問題となっている。

I：ネット選挙の解禁

2013年にインターネット等を利用する方法による選挙運動が解禁された。

II：インターネット等でできること

できること	
①	選挙運動期間に更新された、 WEBサイト等に掲載された選挙運動用文書図画を当日もそのままにしておくこと
②	候補者・政党などが電子メールを使って、選挙運動用文書図画を頒布すること
③	選挙運動期間中に、 政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクする 政治活動用有料広告を掲載すること
④	インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為
⑤	屋内の演説会場において、選挙運動のために映写すること

III：インターネット等でできないこと

できないこと	
①	選挙期日当日にWEBサイト等に掲載する選挙運動用文書図画を更新すること
②	候補者・政党など以外の一般有権者が電子メールを使って、 選挙運動用文書図画を頒布すること
③	IIにおいてはまらない選挙運動のための有料インターネット広告を掲載すること
④	当選・落選させるという目的で、真実に反する使命・名称・身分を表示して インターネット等を利用する方法で通信をすること (虚偽表示罪)
⑤	候補者のウェブサイトの改ざん等、その他不正な方法で選挙の自由を妨害すること (選挙の自由妨害罪)
⑥	他人のID・パスワードを悪用するなどにより、 アクセス権限のないコンピュータを利用すること (不正アクセス罪)
⑦	ウイルスの頒布やDos攻撃などにより、 コンピュータの使用目的にそるべき動作しない・使用目的に反する動作をさせて、 人の業務を妨害すること (電子計算機損壊等業務妨害罪)
⑧	インターネットを利用した選挙運動を行った者に、 その選挙運動の対価として報酬を支払うこと (買収罪)

□ Dos攻撃(C)

コンピュータに不正なデータを送信して使用不能にしたり、
トラフィックを増大させてネットワークを麻痺させたりする
攻撃のこと。

I：選挙制度

衆議院の議員を選挙する制度は、小選挙区制と比例代表制を並立させた「**小選挙区比例代表並立制**」である。また、小選挙区と比例代表区の両方に立候補する**重複立候補**が認められており、小選挙区で落選した場合に、比例代表区で当選する**復活当選**が可能になる。

	小選挙区	比例代表区
制度	1つの選挙区の中で最も得票数が多い1名が当選する方式。	1つの比例代表区の中で各政党の得票数に応じて各政党の当選人数が決まる方式。
1区あたりの当選者数	1名	複数名(区による)
全国の選挙区数 全国のブロック数	289区	11区
定数	289名	176名
有権者が投票用紙に書くもの	候補者名	政党名

▶投票所に行くと…

投票所に行くと、投票券を元に本人確認をされた後、まずは小選挙区の投票用紙を渡されます。書いて投票箱に行くと、次は比例代表区の投票用紙が渡されます。そして書いて投票箱に行って終わるかと思ったら、最高裁判官の国民審査の審査用紙が渡されるんです。3段階になっているという衆議院特有の投票所です。

▶比例代表の11区とは

比例代表制の選挙区11区とは、北海道・東北・北関東・南関東・東京都・北陸信越・東海・近畿・中国・四国・九州であり、地域で分けています。各区ごとに定数は異なり、最少は四国の6、最多は近畿の28。

□ 惜敗率 (B)

衆議院選挙の比例代表制で重複立候補をして、小選挙区で落選した候補者が復活当選する際の基準。計算式は、

$$\frac{\text{落選者の得票数}}{\text{当選者の得票数}} \times 100 \text{ (%)}$$

II：比例代表制(拘束名簿方式)

◆拘束名簿方式

比例代表制では各政党の得票数に応じて各政党の当選人数(議席数)が決まるが、その際に各政党は候補者に順位をつけて、上位から議員として議席を与えることになる。このように、候補者に順位をつけた政党が作成する名簿を**拘束名簿**という。

<拘束名簿のルール>

- ①複数の候補者を同じ順位にすることができる
- ②同じ順位で全員を当選にできない場合は、**惜敗率**が高い順に当選する。
- ③小選挙区で当選した候補者は衆議院議員になるので、**比例代表では当選しない**。
- ④小選挙区での得票数が有効投票総数の10%に満たない場合は、復活当選できない。

◆比例代表の議席数の決め方

比例代表区で各政党が獲得する議席数は、各政党の得票数に応じて決定する。その際に、得票数を1、2、3と順に割っていき、その商の大きい順に議席を配分する方法を用いる。この方法を**ドント方式**という。

III：比例代表制の選出方法

◆STEP1 各政党の議席数を計算する(ドント方式) 定数:5議席

▶この区の各政党投票数

政党名	X党	Y党	Z党
得票数	45000	15000	3000
÷1	①45000	③15000	3000
÷2	②22500	7500	1500
÷3	③15000	5000	1000
÷4	⑤11250	3750	750
÷5	9000	3000	600

X党は4議席=4名当選

→ Y党は1議席

Z党は0議席

▶当選者決定方法の解説

【1位】 順位1位のAは小選挙区ででていなかったため、そのまま当選。

【2位】 順位2位のBは小選挙区ででたが落選しているため比例代表2位で当選する。

【3位】 順位3位のCは小選挙区ででていなかったため、そのまま当選。

【4位】 順位4位のDは小選挙区で当選しているため、議員になれるのでこの名簿ではパス。

順位5位はEとFがいるが、2人とも小選挙区で落選しているため、惜敗率で比較する。すると惜敗率が高い方のFが当選する。

→ 上位4名が当選するので
A・B・C・Fが当選

◆STEP2 当選する候補者を決める(拘束名簿)

▶X党の拘束名簿

順位	候補者名	重複立候補	小選挙区	惜敗率
1	A	—	—	—
2	B	○	落選	75%
3	C	—	—	—
4	D	○	当選	—
5	E	○	落選	50%
5	F	○	落選	80%
7	G	○	落選	70%

選挙制度

参議院議員通常選挙

I：選挙制度

参議院の議員を選挙する制度は、選挙区制と比例代表制を併用した制度である。衆議院議員総選挙のように小選挙区と比例代表区の両方に立候補する重複立候補は認められていない。ただし、参議院議員は3年に半数改選のため、1回の選挙で選ぶのは定数の半数だけである。(以下の表の括弧内の人數)

	選挙区	比例代表区
制度	1つの選挙区の中で得票数が多い順に複数名が当選する方式。	1つの比例代表区の中で各政党の得票数に応じて各政党の当選人数が決まる方式。
1区あたりの当選者数	複数名(区による)	複数名
全国の選挙区数 全国のブロック数	45区	1区
定数	148名 (74名)	100名 (50名)
有権者が投票用紙に書くもの	候補者名	政党名または候補者名

▶投票所に行くと…

投票所に行くと、投票券を元に本人確認をされた後、まずは小選挙区の投票用紙を渡されます。書いて投票箱に行くと、次は比例代表区の投票用紙が渡されます。衆議院選挙とは違い2段階です。

▶選挙区の45区とは

比例代表制の選挙区45区とは、基本各都道府県に1区。ただし、有権者数の少ない「高知と徳島」「鳥取と島根」はそれぞれ1つの区としている。これを合区という。

II：比例代表制(非拘束名簿方式)

◆非拘束名簿方式

比例代表制では各政党の得票数に応じて各政党の当選人数(議席数)が決まるが、その際に各政党は候補者に順位をつけず、候補者名での得票数が多い上位から議員として議席を与えることになる。このように、候補者に順位をつけずに政党が作成する名簿を**非拘束名簿**という。

◆比例代表の議席数の決め方

比例代表区で各政党が獲得する議席数は、各政党の得票数に応じて決定する。その際に、得票数を1、2、3と順に割っていき、その商の大きい順に議席を配分する方法を用いる。この方法を**ドント方式**という。

III：比例代表制の選出方法

◆STEP1 各政党の議席数を計算する(ドント方式) 定数:5議席

▶この区の各政党投票数

政党名	X党	Y党	Z党
得票数	45000	15000	3000
÷1	①45000	③15000	3000
÷2	②22500	7500	1500
÷3	③15000	5000	1000
÷4	⑤11250	3750	750
÷5	9000	3000	600

X党は4議席=4名当選

Y党は1議席

Z党は0議席

▶議席数決定方法の解説

得票数については、本来は1回の選挙で議席が50の状態で計算していくことになりますが、例として5議席の場合についています。

◆STEP2 当選する候補者を決める(拘束名簿)

▶X党の拘束名簿

候補者名	得票数
A	①15000
B	④8000
C	②12000
D	400
E	③10000
F	7000
G	800

上位4名が当選するので

A・B・C・Eが当選



共通政経FINAL2025

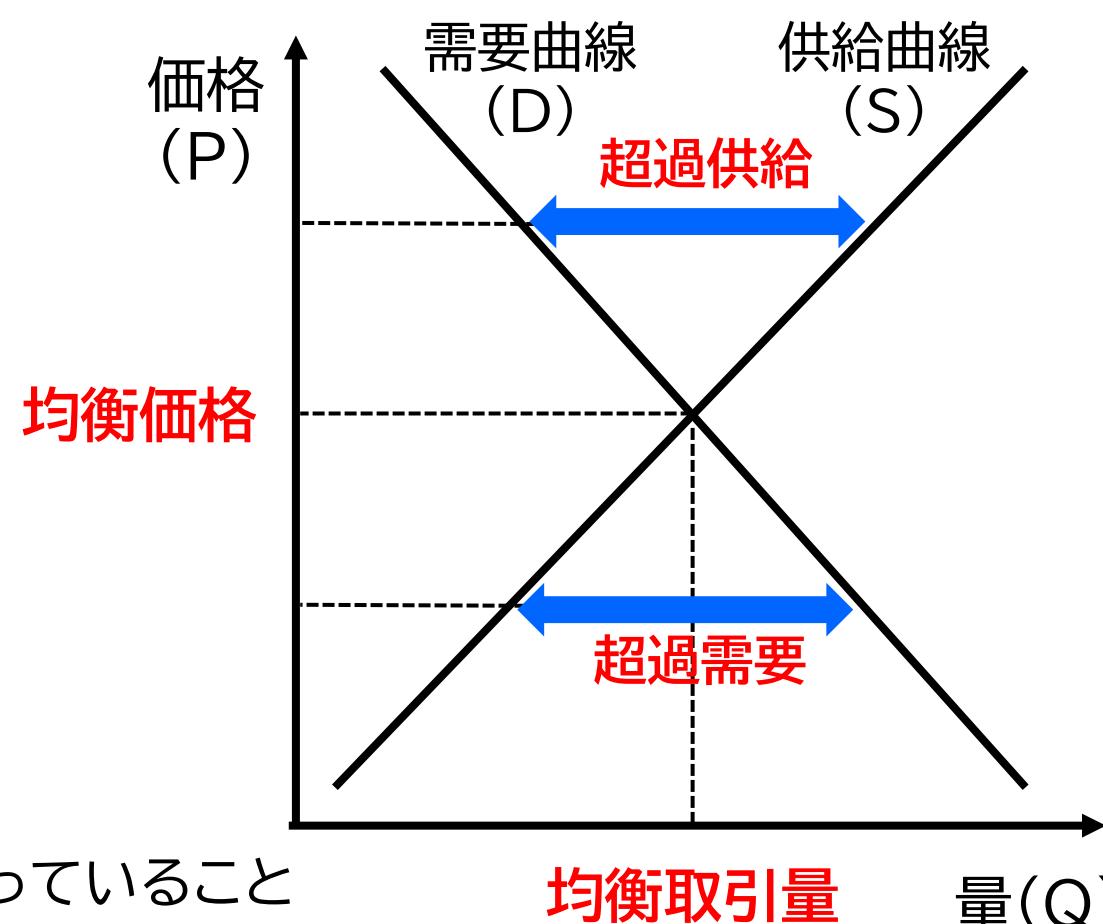


市場機構

I : 需要供給の関係

アダム・スミス『国富論』

財の量が余っているとき価格は下がり、
財の量が足りていないとき価格は上がる
という自動的な動きを
「価格の自動調節機能」といい、
これを神の「見えざる手」とした。



◆完全競争市場の条件

- ①売り手と買い手が多数存在すること
- ②商品の質が同じであること
- ③商品に関する完全な情報を参加者が持っていること
- ④市場への参加と退出が自由であること

II : 需要供給線の移動要因

◆需要曲線が動く要因

左に動く場合（需要小）	図	右に動く場合（需要大）
減少	所得	増大
増税	税金	減税
低下	人気	上昇
下落	代替財価格	上昇
上昇	補完財価格	下落

□ 代替財(B)

ある財の代わりになるような他の財のこと。

例) バターとマーガリン

□ 保管財(B)

一緒に使うことによって、経済的目的に役立つ財のこと。

例) ペンとインク

◆供給曲線が動く要因

左に動く場合（供給小）	図	右に動く場合（供給大）
なし	技術革新	あり
上昇	材料価格	下落
増税	税金	減税

I : 需要曲線の傾きの変化

◆需要曲線が動く要因

傾きが緩やかな場合		傾きが急な場合
	図	
状態	生活必需品	状態
具体例	ダイヤモンドなどの 贅沢品	トイレットペーパーなどの 生活必需品
考え方	ダイヤモンドが100万円から90万円に安くなったとき、今がチャンスと思い需要が増える。110万円に高くなったとき、今は買えないと思い需要が減る。	トイレットペーパーが500円から1000円になったとしても、生活上必要になるので、買わざるを得ない。

II : 供給曲線の傾きの変化

◆供給曲線が動く要因

傾きが緩やかな場合		傾きが急な場合
	図	
状態	流行商品などの 工業品	状態
具体例	流行によって需要が高まった時、機械によって迅速に生産が可能で、供給量が増加する。	キャベツなどの 農産物
考え方	需要が高まったとしても、季節や天候に左右されるため生産時期が限られ、供給量は急には増加しない。	考え方

I： 市場の失敗

市場機構による資源の適正配分ができない分野があること。

II： 失敗① 独占と寡占

◆独占・寡占

内容	
独占	市場において、売り手または買い手が1者しかいない状態。
寡占	市場において、売り手または買い手が2者以上の少数であり、市場を支配している状態。

▶需要独占
買い手が1者の状態

▶供給独占
売り手が1者の状態

▶需要寡占
買い手が少数の状態

▶供給寡占
売り手が少数の状態

◆問題点

独占企業(寡占企業)が**プライス・リーダー**となって管理価格を設定するため、
買い手が減ったとしても価格が下がらない、**価格の下方硬直化**が発生する点。

◆解決策

独占禁止法の制定

III： 失敗② 外部効果

◆外部効果

内容	
外部経済	市場外部から内部に良い影響を与えること。
外部不経済	市場外部から内部に悪い影響を与えること。

◆問題点

需要供給に関係なく経済が動いてしまう点。

◆解決策

外部不経済については、**環境アセスメント(環境影響評価)法**の制定。

IV： 失敗③ 公共財

◆公共財

防衛・警察・消防・一般道路・堤防・橋・公園などの政府が提供する財・サービスのこと。

◆問題点

公共財・サービスとして提供されるものはいずれも需要があるものではあるため、
一般企業に委ねても良いはずであるが、
その一方で次のような問題が発生するため、政府が介入せざるを得ない。

内容	
非排除性	多くの人が同時に消費できる性質のこと。 道路や堤防などの公共性のあるものの需要はあるが、利用料がないため、建設企業が儲からず供給量が減ってしまう。
非競合性	代価を支払う意思のある人もない人も区別なく共同で使用できる性質のこと。 同時に多数の人が使用できてしまうことから供給量が変化しない。

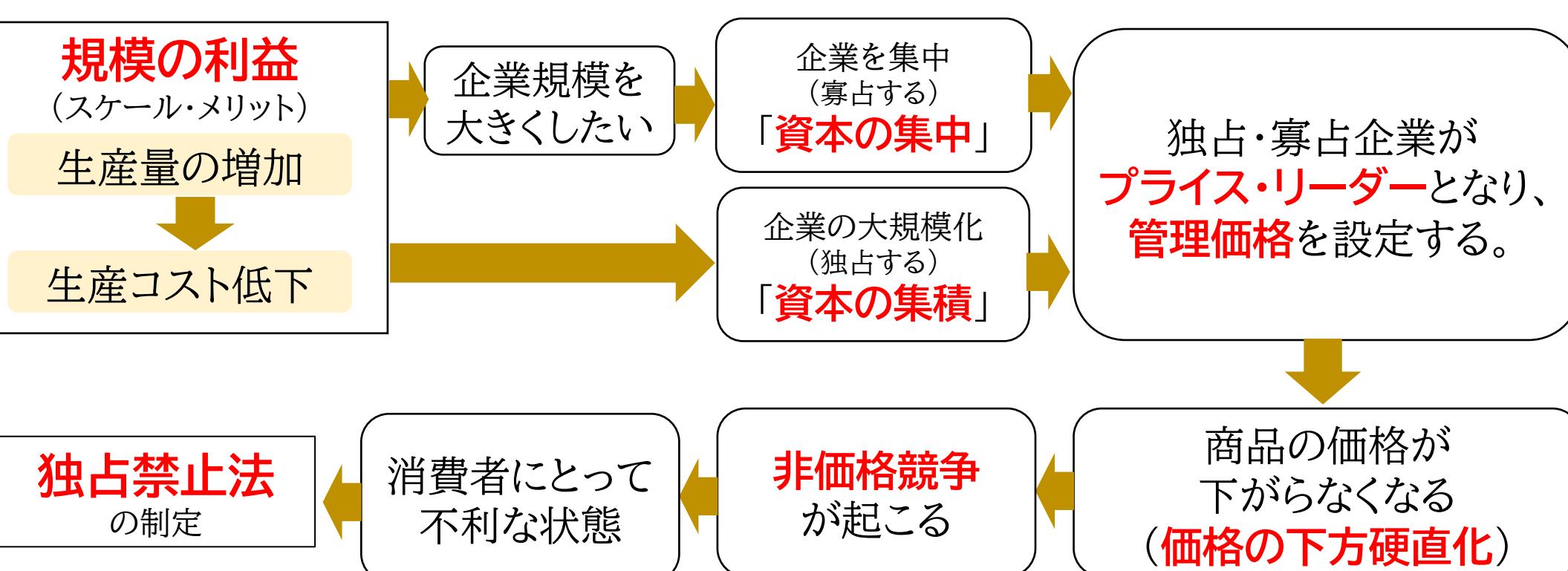
◆解決策

政府による支出

I: 独占・寡占

	内容
独占	市場において、売り手または買い手が1者しかいない状態。
寡占	市場において、売り手または買い手が2者以上の少数であり、市場を支配している状態。

II: 独占・寡占になる流れ



III: 独占・寡占の形態

カルテル (企業連合)	トラスト (企業合同)	コングロマリット (複合企業)	コンツェルン (企業結合)
同一産業	同一産業	異産業	異産業
各社独立	合併	合併	親子会社化

IV: 独占に関する歴史

1890年	(米) シャーマン反トラスト法 制定
1914年	(米) クレイトン法、連邦取引委員会法 制定
1945年	第二次世界大戦終戦、GHQの指示で財閥解体
1947年	独占禁止法 制定
1950年代後半	六大企業集団が成立(三菱・住友・三井・三和・芙蓉・第一勧銀)
1951年	サンフランシスコ講和会議 (これ以降法律の改正を行う)
1953年	独占禁止法改正① 不況・合理化カルテル・大型合併を認める
1997年	独占禁止法改正② 持ち株会社(コンツェルン)の原則解禁
1999年	独占禁止法改正③ 不況・合理化カルテルの廃止
2003年	公正取引委員会が総務省外局から内閣府外局へ
2006年	独占禁止法改正④ 公正取引委員会の権限を強める (令状に基づく捜査・押収など)

►カルテル解禁から廃止

1953年には不況・合理化カルテルを認めたが、その後日米貿易摩擦の影響もありアメリカの圧力を受けて日本の市場をより開放させる動きにつながり、1999年には廃止となった。

共通政経FINAL2025



金融

I：貨幣の機能

価値尺度	商品の価値を測る物差しの役割
交換手段 (流通手段)	必要な品物を手にいれるための交換をスムーズに行う交換手段としての役割
支払手段	税金の納入や取引の決済として支払手段としての役割
価値貯蔵手段	貨幣をためることでいつでも商品やサービスが得られる価値を貯蔵する役割

II：マネーストック

マネーストックは、金融機関から経済全般へ供給されている通貨の総量のこと。

名称			内容	
M2			現金通貨 + 国内銀行などに預けられた預金 (対象: 日本銀行、ゆうちょを除く国内銀行、外国銀行在日支店、 信金中央金庫、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫)	
広義流動性	M1	現金通貨	銀行券発行高 + 貨幣流通高	
		預金通貨	要求払預金(当座、普通、貯蓄預金等) - 対象金融機関が保有する 小切手・手形	
	準通貨	定期性預金、外貨預金、定期積金など		
	CD	譲渡性預金のことで、銀行が発行する無記名の預金証書		
	金銭信託、投資信託、金融債、銀行発行普通社債、国債、外債など			

III：通貨制度

制度	内容	貨幣の価値	発行紙幣	中央銀行の行動
金本位制	貨幣制度の基礎となる貨幣 (本位貨幣)を金として、 一定の量の金を通貨の単位 とする制度。	金の準備高 次第	兌換紙幣 (兌換銀行券)	兌換銀行券を発行 することができる。
管理通貨制度	通貨に金の裏付けが 必要ない制度。	国家の 信用度次第	不換紙幣 (不換銀行券)	通貨の発行・流通量 を政策的に操作して 景気調整ができる。

□ 兑換銀行券 (B)

金本位制のもとで金と交換できる
紙幣のこと。
兌換紙幣が発行はその国の金保有
高によるため、発行に制限がある。

□ 不換銀行券 (B)

金との交換ができない紙幣のこと。
金の保有高という制限ではなく、
発行量によってはインフレになる
場合もある。
国の信用度の影響を受ける。

IV：資金の調達方法

内部金融	内部留保、減価償却積立金など	自己資本
外部金融	株式の発行	
	社債の発行	他人資本
間接金融	銀行からの借入	

V：日本銀行の役割

発券銀行	日本銀行券(紙幣)を発行する唯一の銀行
政府の銀行	国庫金の出納や国債の発行事務を行う銀行
銀行の銀行	市中銀行に対して、預金の受け入れ、資金の貸し出し、 資金の送金などを行う銀行

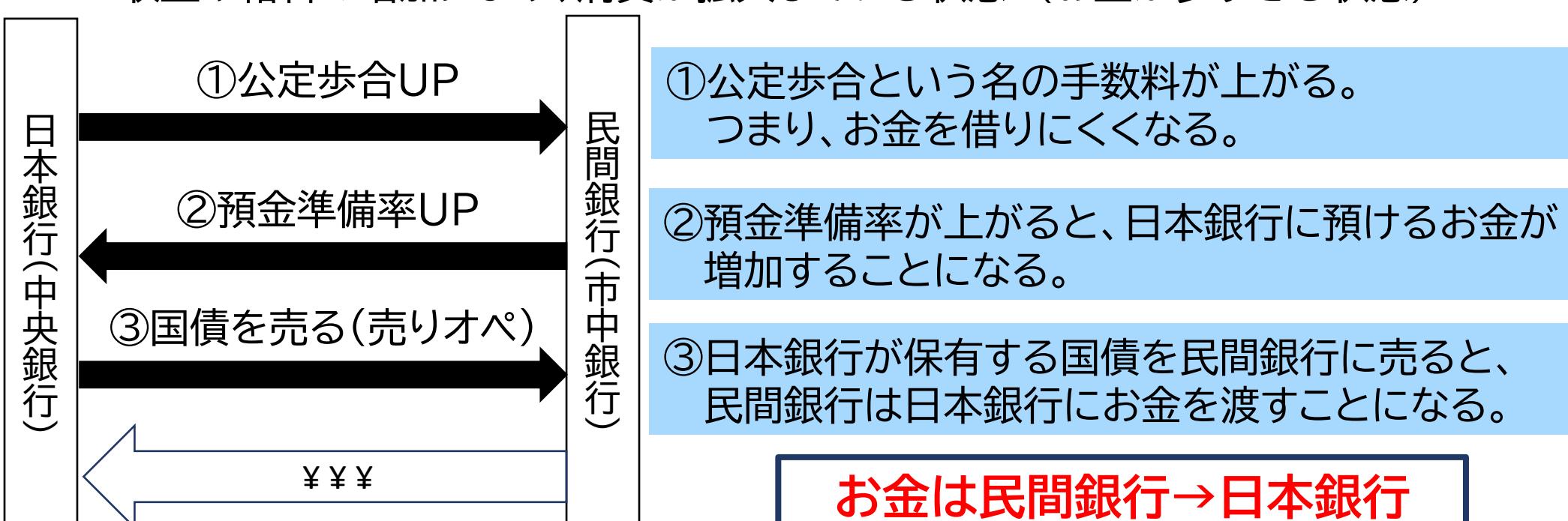
I： 金融政策の手段

公定歩合操作	日本銀行が民間銀行に通貨を貸し出すときの利子率を操作して通貨量を調整すること ※現在は「公定歩合」ではなく「基準割引率および基準貸付率と呼ぶ
預金準備率操作 (支払準備率操作)	日本銀行が民間銀行の受けた預金の一部を預かる際の率を操作して通貨量を調整すること
公開市場操作	日本銀行が国債などの有価証券を売買して通貨量を調整すること

II： 基本的な日本の金融政策

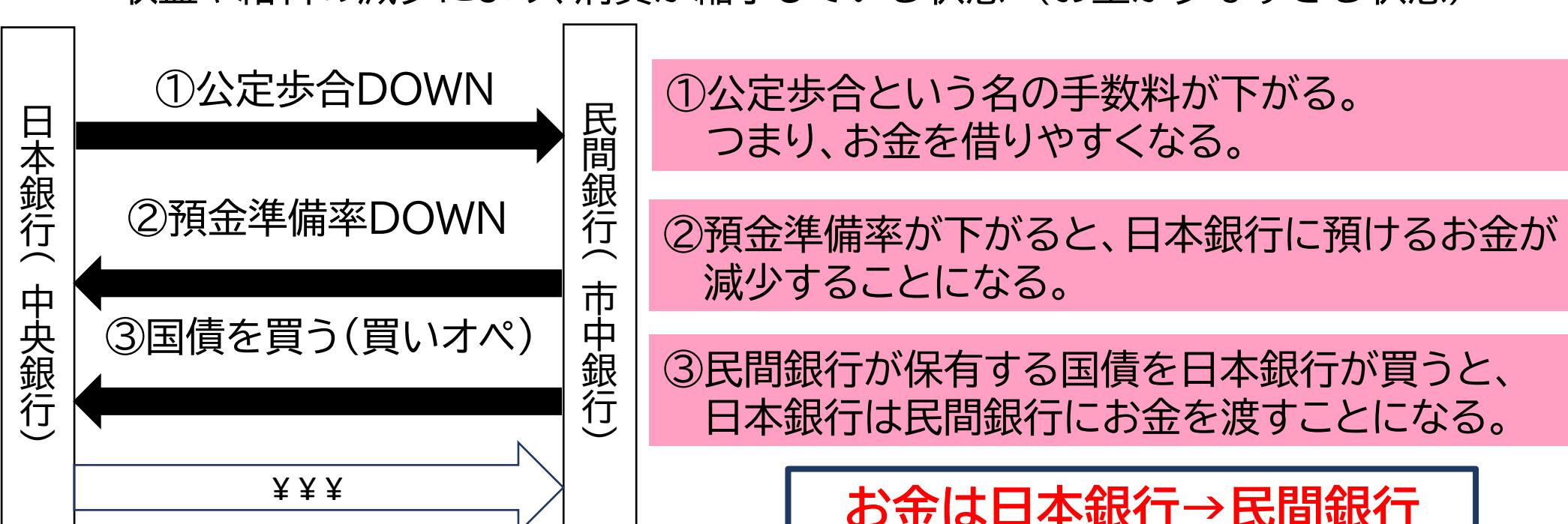
◆【好景気】 金融引締め政策 ／ 資金吸収オペレーション

→収益や給料の増加により、消費が拡大している状態（お金が多すぎる状態）

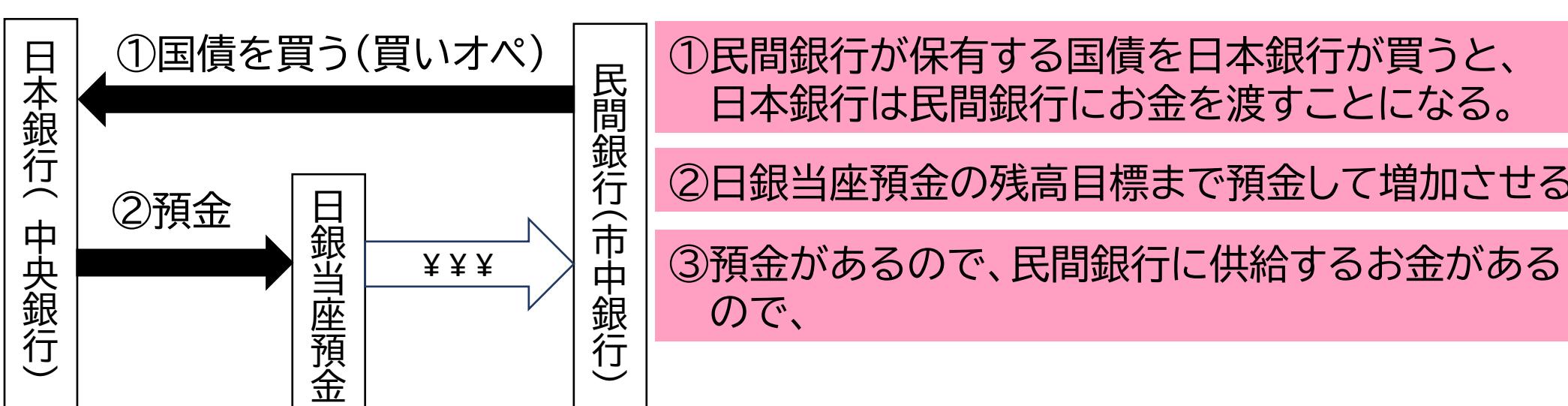


◆【不景気】 金融緩和政策 ／ 資金供給オペレーション

→収益や給料の減少により、消費が縮小している状態（お金が少なすぎる状態）



III： 量的緩和政策（不景気）



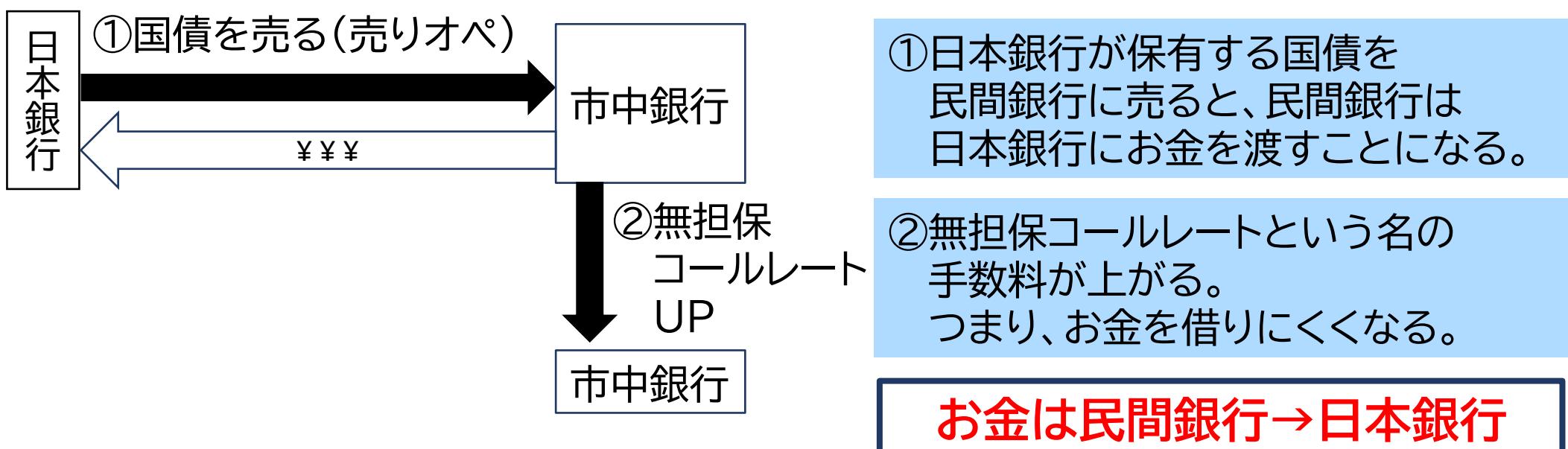
IV： マイナス金利政策（不景気）

IIIの日銀当座預金にかかる金利をマイナスにするという政策。
金利が高いほど、預けていると利子が多く得られるというものの。
市中銀行は、日銀当座預金に資金を預けていると、マイナス金利が適用されることになり、
資金が目減りしてしまうため、日銀に預けずに貸出を増やすと予想される。2016年導入。

I：無担保コールレート翌日物

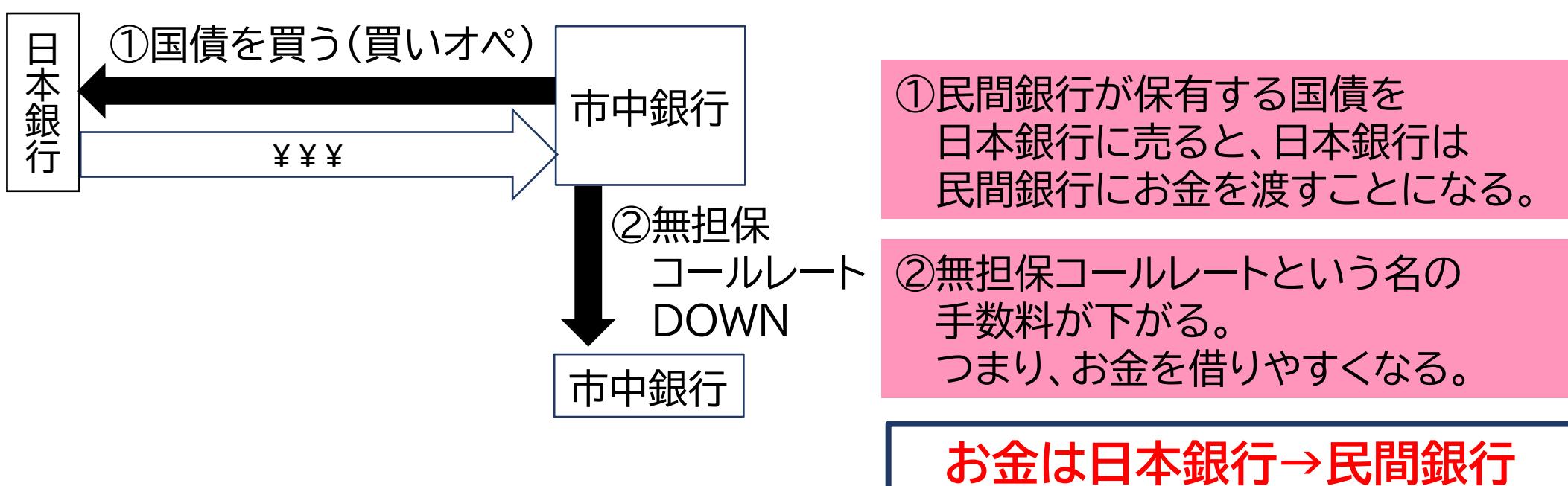
◆好景気

→収益や給料の増加により、消費が拡大している状態（お金が多すぎる状態）



◆不景気

→収益や給料の減少により、消費が縮小している状態（お金が少なすぎる状態）



II：ゼロ金利政策（不景気）

◆不景気

→収益や給料の減少により、消費が縮小している状態（お金が少なすぎる状態）

I の図の中で、無担保コールレートをほぼゼロにすることで、無担保コールレートという名の手数料がほぼゼロになる。つまり、市中銀行は他の市中銀行からお金が借りやすくなるため、企業への融資も活発になる。

□ 無担保コールレート 翌日物 (A)

市中銀行間における資金の貸し借りにおいて、借りた資金を翌日に返金する政策金利のこと。

共通政経FINAL2025



青年期

I : 青年期

◆青年期の定義

青年期とは、人間の生涯にかかる発達のなかで、子どもから大人への過渡期にあたる時期。青年期の区分は、**年齢のみならず**、さまざまな捉え方が存在する。

表現	提唱者	概要
疾風怒濤の時代	ホール	おさえがたい激情にかられ、 不安と動搖 を経験する。
マージナル・マン (境界人)	レヴィン	子どもと大人という二つの異なる集団の狭間にあり、 行動や情緒が不安定 な人。
心理的離乳	ホーリングワーカス	精神的な面で親からの 分離・独立 を求める。
モラトリアム	エリクソン	心理・社会的モラトリアムともいう。 社会側から大人としての責任や義務が免除 されている時期。

◆第二の誕生

青年期には、他人との違いを知り、自分はどんな人でありたいかを自分に問いかける経験をする。このような経験をルソーの著書『エミール』で「**第二の誕生**」と表現した。

II : 青年期の特質と課題

◆青年期の特質

特質	概要
青年期の高年齢化	産業発展などにより 知識が複雑化・多様化 したため、学業時間が延長された
青年期の低年齢化	身体的(性的)に成熟する時期は早まった

→これら両方が現代社会で発生することによって、昔よりも青年期が長くなっている。

※ミードは、未開社会の**サモア島**の若者には青年期特有の不安感などがみられないと調査結果を報告した。

◆青年期の発達課題

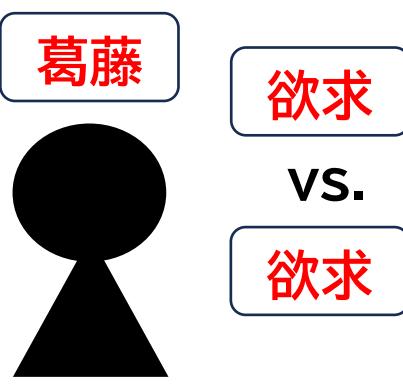
提唱者	課題
ハヴィガースト	ハヴィガーストは青年期の発達課題を10項目あげた。 ①同年齢の男女との 洗練された交際 を学ぶこと。 ②男性として、また女性としての 社会的役割 を学ぶこと。 ③自分の 身体的变化 について理解し有効に使うこと。 ④両親や他の大人から 情緒的に独立 すること。 ⑤ 経済的独立 のめやすをつけること。 ⑥ 職業を選択 しその 準備 をすること。 ⑦ 結婚と家庭生活の準備 をすること。 ⑧ 市民として必要な知識や態度 を発達させること。 ⑨ 社会的に責任のある行動 を求め、成し遂げること。 ⑩行動の指針としての 価値観や倫理の体系 を学ぶこと。
エリクソン	◆ アイデンティティの確立 一貫性や連続性のある安定した自己像を持ち、自分がどのような人間か、確信を得る状態を指す。 ◆ アイデンティティの危機 アイデンティティの確立がうまくいかず、自分が自分であるという確信が持てない状態を指す。

III : その他の重要語句

語句	説明	時期
第二次性徴	思春期の 身体的な変化 (性的成熟のこと)。	8~13歳
第二反抗期	大人や社会的通念などに対し、反抗的な態度を取るようになる時期のこと。	12~15歳

I : 葛藤と欲求

◆青年期の自己形成



欲求が実現しないと

欲求不満
(フラストレーション)アイデンティティの
確立の妨害

無意識に自我を守る

防衛機制
(防衛反応)

フロイトが提唱

欲求

vs.

欲求

◆葛藤

葛藤とは、相反する二つ以上の欲求に挟まれて選択に苦しむ状態。

葛藤は大きく3つのパターンに分けることができる。

【解説】◆青年期の自己形成

青年期は、子どもから大人への成長過程で葛藤し、自分という存在に向こう時期。それ故に欲求を持っているが、その欲求が実現できない場合には、欲求不満(フラストレーション)の状態に陥ってしまう。欲求不満は、心の安定を脅かし、アイデンティティの確立を妨げる可能性もあるため、フロイトは、そのような場合(欲求不満や自我崩壊の危機)には、無意識に自我を守る防衛機制(防衛反応)があるとした。

葛藤のパターン

表現	イメージ	具体例
回避一回避型	- vs. -	勉強をしたくない vs. 合格できない
回避一接近型	- vs. +	食中毒になりたくない vs. 生牡蠣を食べたい
接近一接近型	+ vs. +	YouTubeを見たい vs. テレビを見たい

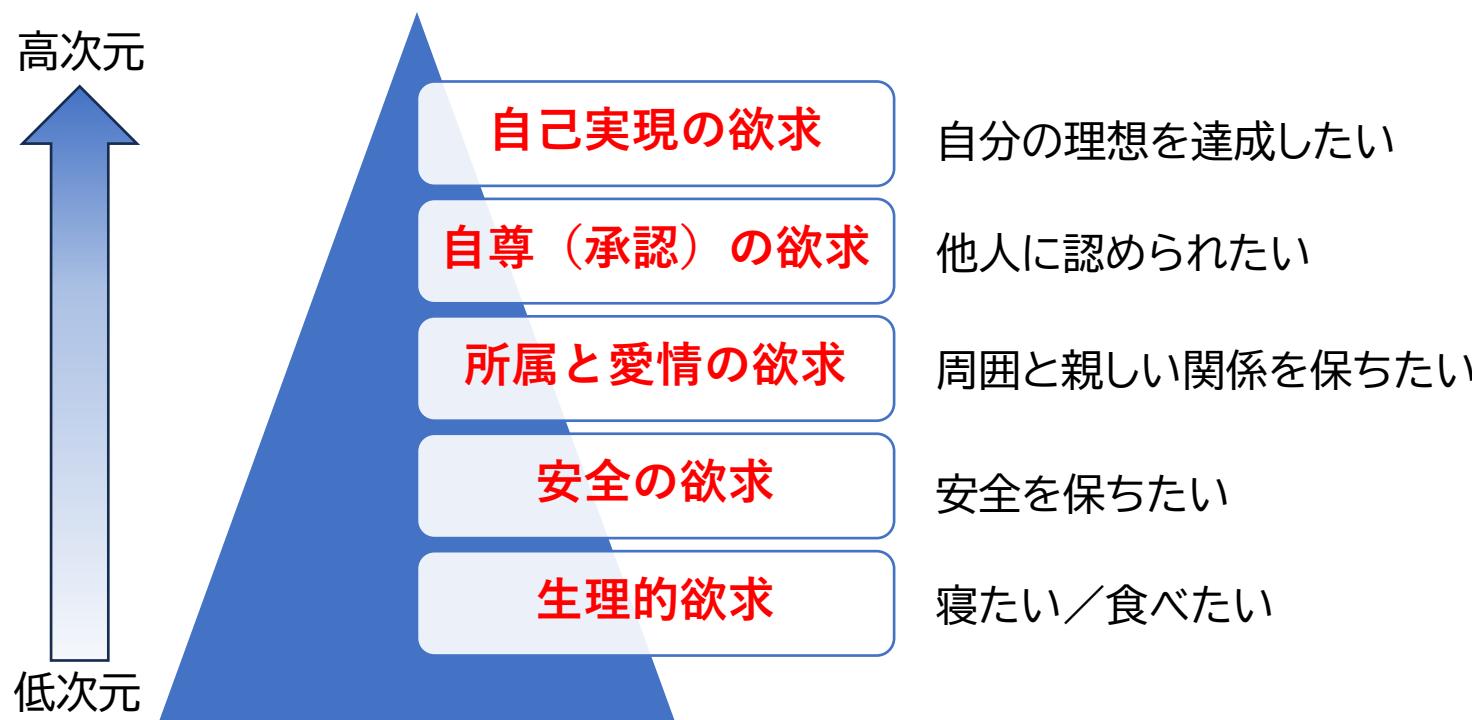
□ フロイト

オーストリアの心理学者・精神科医。

◆欲求

マズローは、欲求を5段階に分けて、低い次元の欲求が満たされるとより高い欲求実現を目指すと考えた。

マズローの欲求5段階説



□ マズロー

アメリカの心理学者

◆防衛機制(防衛反応)

欲求不満や自我崩壊の危機の場合に、無意識に自我を守る心的メカニズムのこと。

防衛機制	概要	具体例
抑圧	不快な記憶を抑え込む	テストで欠点を取ったけど、そのことは思い出せないなあ。
合理化	屁理屈をつけて納得する	点数が悪かったのは雨が降ったせいだ！
反動形成	適応できない欲求に対して正反対の行動をとる	好きな子に意地悪をしちゃおう！
逃避	適応できない欲求がある場合に、空想の世界に逃げること	勉強したくないから、大学生になった自分をイメージしてみよう…
退行	適応できない欲求に対して幼児化すること	やだ～！やだ～！と泣きわめく。
同一視	他者の長所を自分が持っているかのように思い込む	有名人が出たこの学校に通っている自分はすごい！
	自分の否定的欲求を他人に転嫁する(自分の短所を他者のものとみなす)	相手が自分を嫌っているから、自分も嫌おう！(実際は自分が嫌っている)
代償	適応できない欲求を類似の欲求に変換する	コロナで友達と遊べないからペットと遊ぼう！
昇華	適応できない欲求を社会的価値の高い欲求に変換する	友達と喧嘩した。あいつに負けないように〇〇大学に合格してやる！！

I : キャリアの開発

◆キャリア

単なる職務経歴のみならず、余暇や趣味、家庭生活や地域活動なども全て含んだ個人の生き方の履歴のことを指す。

自分自身の**ライフサイクル**に応じて、他者や社会と関わりながら自分の生きがいを作り上げていくことを**キャリア開発**という。

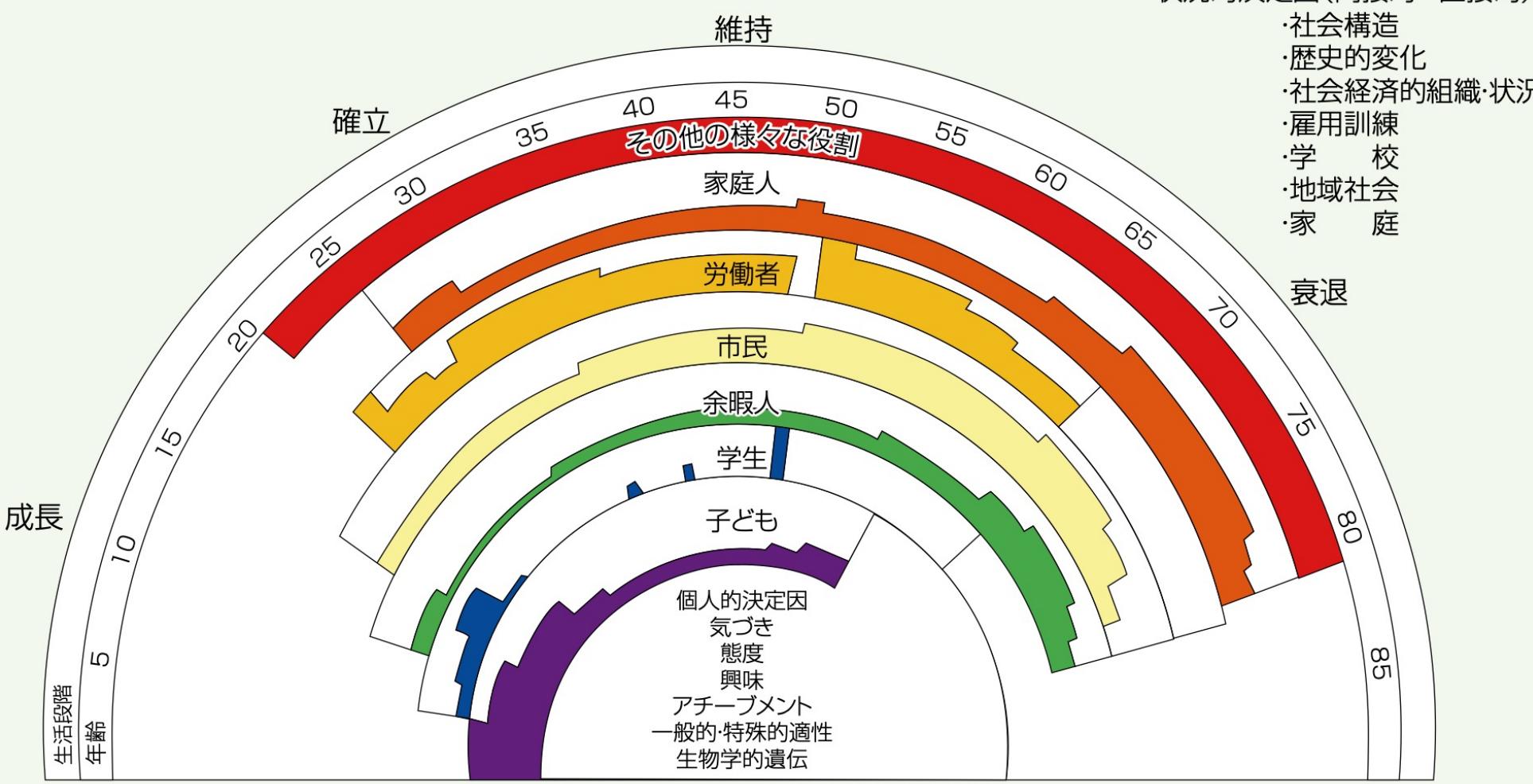
そのためには、その基準となる自分の価値観や、人生観を形成することが重要。

◆ライフサイクル

人生の周期のことで、一生涯を誕生、入学、就職、結婚などの人生の転機によって区分したものを**ライフサイクル**という。

ライフキャリアレインボー

ライフ・キャリアの虹



— ある男のライフ・キャリア —

「22歳で大学を卒業し、すぐに就職。26歳で結婚して、27歳で1児の父親となる。47歳の時に1年間社外研修。57歳で両親を失い、67歳で退職。78歳の時妻を失い81歳で生涯を終えた。」D.E.スーパーはこのようなライフ・キャリアを概念図化した。

出典 文部省『中学校・高等学校進路指導資料第1分冊』平成4年

【引用】

「4 キャリア教育に期待されること」／厚生労働省 35頁

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2011/11/04/1312817_05.pdf

II : ライフロール(役割)

◆ライフロール

キャリア形成の場において、人が担っている役割を**ライフロール**という。

役割は他者から見た自己の一つの側面であり、人間関係の形成や社会との関わりにとともに生じる。

また、他者や社会から与えられる役割だけでなく、自己の意志で社会に参画し、社会を形成しようとする態度や資質(シティズンシップ)を持ち、

自己形成の手段	概要
シティズンシップ	自己の意志で社会に参画し、社会を形成しようとする態度や資質のこと
ボランティア	自己の意志で報酬や見返りなどを求めずに社会奉仕活動をすること ※1995年は、阪神・淡路大震災が発生し、災害ボランティアが一般化したことから ボランティア元年 と呼ばれる。
ソーシャルビジネス	貧困や環境問題などの社会問題の解決に取り組むことを目的としたビジネスのこと
インターンシップ	学生が就職前に企業などで短期間業務などの就業体験を行うこと

I：価値観

◆価値観の多様化

現代社会においては次のような個人化がみられる。

- ①人生の選択を自分自身の価値基準で行う自己決定
- ②選択を振り返り、評価して責任を負う自己責任

◆リキッド・モダニティ

現代社会の特徴の一つで、近代社会において当たり前とされていたことが、液体のように流動化・液体化していく様をバウマンは、リキッド・モダニティと表現した。

II：現代社会における青年とキャリア

◆若者文化

1960年代以降の高度経済成長のなかで青年たちによって作られた文化のこと。

大人文化(体制文化)に対抗する文化。(対抗文化／カウンター・カルチュア)

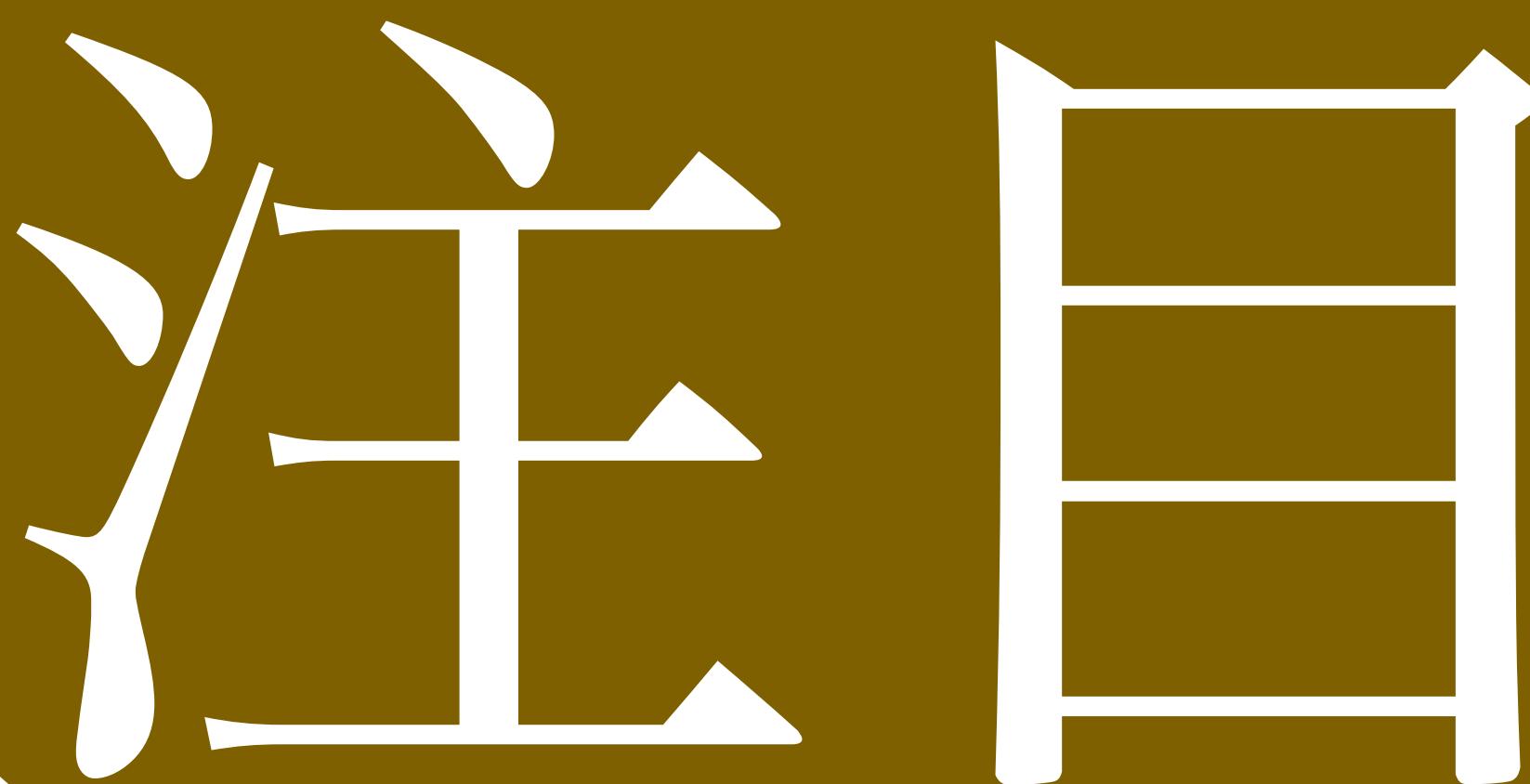
かつては、個性を否定する社会に対する反発の表現でもあった。

◆現代社会の若者文化に関する用語

用語	説明
カルチュラル スタディーズ	現代文化に関する批評活動の一種。 現代文化がいかに政治イデオロギーや経済権力構造と結びついているかという「文化と政治」「文化と権力」の側面を重視したもの。
逸脱行動	正常な行動に対立して、社会的規範からそれた行動のことをさし、犯罪、売春、非行、麻薬、その他過激発言などを指す。 ▶反社会的行動 逸脱行動の中で、社会の共同生活のルール(法律、道徳、習慣など)に反する行動のことで、法律に反する行為は犯罪、その他を非行や不良という。
非行文化	特に社会規範から外はずれ、退廃的な傾向をもつ若者文化のこと。 暴走族、未成年飲酒など大人文化への過剰な反抗の形となっている。
三無主義	1960年代末の学園闘争の後の挫折感からくる ①無気力 ②無関心 ③無責任 の気風が学生や生徒をおおい、これら3つのこと。 これに④無感動が加えられて「四無主義」、さらにこれに⑤無作法が加えられて「五無主義」と呼ばれていた。
自閉文化	1980年代にみられた、青年たちや携帯音楽プレイヤー、パソコン、カタログ、雑誌などの自分一人で完結できる商品に囲まれて生活している現象や状況のこと。

◆現代社会の青年のキャリアに関する用語

用語	説明
フリーター	定職につかず、アルバイトなどで生計を立てようとしている人のこと。 モラトリアムの状態にとどまろうとする現代の青年の心を象徴する行動パターンとみられる。
NEET	Not in Education, Employment, or Teachingの頭文字。 イギリスで名付けられ、就学・就業・職業訓練のいずれもしていない若者のこと。 日本では15～39歳の非労働人口のうち、家事も通学もしていない者を「若年無業者」と呼び、2020年時点で約87万人。
パラサイト シングル	卒業・就職後も独立せずに親元で暮らす豊かな未婚者のこと。 命名した山田昌弘は、一部屋の独占、親による食事の用意を当然と思い、自分で稼いだお金は自分の趣味などに使うことを指摘している。
ひきこもり	仕事や学校に行かず、家族以外と交流せずに半年以上、自宅にひきこもっている状態にある人たちのこと。長期的というのが特徴で、高年齢化が問題となっている。 15～39歳では約54万人、40～64歳で約61万人と推計されている。
専門職大学	2019年より日本で導入された新しい大学制度で、研究大学のような学術研究と研究者養成ではなく専門職業人の養成が最大のミッションとなっている。
スチューデント アパシー	学生無気力症のこと。学業や社会、人に対する関心や意欲がなくなるなど、学生や若者にみられる状態のこと。



消費者問題

I : 消費者問題

商品について、企業が持っている情報量と消費者が持っている情報量に格差があるという**情報の非対称性**の問題があることで、消費者が不利な立場に置かれる。その中で、さまざまな消費者被害の問題が発生している。

I : 消費者被害

◆食品被害事件

事件名	森永ヒ素ミルク事件	力ネミ油症事件
発生年	1955年	1968年
内容	森永ドライミルクに多量のヒ素が混入していた事件。	米ぬか油の製造過程で有害物質PCBが混入した事件

◆薬品被害事件

事件名	サリドマイド事件	スモン薬害事件	薬害エイズ事件	薬害肝炎事件
発生年	1960年頃	1955年	1985年	不明
内容	サリドマイド剤を服用した母親からアザラシ上の肌をした子が生まれた事件。	整腸剤キノホルムを服用した人から、下半身麻痺やしづれなどのスモン病が発生した事件。	HIVに汚染された輸入血液製剤を投与された血友病患者がエイズに感染した事件。	出産の際などに、血液製剤フィブリノゲンが使用され、多くの者がC型肝炎に感染した事件。

→以上6つの事件は、すべて和解が成立した。

◆悪質商法

マルチ商法	ネズミ算式に販売会員を増やして、販売会員が新会員を入会させることで、その紹介料や売り上げの一部を利益として得る。
キャッチ・セールス	繁華街の路上や駅前で、商品の購入を勧誘し、契約を結ばせる。
アポイントメント・セールス	電話などで商品やサービスの購入を勧誘し、契約を結ばせる。
ネガティブ・オプション	注文していない商品を送り付け、断らなければ購入したとみなし、代金を請求する。
SF商法	「数に限りがある」「今買わないと一生後悔する」などと客をあおって、高額な商品を買わせる。
かたり商法	消防員や警察官などの公的機関を装って、消防や防犯用具を購入させる商法。
靈感商法	「靈」「たたり」と言って、不安をあおって、それに付け込んで商品を法外な価格で売る。
催眠商法	「サクラ」を集めて、高価な商品が安売りされているかのような雰囲気を作り、一種の催眠状態に陥れて、実際は安価な商品を販売する。

◆消費行動

用語	説明
依存効果	企業の広告や宣伝による、消費者の欲望を喚起する効果
デモンストレーション効果	他者の消費のあり方に影響を受けること

I：消費者の権利

◆消費者主権

企業の生産のあり方を最終的に決定する権限が消費者にあるとする考え方のこと。

◆ケネディの「4つの消費者の権利」

ケネディ米大統領が、消費者の権利として、

①選ぶ権利 ②知らされる権利 ③安全を求める権利 ④意見を反映させる権利

があるとした。

□ ケネディ(A)

第35代アメリカ合衆国大統領で民主党出身。キューバ危機などを切り抜けた人だが、暗殺された。

II：日本の消費者保護行政の歴史

◆消費者保護行政の歴史

年号	出来事	説明
1968年	消費者保護基本法 制定	ケネディの4つの消費者の権利を理念とした法律。(改正済)
1970年	国民生活センター 設置	消費者問題に関する情報収集・提供を行う独立行政法人。地方版は「消費生活センター」
1994年	製造物責任法 制定	商品の欠陥が原因で被害を被った場合に、製造者の過失の有無にかかわらず、製造者に損害賠償責任を負わせる制度(無過失責任)を導入。
2000年	消費者契約法 制定	不当な契約から消費者を保護する法律。
2004年	消費者基本法 制定	消費者保護基本法を改正した。
2009年	消費者庁 設置	消費者行政を一元的に推進するために設置された省庁。内閣府の外局。

III：消費者救済

◆消費者救済の仕組み

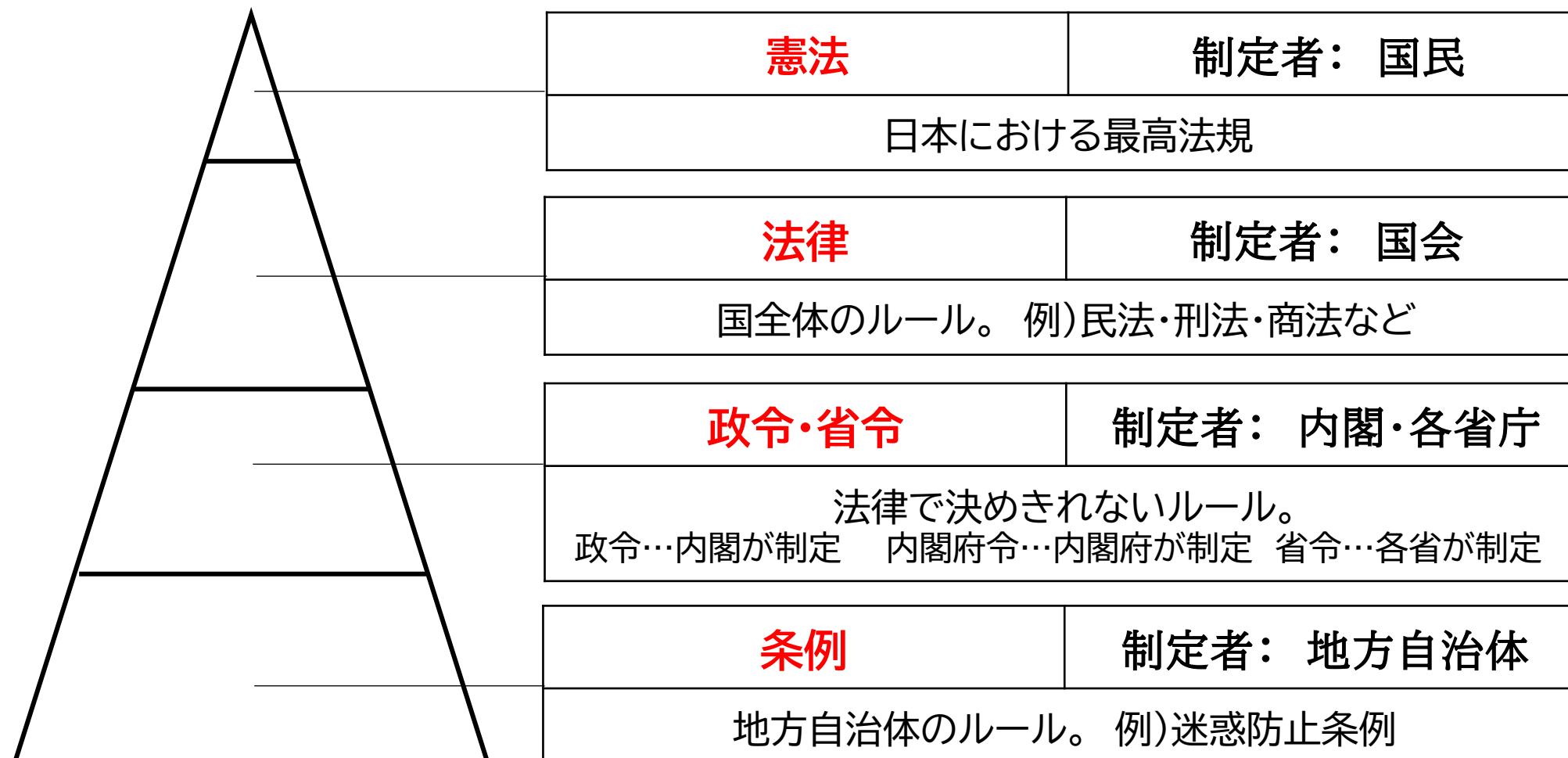
出来事	説明
クーリング・オフ制度	訪問販売や割賦販売などで購入した商品について、一定期間内であれば、無償で契約を解除できるという制度。 特定商取引法 や割賦販売法で定める。 <具体的な期間> ①8日間……訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供・訪問購入 ②20日間……連鎖販売取引(マルチ)・業務提携誘引販売取引 ③対象外……通信販売
消費者団体訴訟制度	事業者の不当な行為による消費者被害の拡大を防止する目的で、直接被害を受けていない消費者団体が、不当な行為の差止めを裁判で求めることができる制度。
グレーゾーン金利撤廃	債務者が裁判所に破産を申し立て、債務の免責を求める自己破産が増えたが、出資法の上限金利が利息制限法の上限金利を上回ることで生じるグレーゾーン金利が増加の原因とされていたが、この金利が撤廃された。
国民生活センター 消費生活センター	消費に関する消費者からの苦情や相談を受け、商品テストを行う行政機関。 地方版が「消費生活センター」 国版(独立行政法人)が「国民生活センター」 →提供された情報を消費者庁と共有し、連携する。
消費者団体訴訟制度	事業者の不当な行為による消費者被害の拡大を防止するため、直接被害を受けていない消費者団体が不当な行為の差止めを裁判で求めることができる制度。

共通政経FINAL2025



私たちと法

I：日本の法体系



II：六法

日本の法のうち、特に主要な法を「六法」という。

憲法	国の最高法規。
民法	私人間の権利の争いについて定めた法律。
刑法	国内で罪を犯した者に対して刑罰を定めた法律。
商法	商行為・商事について定めた法律
民事訴訟法	民事訴訟に関する手続について定めた法律
刑事訴訟法	刑事事件で刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現することを目的「平和主義」とした法律

【解説】憲法の三大原則

- ①国民民主権
- ②平和主義
- ③基本的人権の尊重

【解説】民法の三大原則

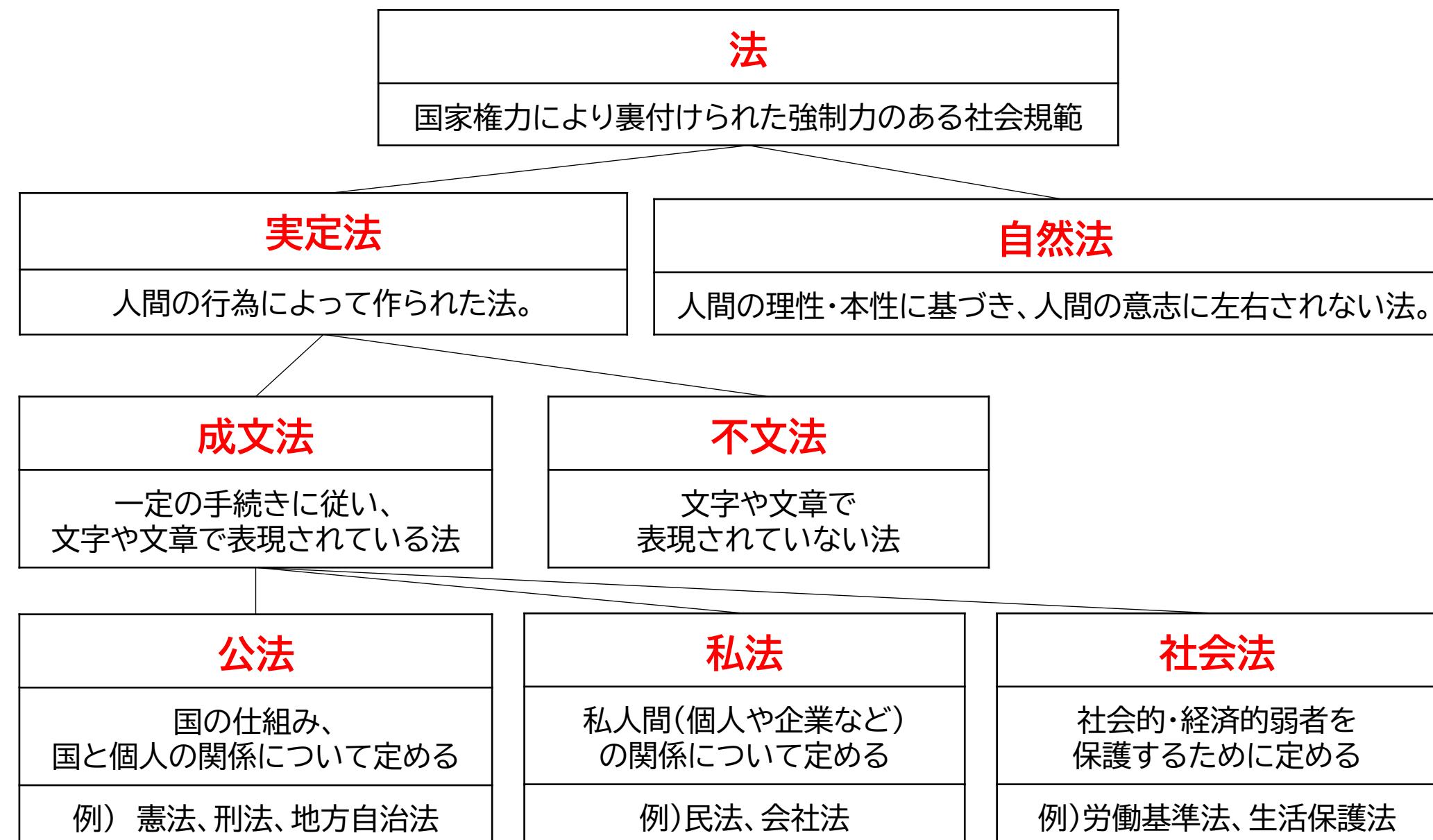
- ①権利能力平等の原則
- ②所有権絶対の原則
- ③私的自治の原則

【解説】行政法

六法の他に、行政手続きに関する法令の総称を「行政法」という。
具体的な法令として、「行政手続法」「国家賠償法」などがある。

III：法の種類

●法の分類



●その他の法の分類

一般法	広く適用される法 例) 民法	実体法	権利義務などの法律関係の内容を定める法 例) 刑法
特別法	特定の範囲に適用される法 (一般法よりも優先される) 例) 消費者契約法	手続法	実体法の規定を実現するための手続きを定めた法 例) 刑事訴訟法

I：民法の内容

総則 (第1編)

民法の基本事項を
まとめたもの

財産法 (第2・3編)

所有権、契約、不法行為など

家族法 (第4・5編)

扶養義務、親権、相続など

II：私法の原則

権利能力平等の原則

出生した自然人であれば権利能力が
平等に与えられるという原則

□ 権利能力(C)

権利や義務の主体となる能力
のこと。

権利能力は次のようなものがある。

- ◆意思能力…自分の法律行為によってどのようなことが起こるかが理解できる能力
- ◆行為能力…自分ひとりで有効な法律行為ができる能力

※場合によっては制限される。

所有権絶対の原則

物の所有者が使用、処分などの扱いを
自由できるという原則

日本国憲法第29条

財産権は、これを侵してはならない。

- ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

私的自治の原則

人は自由に契約などの私的関係を
結ぶことができるという原則

<背景> 個人は自由・平等で、権利や義務については自分で決めるべき
とする考え方

<例外> 公共の福祉や公序良俗に反する場合

□ 公序良俗(公B)

日本の民法90条に定める
公共的に認められている倫理。
モラル。

III：過失責任の原則

不法行為…故意または過失によって、他人の権利を侵害する行為

□ 故意(C)

意図的。わざと。
故意がある=意図的に。

過失責任の原則…加害者側に故意または過失がない場合には損害賠償責任を
負わないという原則。

□ 過失(C)

不注意のこと。
過失がある=不注意だった

⇒**無過失責任の原則**…加害者側に故意・過失がなくても原則責任を負うという原則。
例) 製造物責任法(PL法)

□ 製造物責任法(PL法)(A)

1994年制定
製造物の欠陥などの問題により
消費者が身体、生命、財産に
損害受けた場合に、製造者
(企業側)に故意がなく、無過失
でも損害賠償の責任を定めた
法律。

I : 成年年齢

成年は**18歳**(2022年4月までは20歳)。

民法 第4条 (成年)
年齢**十八歳**をもって、成年とする。

II : 未成年者の法律行為

未成年者が行った法律行為(契約など)は**取消しが可能**。

(詳細は、「制限行為能力者」「契約と取消し」をCheck !)

民法 第5条 (未成年者の法律行為)

未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。(略)

2 前項の規定に反する法律行為は、**取り消すことができる**。

III : 親権

未成年者は親権を持つ父母に従う必要があるが、**成年者はその必要がない**。

親権をもつ人は、監護や教育を受けさせる権利を持ち、義務を負う。

民法 第818条 (親権者)

成年に達しない子は、**父母の親権に服する**。

民法 第820条 (監護及び教育の権利義務)

親権を行う者は、子の利益のために**子の監護及び教育をする権利**を有し、義務を負う。

IV : 未成年者の労働

中学校を卒業する年度が終わるまで(**15歳まで**)労働はできない。

<例外>

13歳以上15歳未満の児童・13歳未満の映画製作や演劇をする児童が労働をする場合は、次の条件を満たす必要がある。

- ①親権者の許可があること
- ②修学時間外に使用すること
- ③児童に有害でないこと
- ④労働が軽易なもの
- ⑤労働基準監督署長の許可があること

民法 第823条 (職業の許可)

子は、親権を行う者の許可を得なければ、職業を営むことができない。

労働基準法 第56条 (最低年齢)

使用者は、児童が**満十五歳**に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。

② 前項の規定にかかわらず、(略)。児童の健康及び福祉に有害でなく、かつ、その労働が軽易なものについては、行政官庁の許可を受けて、満十三歳以上の児童をその者の修学時間外に使用することができる。映画の製作又は演劇の事業については、満十三歳に満たない児童についても、同様とする。

I : 少年法

20歳未満の者の犯罪については「少年法」で定める。(2021年改正)

少年	
17歳以下	特定少年
18・19歳	

	送致先	最大刑
17歳以下の少年	原則家庭裁判所(審判)	無期懲役刑
特定少年	家庭裁判所→地方裁判所 ※検察官に逆送する	死刑

少年法 第3条（審判に付すべき少年）

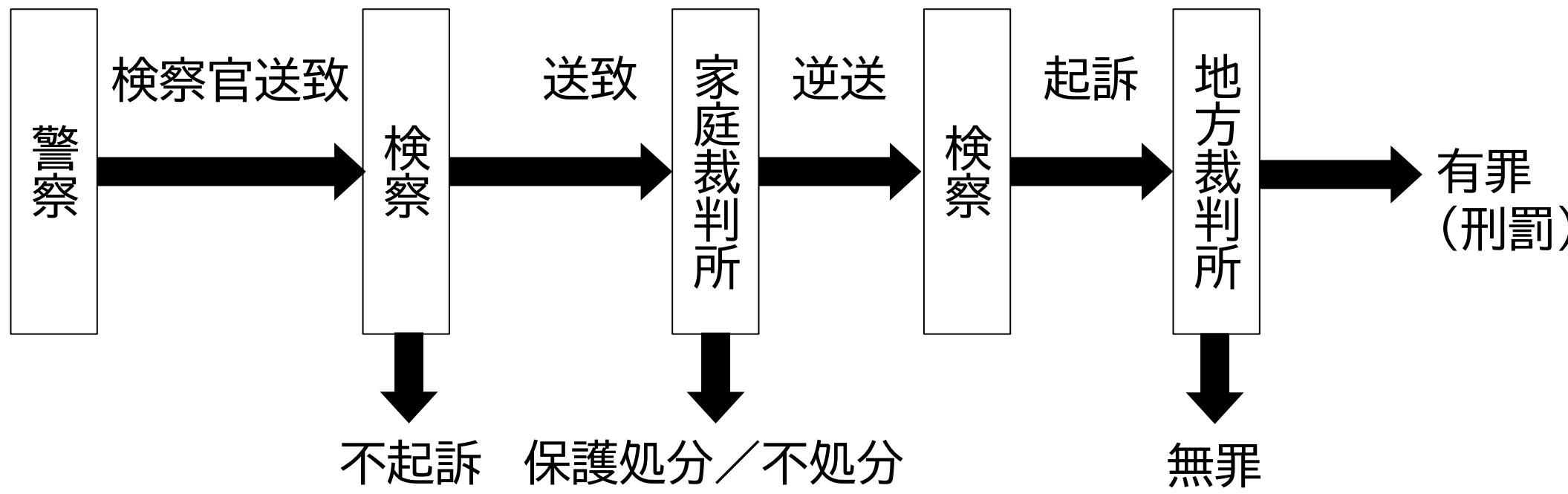
次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

- 一 罪を犯した少年
- 二 十四歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年

少年法 第62条（検察官への送致についての特例）

家庭裁判所は、特定少年(十八歳以上の少年をいう。以下同じ。)に係る事件については、(略)刑事処分を相当と認めるときは、決定をもつて、これを管轄地方裁判所に対する検察官に送致しなければならない。

◆少年事件の手続の概要



II： 検察審査会・裁判員

検察の不起訴判断が妥当かを判断する検察審査会と、裁判官と共に重大な刑事裁判の第一審に参加し、有罪無罪・量刑を判断する裁判員に、18歳以上が選ばれるようになった。

◆裁判員・検察審査員の対象年齢

	～令和4年	令和5年～
裁判員	20歳以上	18歳以上
検察審査員	1月31日まで 20歳以上	2月1日より 18歳以上

I : 契約の成立

民法 第522条（契約の成立と方式）

契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示(以下「申込み」という。)に対して相手方が承諾をしたときに成立する。

2 契約の成立には、法令に特別の定めがある場合を除き、書面の作成その他の方式を具備することを要しない。

契約は、表意者の申込みと相手方の承諾があれば成立し、書面である必要はない。

例)

売買契約…ものの購入に関する契約

雇用契約…労働に関する契約

消費貸借契約…お金の貸し借りに関する契約

賃貸借契約…物の貸し借りに関する契約

II : 無効と取消し

無効と取消しは同じようで実は違う。無効は、契約そのものが存在しない。

取消しは、契約は取消しを宣言すれば取消し。そうでなければ有効になる。

	契約の発生	宣言がない場合
無効	なし	無効
取消し	あり	有効

III : 無効・取消しができるケース

無効	意思能力の欠如	民法 第3条の2（意思能力） 法律行為の当事者が意思表示をした時に意思能力を有しなかったときは、その法律行為は、無効とする。 意思能力を持っていない人が行った法律行為は無効になる。
	公序良俗違反	民法 第90条（公序良俗） 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。
	犯罪行為や倫理的に問題のあるような法律行為	犯罪行為や倫理的に問題のあるような法律行為は無効になる。
	心裡留保	民法 第93条（心裡留保） 意思表示は、表意者がその真意ではないことを知っていたときであっても、 そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方がその意思表示が 表意者の真意ではないことを知り、又は知ることができたときは、その 意思表示は、無効とする。
	自己も相手も本意ではないとわかっていた法律行為	自己も相手も本意ではないとわかっていた法律行為は無効になる。
	虚偽表示	民法 第94条（虚偽表示） 相手方と通じて虚偽の意思表示は、無効とする。
	自己も相手も嘘とわかっていた法律行為	自己も相手も嘘とわかっていた法律行為は無効になる。
取消し	制限行為能力者（未成年者など）	民法 第5条（未成年者の法律行為） 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。 ただし、単に権利を得、又は義務を免れる法律行為については、この限りでない。 2 前項の規定に反する法律行為は、取り消すことができる。
	制限行為能力者が行った法律行為	制限行為能力者が行った法律行為は取消しが可能。
	錯誤	民法 第95条（錯誤） 意思表示は、次に掲げる錯誤に基づくものであって、その錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものであるときは、 取り消しができる。
	錯誤（勘違い）をして行った法律行為	錯誤（勘違い）をして行った法律行為は重要事項であれば取消しが可能。
詐欺・強迫	民法 第96条（詐欺又は強迫） 詐欺又は強迫による意思表示は、取り消しができる。	
	詐欺や強迫（害悪を予告される）を受けて行った法律行為	詐欺や強迫（害悪を予告される）を受けて行った法律行為は取消しが可能。

I：刑罰の種類

刑法とは、日本国内や日本国外にある日本の船舶、日本の航空機内で罪を犯した者にどのような罰をあたえるかを規定した法。

	拘束場所	刑務作業	詳細
死刑	拘置所	なし	法務大臣の命令により、生命を失わせる刑罰
懲役	刑務所	あり	刑務所に拘置し、刑務作業を行わせる刑罰
禁錮		なし	刑務所に拘置する刑罰
拘留	拘留場	なし	1日以上30日未満拘置する刑罰
罰金	納められない場合は 労役場	納められない場合は あり	1万円以上の金を納めさせる刑罰
科料		納められない場合は あり	1000円以上1万円未満の金を納めさせる刑罰
没収	なし	なし	凶器や報酬などを没収する刑罰

ただし、懲役・禁錮は2025年6月1日より、「**拘禁刑**」に一本化される。

II：刑事制度の諸問題

①死刑制度の存在

- <目的> 犯罪の抑止効果
- <問題点>
 - ・憲法第36条の残虐な刑罰に該当すること
 - ・冤罪であった場合に取り返しがつかないこと

日本国憲法 第36条

公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

②冤罪の発生

- <原因>
 - ・日本で物的証拠よりも**自白を重視**する傾向にあること
 - ・**代用監獄(代用刑事施設)**などでの取り調べが長期であること
- <解決策>
 - ・取り調べの可視化
 - ・再審の実施

III：過去の冤罪事件

	罪名	確定判決	無罪判決
弘前大教授夫人殺人	殺人	懲役	S52.2
加藤老事件	強盗殺人	無期懲役	S52.7
免田事件	強盗殺人	死刑	S58.7
財田川事件	強盗殺人	死刑	S59.3
松山事件	強盗殺人	死刑	S59.7
梅田事件	強盗殺人	無期懲役	S61.8
島田事件	殺人 他	死刑	H1.1
足利事件	殺人 他	無期懲役	H22.3
布川事件	強盗殺人	無期懲役	H23.5
東電OL殺人	殺人	無期懲役	H24.11
袴田事件	強盗殺人	死刑	R6.9

三十覚界

国民所得

国民所得

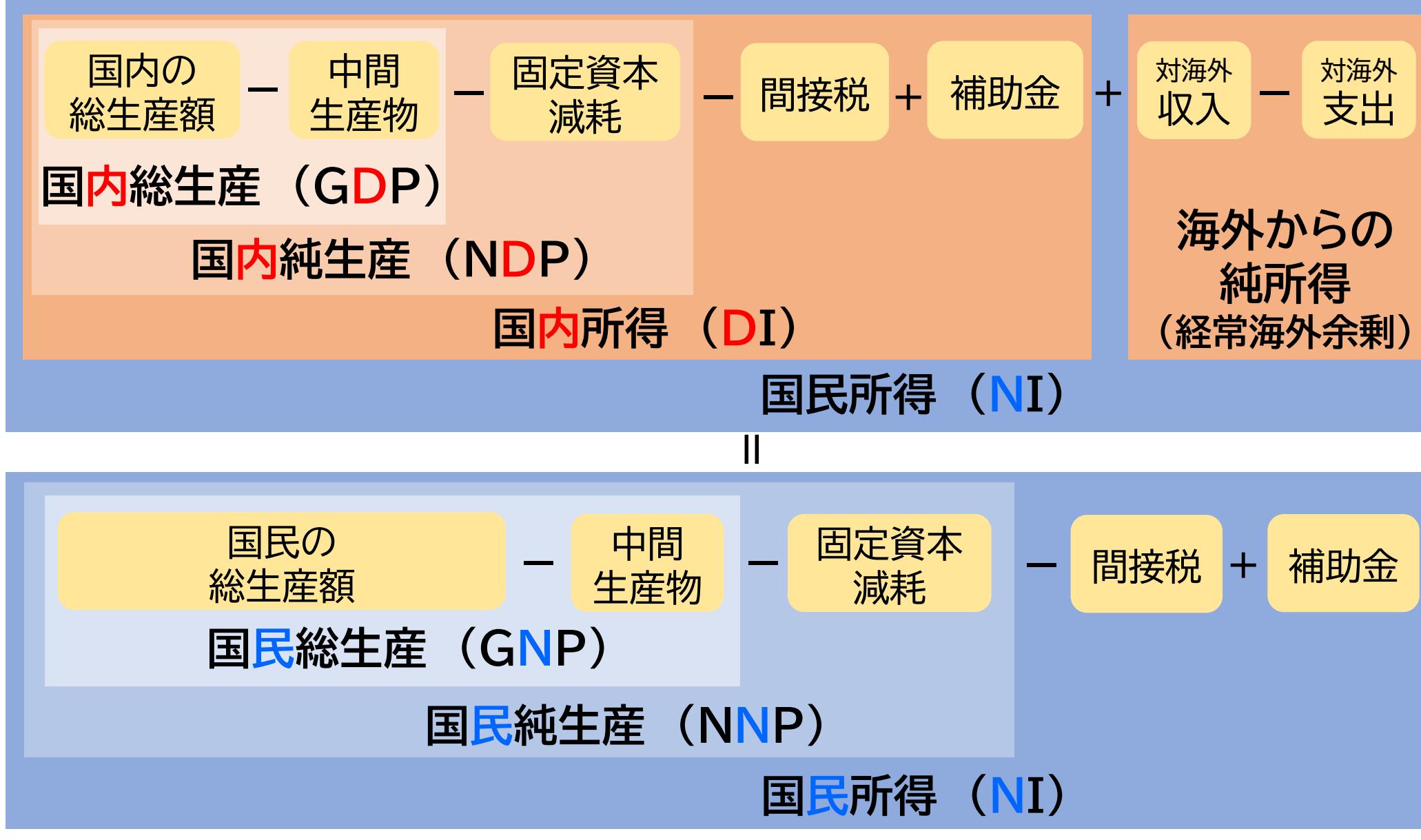
国民所得

I : 国民所得指標の表記

	総 (Gross)			純 (Net)		
	生産 (Product)	支出 (Expenditure)	所得 (income)	生産 (Product)	支出 (Expenditure)	所得 (income)
国内 (Domestic)	GDP (国内総生産)	GDE (国内総支出)	GDI (国内総所得)	NDP (国内純生産)	NDE (国内純支出)	NDI (国内純所得)
国民 (National)	GNP (国内総生産)	GNE (国内総支出)	GAN (国内総所得)	NNP (国内純生産)	NNE (国内純支出)	NNI (国内純所得)

II : 国民所得指標の変換

★国民所得指標の計算式



▶対海外収入・対海外支出

対海外収入は、(輸出 + 海外からの受け取り所得)

対海外支出は、(輸入 + 海外への支払い所得)

をそれぞれ指すが、「対海外収入」「対海外支出」という言葉は簡潔にまとめるためにマイ政経予備校が作った表現なので注意。

III: 三面等価の原則

★三面等価の原則

$$\text{GDP} = \text{GDE} = \text{GDI}$$

$$\text{NDP} = \text{NDE} = \text{NDI}$$

$$\text{GNP} = \text{GNE} = \text{GAN}$$

$$\text{NNP} = \text{NNE} = \text{NNI}$$

A: 基礎例題

- (1) 国内の総生産額が200兆円、中間生産物が20兆円のとき、国内総生産の額を求めなさい。
- (2) 国内総生産の額が400兆円、固定資本減耗が10兆円のとき、国内純生産の額を求めなさい。
- (3) 国内純生産が300兆円、間接税が5兆円、補助金が3兆円のとき、国内所得の額を求めなさい。
- (4) 輸出が200兆円、海外からの受け取り所得が300兆円、輸入が400兆円、海外への支払い所得が50兆円のとき、経常海外余剰の額を求めなさい。
- (5) 国内所得が1000兆円、経常海外余剰が50兆円のとき、国民所得の額を求めなさい。
- (6) 国民総生産が200兆円、固定資本減耗が20兆円のとき、国民純生産の額を求めなさい。
- (7) 国民純生産が250兆円、間接税が3兆円、補助金が2兆円のとき、国民所得の額を求めなさい。
- (8) 国内所得が600兆円、経常海外余剰が30兆円、間接税が20兆円、補助金が10兆円のとき、国民純生産の額を求めなさい。

B: 練習問題

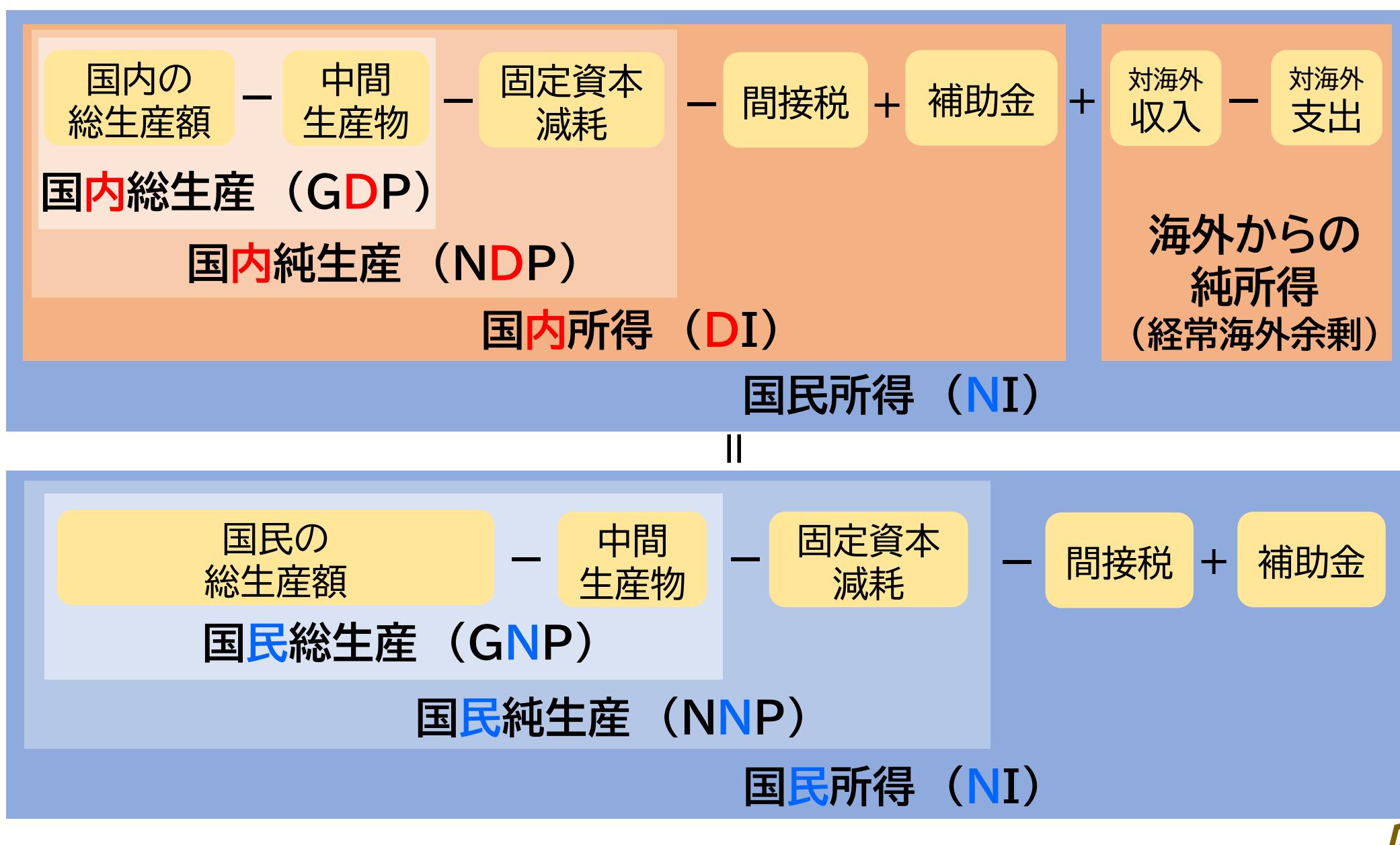
次の表は、ある年度における仮想の国の国民所得統計の数値を示したものである。後の問いに答えなさい。

国内総支出	500兆円	間接税	30兆円
輸入	50兆円	補助金	15兆円
輸出	20兆円	海外からの受け取り所得	10兆円
中間生産物	200兆円	海外への支払い所得	5兆円
固定資本減耗	60兆円		

- (1)GDPの額を答えなさい。
- (2)経常海外余剰の額を答えなさい。
- (3)NIの額を答えなさい。

A: 基礎例題

★国民所得指標の計算式



(1) 国内の総生産額が200兆円、中間生産物が20兆円のとき、国内総生産の額を求めなさい。

国内総生産 = 国内の総生産額 - 中間生産物で求められるから、
200兆円 - 20兆円 = 180兆円

(1) 180兆円

(2) 国内総生産の額が400兆円、固定資本減耗が10兆円のとき、国内純生産の額を求めなさい。

国内純生産 = 国内総生産 - 固定資本減耗で求められるから、
400兆円 - 10兆円 = 390兆円

(2) 390兆円

(3) 国内純生産が300兆円、間接税が5兆円、補助金が3兆円のとき、国内所得の額を求めなさい。

国内所得 = 国内純生産 - 間接税 + 補助金で求められるから、
300兆円 - 5兆円 + 3兆円 = 298兆円

(3) 298兆円

(4) 輸出が200兆円、海外からの受け取り所得が300兆円、輸入が400兆円、海外への支払い所得が50兆円のとき、経常海外余剰の額を求めなさい。

経常海外余剰 = (輸出 - 海外からの受け取り所得) - (輸入 - 海外への支払い所得) で求められるから、
(200兆円 - 300兆円) - (400兆円 - 50兆円)
= -100兆円 - 350兆円
= -450兆円

(4) -450兆円

(5) 国内所得が1000兆円、経常海外余剰が50兆円のとき、国民所得の額を求めなさい。

国民所得 = 国内所得 + 経常海外余剰で求められるから、
1000兆円 + 50兆円 = 1050兆円

(5) 1050兆円

(6) 国民総生産が200兆円、固定資本減耗が20兆円のとき、国民純生産の額を求めなさい。

国民純生産 = 国民総生産 - 固定資本減耗で求められるから、
200兆円 - 20兆円 = 180兆円

(6) 180兆円

(7) 国民純生産が250兆円、間接税が3兆円、補助金が2兆円のとき、国民所得の額を求めなさい。

国民所得 = 国民純生産 - 間接税 + 補助金で求められるから、
250兆円 - 3兆円 + 2兆円 = 249兆円

(7) 249兆円

(8) 国内所得が600兆円、経常海外余剰が30兆円、間接税が20兆円、補助金が10兆円のとき、国民純生産の額を求めなさい。

国民純生産 = 国内所得 - 間接税 + 補助金で求められるから、国民所得 - 2兆円 + 10兆円。
国民所得 = 国内所得 + 経常海外余剰で求められるから、600兆円 + 30兆円 = 630兆円
したがって、630兆円 - 2兆円 + 10兆円 = 638兆円

(8) 638兆円

B: 練習問題

次の表は、ある年度における仮想の国の国民所得統計の数値を示したものである。
後の問い合わせに答えなさい。

国内総支出	500兆円
輸入	50兆円
輸出	20兆円
中間生産物	200兆円
固定資本減耗	60兆円

間接税	30兆円
補助金	15兆円
海外からの受け取り所得	10兆円
海外への支払い所得	5兆円

(1) GDPの額を答えなさい。

(1) 500兆円

★三面等価の原則

$$\begin{array}{l} \text{GDP} = \text{GDE} = \text{GDI} \\ \text{GNP} = \text{GNE} = \text{GNI} \end{array}$$

$$\begin{array}{l} \text{NDP} = \text{NDE} = \text{NDI} \\ \text{NNP} = \text{NNE} = \text{NNI} \end{array}$$

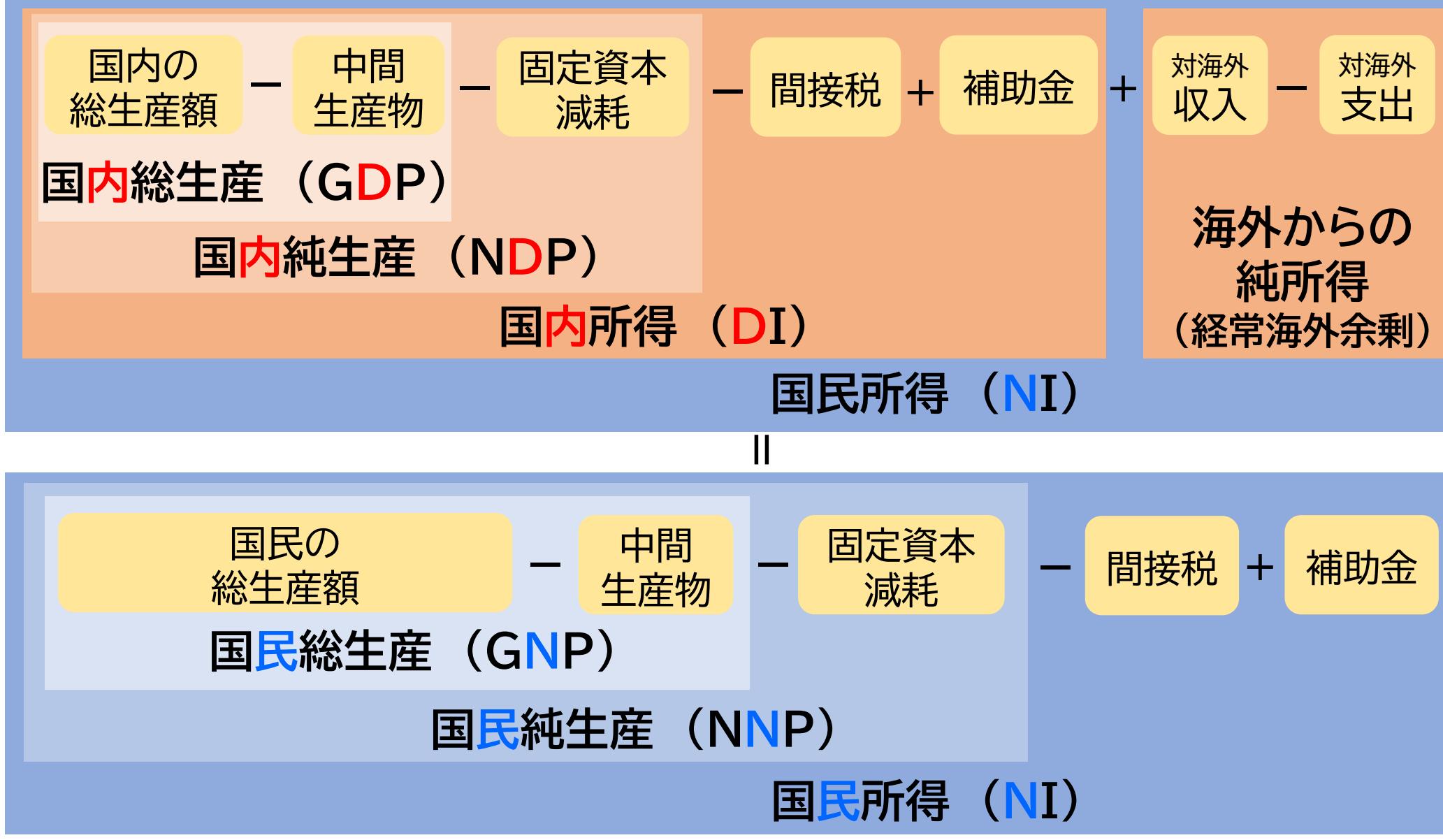
三面等価の原則により、国内総支出(GDE)はGDP(国内総生産)と同じ値になる。

よって、答えは500兆円。

(2) 経常海外余剰の額を答えなさい。

(2) -25兆円

★国民所得指標の計算式



経常海外余剰は、(輸出+海外からの受け取り所得)-(輸入+海外への支払い所得)で求められる。
数値を計算式に当てはめると、
 $(20+10)-(50+5) = -25$ (兆円)

よって、-25兆円。

(3) NIの額を答えなさい。

(3) 400兆円

国民所得(NI)は、国内総生産(GDP)-固定資本減耗-間接税+補助金+経常海外余剰で求められる。
GDPは(A)より500兆円、経常海外余剰は(B)より-25兆円とわかっているから、
数値を計算式に当てはめると、
 $500-60-30+15+(-25)=400$ (兆円)

よって、400兆円。

共通政経FINAL2025

三十覚界

国際収支表

I：国際収支表

国際収支とは、国の一定期間内の収支(正確には他国への支払額と他国からの受取額)を集計したもので、IMFが新しい国際収支マニュアルを2009年に発表し、それに基づいて、財務省と日本銀行が国際収支統計を作成して公表している。

II：国際収支表の内容

◆表の内容

経常収支	貿易・サービス収支	商品の輸出入の収支のこと。	+ 輸出	
			- 輸入	
	サービス収支	旅行・運輸・通信・保険・金融・特許使用料・ソフト開発など情報関連の収支のこと。	+ 外国人が日本でお金を使用	
			- 日本人が他国でお金を使用	
	第一次所得収支		+ 他国で働く日本人に支払われる給与	
			- 日本で働く外国人に支払われる給与	
	第二次所得収支		+ なし	
			- 国連への拠出金、外国へのODA	
	直接投資		外国企業の経営支配を目的に、株式や債権の購入を行ったり、海外工場を設置したりすること。	
	間接投資		外国企業の経営支配を目的とせず、値上がり益や利回りを見込んで証券投資を行うこと。	
金融収支	金融派生商品	これままでの金融商品(債券や株式)から派生した新しい金融商品。		
	その他投資	銀行・企業・政府による貸付・借入のこと。		
	外貨準備	政府や日本銀行が保有する流動性の高い金や外国通貨、SDRなどの対外資産のこと。		
	資本移転等収支	固定資産の無償提供などを指す。		
	誤差脱漏	統計上の誤差や漏れのこと。		

III：日本の国際収支の推移

項目	黒字の年	赤字の年
経常収支	毎年	
貿易・サービス収支	それ以外	2008 2011～2015 2018～2019 2021～2022
貿易収支	それ以外	2011～2014 2021～2022
サービス収支		毎年
第一次所得収支	毎年	
第二次所得収支		毎年

▶参考資料

左記表は以下の情報を参考にしています。

国際収支総括表【年度・半期】
／財務省

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/bpnet.htm

IV：国際収支表の計算式

★国際収支表の計算式

$$\begin{array}{l}
 \text{輸出} - \text{輸入} + \text{サービス収支} + \text{第一次所得収支} + \text{第二次所得収支} + \text{資本移転等収支} - \text{金融収支} + \text{誤差脱漏} = 0 \\
 \text{貿易収支} \\
 \text{貿易・サービス収支} \\
 \text{経常収支}
 \end{array}$$

A: 基礎例題①

次の空所当てはまる数値を答えなさい。

- (1) $20 - 15 + (\quad) + 2 - 1 = 0$
- (2) $30 + 6 - 24 + (\quad) - 45 = 0$
- (3) $15 - 8 + 7 + (\quad) + 9 - 24 = 0$
- (4) $4 + 12 - 8 + (\quad) + 7 - 2 = 0$
- (5) $(\quad) + 2 - 15 + 3 - 19 + 25 = 0$

B: 基礎例題②

- (1) 輸出額が3兆円、輸入額が6兆円のとき、貿易収支の額を答えなさい。
- (2) 貿易収支が15兆円、サービス収支が-20兆円のとき、貿易・サービス収支の額を答えなさい。
- (3) 貿易・サービス収支が30兆円、第一次所得収支が15兆円、第二次所得収支が-10兆円のとき、経常収支の額を答えなさい。
- (4) 経常収支が25兆円、金融収支が5兆円、誤差脱漏が0円のとき、資本移転等収支の額を答えなさい。
- (5) 経常収支が50兆円、第一次所得収支が5兆円、第二次所得収支が-2兆円、サービス収支が10兆円のとき、貿易収支の額を答えなさい。

C: 練習問題

次の2つ表は、ある年における仮想の2つの国の国際収支表を示したものである。
次のうち空所に当てはまる数値を答えなさい。

X国

経常収支	(A)兆円
輸入	2兆円
輸出	4兆円
サービス収支	10兆円
第一次所得収支	15兆円
第二次所得収支	-2兆円
資本移転等収支	-3兆円
金融収支	(B)兆円
誤差脱漏	1兆円

Y国

経常収支	30兆円
貿易収支	(C)兆円
サービス収支	12兆円
第一次所得収支	15兆円
第二次所得収支	-2兆円
資本移転等収支	(D)兆円
金融収支	22兆円
誤差脱漏	2兆円

A: 基礎例題①

次の空所当てはまる数値を答えなさい。

(1) $20 - 15 + (\quad) + 2 - 1 = 0$

$$\begin{aligned} 20 - 15 + (\quad) + 2 - 1 &= 0 \\ 5 + (\quad) + 1 &= 0 \\ (\quad) + 6 &= 0 \\ (\quad) &= -6 \end{aligned}$$

(2) $30 + 6 - 24 + (\quad) - 45 = 0$

$$\begin{aligned} 30 + 6 - 24 + (\quad) - 45 &= 0 \\ 36 - 24 + (\quad) - 45 &= 0 \\ 12 + (\quad) - 45 &= 0 \\ (\quad) - 33 &= 0 \\ (\quad) &= 33 \end{aligned}$$

(1) -6 (2) 33

(3) $15 - 8 + 7 + (\quad) + 9 - 24 = 0$

$$\begin{aligned} 15 - 8 + 7 + (\quad) + 9 - 24 &= 0 \\ 7 + 7 + (\quad) - 15 &= 0 \\ 14 + (\quad) - 15 &= 0 \\ (\quad) - 1 &= 0 \\ (\quad) &= 1 \end{aligned}$$

(4) $4 + 12 - 8 + (\quad) + 7 - 2 = 0$

$$\begin{aligned} 4 + 12 - 8 + (\quad) + 7 - 2 &= 0 \\ 16 - 8 + (\quad) + 5 &= 0 \\ 8 + (\quad) + 5 &= 0 \\ 13 + (\quad) &= 0 \\ (\quad) &= -13 \end{aligned}$$

(3) 1 (4) -13

(5) $(\quad) + 2 - 15 + 3 - 19 + 25 = 0$

$$\begin{aligned} (\quad) + 2 - 15 + 3 - 19 + 25 &= 0 \\ (\quad) - 13 - 16 + 25 &= 0 \\ (\quad) - 29 + 25 &= 0 \\ (\quad) - 4 &= 0 \\ (\quad) &= 4 \end{aligned}$$

(5) 4

B: 基礎例題②

★国際収支表の計算式



(1) 輸出額が3兆円、輸入額が6兆円のとき、貿易収支の額を答えなさい。

貿易収支 = 輸出 - 輸入なので、 $3\text{兆円} - 6\text{兆円} = -3\text{兆円}$

(1) -3兆円

(2) 貿易収支が15兆円、サービス収支が-20兆円のとき、貿易・サービス収支の額を答えなさい。

貿易・サービス収支 = 貿易収支 + サービス収支なので、 $15\text{兆円} + (-20\text{兆円}) = -5\text{兆円}$

(2) -5兆円

(3) 貿易・サービス収支が30兆円、第一次所得収支が15兆円、第二次所得収支が-10兆円のとき、経常収支の額を答えなさい。

経常収支 = 貿易・サービス収支 + 第一次所得収支 + 第二次所得収支なので、 $30\text{兆円} + 15\text{兆円} + (-10\text{兆円}) = 35\text{兆円}$

(3) 35兆円

(4) 経常収支が25兆円、金融収支が5兆円、誤差脱漏が0円のとき、資本移転等収支の額を答えなさい。

経常収支 + 資本移転等収支 - 金融収支 + 誤差脱漏 = 0なので移項すると、
資本移転等収支 = 金融収支 - 経常収支 - 誤差脱漏で求められる。
 $5\text{兆円} - 25\text{兆円} - 0\text{円} = -20\text{兆円}$

(4) -20兆円

(5) 経常収支が50兆円、第一次所得収支が5兆円、第二次所得収支が-2兆円、サービス収支が10兆円のとき、貿易収支の額を答えなさい。

経常収支 = 貿易収支 + サービス収支 + 第一次所得収支 + 第二次所得収支なので移項すると、
貿易収支 = 経常収支 - サービス収支 - 第一次所得収支 - 第二次所得収支で求められる。
 $50\text{兆円} - 10\text{兆円} - 5\text{兆円} - (-2\text{兆円}) = 37\text{兆円}$

(5) 37兆円

C: 練習問題

次の2つ表は、ある年における仮想の2つの国の国際収支表を示したものである。
次のうち空所に当てはまる数値を答えなさい。

X国

経常収支	(A)兆円
輸入	2兆円
輸出	4兆円
サービス収支	10兆円
第一次所得収支	15兆円
第二次所得収支	-2兆円
資本移転等収支	-3兆円
金融収支	(B)兆円
誤差脱漏	1兆円

Y国

経常収支	30兆円
貿易収支	(C)兆円
サービス収支	12兆円
第一次所得収支	15兆円
第二次所得収支	-2兆円
資本移転等収支	(D)兆円
金融収支	22兆円
誤差脱漏	2兆円

(A) 経常収支

(A) 25

経常収支は、
(輸出-輸入)+サービス収支+第一次所得収支+第二次所得収支で求めることができる。
数値をそのまま計算式に当てはめると、
 $(4-2)+10+15-2=25$ (兆円)

(B) 金融収支

(B) 23

金融収支は、経常収支+資本移転等収支-金融収支+誤差脱漏=0の公式を移項させ、
金融収支=経常収支+資本移転等収支+誤差脱漏となる。
数値をそのまま計算式に当てはめると、
(A)より経常収支は25兆円だから、
 $25-3+1=23$ (兆円)

(C) 貿易収支

(C) 5

貿易収支は、経常収支=貿易収支+サービス収支+第一所得収支+第二次所得収支を移項させ、
経常収支-サービス収支-第一所得収支-第二次所得収支で求めることができる。
数値をそのまま計算式に当てはめると、
 $30-12-15-(-2)=5$ (兆円)

(D) 資本移転等収支

(D) 10

資本移転等収支は、経常収支+資本移転等収支-金融収支+誤差脱漏=0の公式を移項させ、
資本移転等収支=金融収支-経常収支-誤差脱漏で求めることができる。
数値をそのまま計算式に当てはめると、
 $22-30-2=-10$ (兆円)

論述題

比較生産費説

I： 比較生産費説

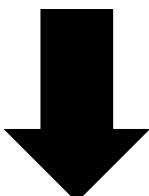
比較生産費説 リカード

リカードは、著書『経済学及び課税の原理』で、労働価値説と国際分業論をもとに、自由貿易を理論化した。

この説は、各國は、国際分業による貿易を行う場合に、各國の比較して生産費が絶対的に安い場合(絶対優位)や、他国に比べると高いが、国内の他の商品と比較して安い場合には安い商品に集中して生産し、高い商品は輸入する方が、世界全体で商品の生産量が増大するというもの。

II： 絶対優位と比較優位

絶対優位	同じ仕事についての生産性を他の国と比べて、生産性が高い状態 例) 日本とアメリカで自動車の生産性を比較して、自動車の生産に必要な人数が日本は100名、アメリカが200名のとき、日本が絶対優位になる。
比較優位	違う仕事についての生産性を国内で比べて、その仕事の生産性が高い状態 例) 日本の自動車の生産性と日本の服の生産性を比較して、日本は自動車の生産性が10で、服の生産性が2のとき、日本は自動車について比較優位になる。



国内の別の仕事の生産性をどうやって比較するのか

機会費用	ある選択をすることによって失った(選択しなかった)ものの価値のことで、機会費用が大きいと、犠牲が大きいと考えることができる。 例) 大学へ進学する(年収0円) vs. 高卒で就職する(年収250兆円)のとき、大学進学を選んだ場合、4年間就職で得られずはずだった1000兆円を失った(得られなかつた)ことになる。この1000兆円が機会費用。
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

つまり、2つの仕事のそれぞれの機会費用を計算し、機会費用が小さい方が比較優位であると考えることができる。

III： 比較生産費説の公式

★機会費用の計算式

X国のA商品の機会費用 =

A商品の生産に必要な人数 ÷ B商品の生産に必要な人数

★生産量の計算式

A商品の生産量 =

A商品に関わる労働者数 ÷ A商品を1単位生産するのに必要な人数

A: 基礎例題①

次の場合における、X国のA商品の機会費用を計算して求めなさい。
ただし、答えは小数第3位を四捨五入して答えること。

- (1) X国のA商品の生産に必要な人数が100人、B商品の生産に必要な人数が160人の場合
- (2) X国のA商品の生産に必要な人数が90人、B商品の生産に必要な人数が60人の場合
- (3) X国のA商品の生産に必要な人数が200人、B商品の生産に必要な人数が120人の場合
- (4) X国のA商品の生産に必要な人数が130人、B商品の生産に必要な人数が50人の場合
- (5) X国のA商品の生産に必要な人数が150人、B商品の生産に必要な人数が120人の場合

B: 基礎例題②

次の場合における、X国のA商品の生産量を計算して求めなさい。
ただし、答えは小数第3位を四捨五入して答えること。

- (1) X国のA商品の生産に必要な人数が100人で、A商品の生産労働者が120人いる場合
- (2) X国のA商品の生産に必要な人数が90人、A商品の生産労働者が60人の場合
- (3) X国のA商品の生産に必要な人数が130人、A商品の生産労働者が250人の場合
- (4) X国のA商品の生産に必要な人数が140人、A商品の生産労働者が70人の場合
- (5) X国のA商品の生産に必要な人数が70人、A商品の生産労働者が180人の場合

C: 練習問題

次の表は、リカードの比較生産費説を説明するために用意した表である。
表には貿易前に、各國がそれぞれの商品を1単位生産するために必要な労働者の数を表している。
リカードの比較生産費説に基づいて考えると、

- (1)各商品はどちらの国が生産する方が好ましいか。
- (2)貿易前と比べて各商品の生産量はどの程度変化するか。

なお、ポルトガルの労働者は170人、イギリスの労働者は220人とし、
必ずぶどう酒またはラシャの生産に携わるものとする。

	ぶどう酒1単位の生産に必要な労働量	ラシャ1単位の生産に必要な労働量
ポルトガル	80人	90人
イギリス	120人	100人

A: 基礎例題①

次の場合における、X国のA商品の機会費用を計算して求めなさい。
ただし、答えは小数第3位を四捨五入して答えること。

★機会費用の計算式

X国のA商品の機会費用 =

A商品の生産に必要な人数 ÷ B商品の生産に必要な人数

(1) X国のA商品の生産に必要な人数が100人、B商品の生産に必要な人数が160人の場合

$$100 \div 160 = 0.625 \quad \text{小数第3位を四捨五入すると} 0.63$$

(1) 0.63

(2) X国のA商品の生産に必要な人数が90人、B商品の生産に必要な人数が60人の場合

$$90 \div 60 = 1.5$$

(2) 1.5

(3) X国のA商品の生産に必要な人数が200人、B商品の生産に必要な人数が120人の場合

$$200 \div 120 = 1.666\cdots \quad \text{小数第3位を四捨五入すると} 1.67$$

(3) 1.67

(4) X国のA商品の生産に必要な人数が130人、B商品の生産に必要な人数が50人の場合

$$130 \div 50 = 2.6$$

(4) 2.6

(5) X国のA商品の生産に必要な人数が150人、B商品の生産に必要な人数が120人の場合

$$150 \div 120 = 1.25$$

(5) 1.25

B: 基礎例題②

次の場合における、X国のA商品の生産量を計算して求めなさい。
ただし、答えは小数第3位を四捨五入して答えること。

★生産量の計算式

A商品の生産量 =

A商品に関わる労働者数 ÷ A商品を1単位生産するのに必要な人数

(1) X国のA商品の生産に必要な人数が100人で、A商品の生産労働者が120人いる場合

$$120 \div 100 = 1.2$$

(1) 1.2

(2) X国のA商品の生産に必要な人数が90人、A商品の生産労働者が60人の場合

$$60 \div 90 = 0.666\cdots \quad \text{小数第3位を四捨五入すると} 0.67$$

(2) 0.67

(3) X国のA商品の生産に必要な人数が130人、A商品の生産労働者が250人の場合

$$90 \div 60 = 1.5$$

(3) 1.5

(4) X国のA商品の生産に必要な人数が140人、A商品の生産労働者が70人の場合

$$70 \div 140 = 0.5$$

(4) 0.5

(5) X国のA商品の生産に必要な人数が70人、A商品の生産労働者が180人の場合

$$180 \div 70 = 2.571\cdots \quad \text{小数第3位を四捨五入すると} 2.57$$

(5) 2.57

B: 練習問題

次の表は、リカードの比較生産費説を説明するために用意した表である。
表には貿易前に、各国がそれぞれの商品を1単位生産するために必要な労働者の数を表している。

リカードの比較生産費説に基づいて考えると、

(1)各商品はどちらの国が生産する方が好ましいか。

(2)貿易前と比べて各商品の生産量はどの程度変化するか。

なお、ポルトガルの労働者は170人、イギリスの労働者は220人とし、
必ずぶどう酒またはラシャの生産に携わるものとする。

	ぶどう酒1単位の生産に必要な労働量	ラシャ1単位の生産に必要な労働量
ポルトガル	80人	90人
イギリス	120人	100人

(1) 各商品はどちらの国が生産する方が好ましいか。

★ポイント★ 品目ごとに考える！

★機会費用の計算式

X国のA商品の機会費用 =

A商品の生産に必要な人数 ÷ B商品の生産に必要な人数

①ぶどう酒について考える

ポルトガル… $80 \div 90 = 0.889$

イギリス…… $120 \div 100 = 1.2$

→「機会費用」は犠牲だから、犠牲が小さい方が「比較優位」

→ぶどう酒はポルトガルが比較優位

②ラシャについて考える

ポルトガル… $90 \div 80 = 1.125$

イギリス…… $100 \div 120 = 0.833$

→「機会費用」は犠牲だから、犠牲が小さい方が「比較優位」

→ラシャ酒はイギリスが比較優位

③表を書き直す

ポルトガルは「ぶどう酒」

イギリスは「ラシャ」に特化

※()内は1単位生産に必要な人数

	ぶどう酒	ラシャ
ポルトガル	170人(80人)	0人
イギリス	0人	220人(100人)

(1)

ぶどう酒： ポルトガル

ラシャ： イギリス

(2) 貿易前と比べて各商品の生産量はどの程度変化するか。

④生産量を考える

★生産量の計算式

A商品の生産量 =

A商品に関わる労働者数 ÷ A商品を1単位生産するのに必要な人数

ポルトガルは $170 \div 80 = 2.125$ 単位 生産できる

イギリスは $220 \div 100 = 2.2$ 単位 生産できる

⑤計算前と比較する

計算前は各国それぞれ2商品を1単位ずつ生産できたため合計4単位の生産ができた。

計算後は、ポルトガルが2.125単位、イギリスが2.2単位生産できる。

合計は4.415単位の生産ができた。よって、生産量が0.325単位増加したことになる。

	ぶどう	ラシャ
ポ	1単位	1単位
イ	1単位	1単位
合計	2単位	2単位
	4単位	



	ぶどう	ラシャ
ポ	2.125単位	0単位
イ	0単位	2.2単位
合計	2.125単位	2.2単位
	4.325単位	

(2)

ぶどう酒： 0.125単位増加

ラシャ： 0.2単位増加

付録①

計算

I：地方自治法上の直接請求

請求内容	根拠	署名数 (選挙人名簿 登録者数)	提出先	その後の対応
条例の制定・改廃	74条	50分の1 以上	長	長が議会にかけて結果公表
監査の請求	75条		監査委員	監査結果を公表し、議会・長に報告
議会の解散請求	76条	3分の1 以上 (※2)	選挙管理 委員会	有権者の投票で過半数の同意が必要
議員の解職請求	80条			有権者の投票で過半数の同意が必要
長の解職請求	81条			有権者の投票で過半数の同意が必要
主要公務員の解職 請求 (※1)	86条		長	長が議会にかけて3分の2以上の出席かつ4分の3以上の同意が必要

※1
主要公務員とは、副長、選挙管理委員、監査委員等を指す。

※2
有権者数が次の場合、条件が変わる。

◆有権者数が40万人を超える場合
 $\frac{80万 + (80万 - x)}{6}$

※xは有権者数
※40万×3分の1+
(有権者数-40万)×6分の1

◆有権者数が80万人を超える場合
 $\frac{480万 + 3(80万 - x)}{24}$

※xは有権者数
※40万×3分の1+40万×6分の1+
(有権者数-80万)×8分の1

II：惜敗率

$$\text{惜敗率} = \frac{\text{小選挙区での自分の得票数}}{\text{小選挙区での第1位の得票数}} \div$$

III：均衡価格・均衡取引量

X軸を取引量、Y軸を価格とし、需要曲線と供給曲線の交点のX座標が均衡取引量、Y座標が均衡価格になる。
そのため、需要曲線と供給曲線を連立方程式を立てて解けば良い。

曲線と言いつながらも入試では直線で出るので、一次関数の計算方法で良い。

IV：経済成長率・物価指数

$$\text{経済成長率} = \frac{\text{比較年度のGDP} - \text{基準年度のGDP}}{\text{基準年度のGDP}} \times 100$$

$$\text{実質GDP (実質値)} = \text{名目GDP (名目値)} \times \frac{100}{\text{GDPデフレーター (物価指数)}}$$

V：プライマリーバランス・国債依存度

$$\text{プライマリーバランス} = (\text{歳入} - \text{公債金}) - (\text{歳出} - \text{国債費})$$

$$\text{国債依存度} = \frac{\text{国債収入}}{\text{歳入総額}} \times 100$$

VI：信用創造

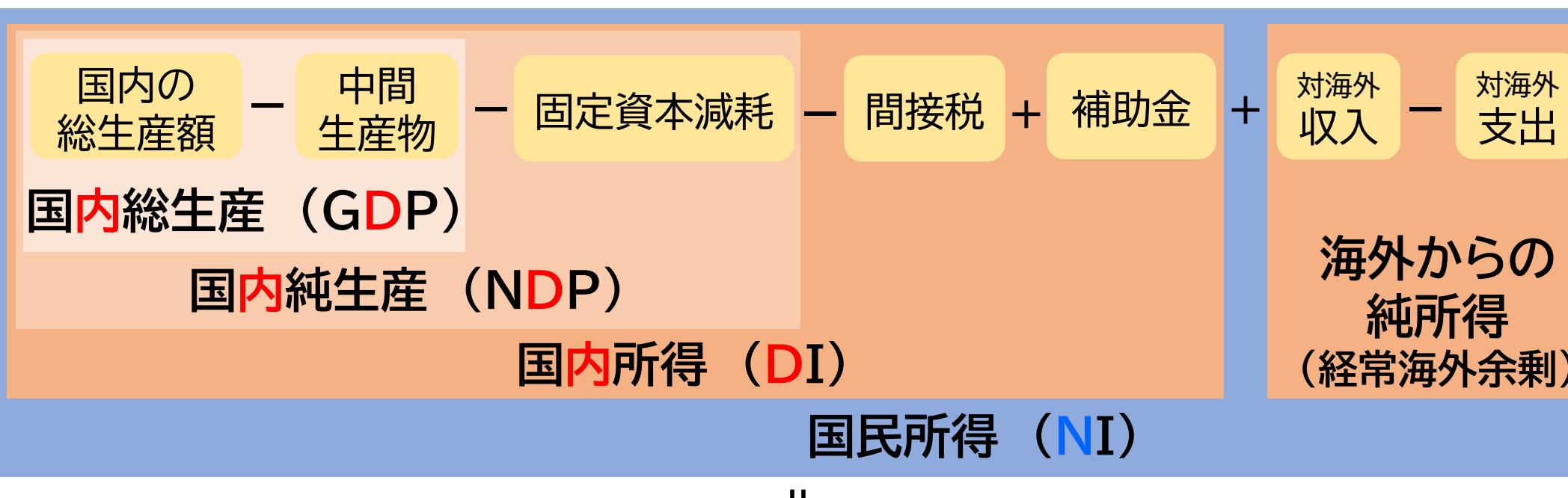
$$\text{信用創造額} = \frac{\text{本源的預金}}{\text{支払準備率}} - \text{本源的預金}$$

VII: 利回り

$$\text{利回り} = \frac{\text{売却時の価格}}{\text{購入時の価格}} - 1$$

VIII: 国民所得指標

◆国民所得の関係性

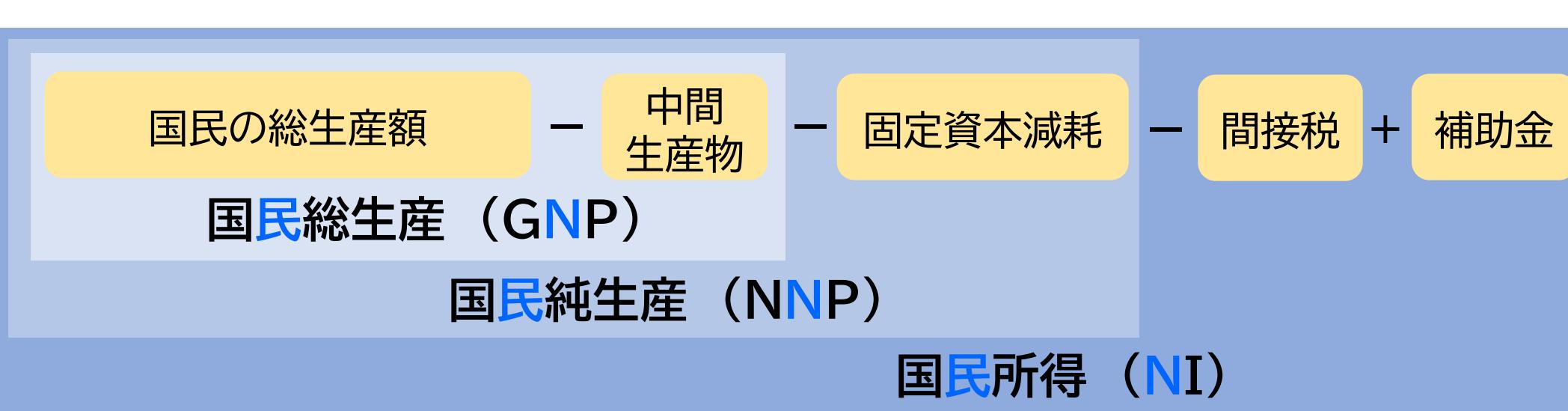


▶ 対海外収入・対海外支出

対海外収入は、
(輸出+海外からの受け取り所得)

対海外支出は、
(輸入+海外への支払い所得)

をそれぞれ指すが、
「対海外収入」「対海外支出」という
言葉は簡潔にまとめるために
マイ政経予備校が作った表現なの
で注意。



◆三面等価の原則

$$\text{GDP} = \text{GDE} = \text{GDI}$$

$$\text{GNP} = \text{GNE} = \text{GNI}$$

IX：付加価値

$$\text{付加価値} = \text{賃金} + \text{利潤} + \text{税金} = \text{生産額} - \text{中間生産物}$$

※設問条件によっては例えば税金を加えないなどのケースもある

X：國際收支

$$\begin{array}{c} \text{輸出} - \text{輸入} + \text{サービス} \\ \text{貿易収支} \quad \text{収支} \\ \text{貿易・サービス収支} \end{array} + \begin{array}{c} \text{第一次} \\ \text{所得収支} \end{array} + \begin{array}{c} \text{第二次} \\ \text{所得収支} \end{array} - \begin{array}{c} \text{金融} \\ \text{収支} \end{array} + \begin{array}{c} \text{誤差} \\ \text{脱漏} \end{array} = 0$$

付録②
判例

I：憲法9条 「戦争の放棄」

事件名	概要	概要・問題	判決
砂川事件	米軍基地の拡張に対してデモが発生した事件	在日米軍・日米安全保障条約は憲法9条2項(戦力の不保持)に反するか	判断なし (統治行為論) ※地裁は違憲判決
長沼ナイキ基地訴訟	航空自衛隊の基地を設置するために国有保安林の指定解除の処分を行った事件	自衛隊は憲法9条2項(戦力の不保持)に反するか	判断なし (統治行為論) ※地裁は違憲判決
百里基地訴訟	国が防衛庁に百里基地用に所有していた土地を売った事件	自衛隊は憲法9条2項(戦力の不保持)に反するか	判断なし (統治行為論)
恵庭事件	陸上自衛隊基地での騒音に反発して演習用の通信線を住民が切断した事件	自衛隊に関する審査が必要か	具体的争訟の裁判に必要な限度に限られる

II：憲法13条 「新しい人権」

事件名	概要	概要・問題	判決
大阪空港公害訴訟	大阪空港に離着陸する騒音により住民の生活に影響が出ている問題	住民には憲法13条幸福追求権を根拠とした、「良好な環境のもとで生活を維持する権利」(環境権)が保障されるか	環境権は認めない (※高裁は飛行差し止めを容認 最高裁は飛行差し止めを否定)
『宴のあと』事件	東京都知事選に立候補した人物が勝手に小説のモデルにされた事件	人に憲法13条幸福追求権を根拠とした、「私生活をみだりに公開されない権利」(プライバシー権)が保障されるか	保障される (この権利を明確化した)
『石に泳ぐ魚』事件	ある女性が勝手に小説のモデルにされ、出版の差止めを請求した事件	この請求は憲法21条(表現の自由)に反するか	合憲

III：憲法14条 「法の下の平等」

事件名	概要	概要・問題	判決
尊属殺人重罰事件	性的虐待を父から受けた娘が父を殺害した事件	刑法200条が普通の殺人罪より重い罰を科していることが憲法14条の法の下の平等に反するか	法令違憲① (刑法200条を削除)
議員定数不均衡問題	1973年の衆議院選挙で、一票の格差が1:4.99になった	一票の格差が憲法14条(法の下の平等)、憲法43条・44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲②③ (ただし、事情判決) ※1985年にも同様の判決
日産自動車事件	定年年齢を男子55歳、女子50歳とする就業規則があった	この規則は性別による不合理な差別で、憲法14条の法の下の平等に反するか	憲法違反 (就業規則は無効)
ハンセン病国家賠償訴訟	らい予防法に基づいて国はハンセン病患者を隔離していた	この政策は患者に対する不合理な差別で、憲法14条(法の下の平等)に反するか	憲法違反 (国に賠償命令)
国籍付与婚外子差別規定違憲判決	婚姻関係がない日本人と外国人の間に生まれた子は出生前に認知があれば国籍を付与するが、出生後では認めないと国籍法に定めていた	この国籍法の規定は憲法14条(法の下の平等)に反するか	法令違憲④ (国籍法を改正)
選択的夫婦別姓制度判決	夫婦別姓で婚姻届を提出した夫婦が受け取りを拒否された事件	この民法と国籍法の規定が、憲法14条(法の下の平等)と憲法24条(婚姻の自由)に反するか	合憲 ※2015年、2021年で判決
再婚禁止規定違憲判決	女性だけに離婚後6か月の再婚禁止規定を民法で定めていた	この民法の規定は性別による差別であり、憲法14条(法の下の平等)に反するか	法令違憲⑤ (ただし100日以内は合理的) ※2023年から規定撤廃
婚外子相続格差違憲判決	非嫡出子の法定相続分が嫡出子の2分の1であると民法で定めていた。	この民法の規定は憲法14条(法の下の平等)に反するか	法令違憲⑥ (民法を改正)

IV: 憲法15条・44条 「参政権」

事件名	概要	概要・問題	判決
マクリーン事件	政治活動や申請なしに転職したことが理由で在留の延長申請が認められなかった事件	この判断は外国人の権利を侵害しているか	政治活動の自由はあるもが在留の許否は国の裁量
在外日本人選挙権訴訟	在外日本人に衆院選小選挙区と参院選選挙区の投票を認めていなかった	この制度が憲法15条(公務員選定罷免権)、憲法44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲⑦ (公職選挙法を改正)
在外国民審査権制限違憲判決	在外日本人に最高裁裁判官の国民審査権を認めていなかった	この制度が憲法15条(公務員選定罷免権)、憲法44条(選挙人資格)に反するか	法令違憲⑧
永住外国人地方選挙権訴訟	特別永住者の在日韓国人が選挙人名簿に登録されておらず、外国人に参政権を認めない制度であった	この制度は、憲法44条(選挙人の資格)に反するか	地方選挙で外国人に選挙権を付与することは禁じていないが、「国民」=日本国籍とした

V: 憲法17条 「国家賠償請求権」

事件名	概要	概要・問題	判決
郵便法免責規定判決	書留郵便の郵送遅れが発生し、この損害に対する国の損害賠償を制限的にしか認めていなかった	この制度が憲法17条(国家賠償請求権)に反するか	法令違憲⑨ (民営化で郵便法を廃止)

VI: 憲法19・20条 「思想・良心の自由」

事件名	概要	概要・問題	判決
三菱樹脂訴訟	学生運動の過去を隠していた学生の本採用を会社が拒否した事件	この会社の対応が憲法19条の思想及び良心の自由、憲法20条の信条の自由に反するか	合憲 憲法の規定は私人間に直接適用されない
津地鎮祭訴訟	市立体育館の起工に際し、地鎮祭を行い公金を支出した	この行為は憲法20条3項の政教分離の原則に反するか	合憲 (目的効果基準説)
愛媛玉ぐし料訴訟	靖国神社・護国神社への玉ぐし料を公費で支払った問題	この行為は憲法20条3項の政教分離の原則に反するか	憲法違反 (目的効果基準説)
空知太訴訟	砂川市が神社に対して敷地を無償で提供した	この行為は憲法20条3項の政教分離の原則に反するか	憲法違反 (目的効果基準説)

VII: 憲法21条 「表現の自由、検閲の禁止」

事件名	概要	概要・問題	判決
家永教科書事件	日本史の教科書について教科書検定を申請したが不合格とされた事件	この教科書検定は憲法21条2項の検閲の禁止に反するか	合憲
チャタレー事件	『チャタレイ夫人の恋人』を日本語訳したもののが、刑法175条のわいせつ物頒布罪に問われた事件	この刑法の規定が、憲法21条の表現の自由に反するか	合憲
サンケイ新聞意見広告訴訟	共産党を批判した自民党の意見広告に対し、共産党が反論文を無料掲載するように求めた事件	この請求は憲法21条(表現の自由)の中で反論権が保障されるか	保障されない

VIII: 憲法22条 「職業選択の自由」

事件名	概要	概要・問題	判決
薬事法薬局開設距離制限違憲判決	薬事法で薬局の開設について距離制限を定めていた	この薬事法の規定が憲法22条(職業選択の自由)に反するか	法令違憲(最判⑩)

IX: 憲法25条「生存権」

事件名	概要	概要・問題	判決
朝日訴訟	生活扶助費額が当時の600円支給される制度になっている	この制度が憲法25条に反するか	合憲 (プログラム規定説)
堀木訴訟	生涯福祉年金と児童扶養手当の併給を認めない制度になっている	この制度が憲法25条に反するか	合憲 (プログラム規定説)

X: 憲法29条「財産権」

事件名	概要	概要・問題	判決
共有林分割制限 違憲判決	共有林の持株価額が過半数の者からの請求は認め、半分以下の共有者からの分割は認めない制度であった	この制度が憲法29条(財産権)に反するか	法令違憲⑪

A: 判例総まとめ

統治行為論
砂川事件
長沼ナイキ基地訴訟
百里基地訴訟
プログラム規定説
朝日訴訟
堀木訴訟
目的効果基準説
津地鎮祭訴訟
愛媛玉ぐし料訴訟
空知太訴訟

最高裁法令違憲判決(古い順)	
1	尊属殺人重罰事件 (S48)
2	薬事法薬局距離制限違憲判決 (S50)
3	衆議院議員定数不均衡訴訟 (S51)
4	衆議院議員定数不均衡訴訟 (S60)
5	森林法共有林分割制限違憲判決 (S62)
6	郵便法免責規定違憲判決 (H14)
7	在外日本人選挙権制限違憲判決 (H17)
8	非嫡出子国籍付与差別訴訟 (H20)
9	非嫡出子相続格差訴訟 (H25)
10	再婚禁止規定違憲判決 (H27)
11	在外国民審査権制限違憲判決 (R04)
12	生殖不能手術規定違憲判決 (R05)
13	旧優生保護法不妊手術違憲判決 (R06)

B: 判例用語集

統治行為論	国の統治の基本に関する高度に政治性を有する国家行為について司法審査の対象としないとする考え方
プログラム規定説	憲法上の規定について、政策の指針を示すにとどまり、法的拘束力を持たないとする考え方
目的効果基準説	宗教的行為の目的と、それが及ぼす効果を考慮して、目的でない・効果がない場合には合憲とする考え方
事情判決	その判断が違法であっても、その判断を取り消すことによって公に著しい障害が生じる場合には、違法を宣言しつつ、請求は棄却する判決